

保健所業務概要

令和 4 年度版
(令和 3 年度実績)

八 戸 市

健康都市宣言

わたしたち八戸市民は、生涯を通じて心身ともに健康で、
生きがいのある生活が出来るように、一人ひとりが健康づく
りを心がけるとともに、地域が協力しあい、健康で住みよい
まちを目指し、ここに「健康都市はちのへ」を宣言します。

- 1 健康について学び、健康づくりを実践します。
- 1 生活を見直し、正しい生活習慣を身につけます。
- 1 一に予防、二に健診を心がけます。

平成15年9月28日

八 戸 市

目次

◇ 総括

1. 八戸市の概況 1
2. 八戸市保健所の沿革 2
3. 保健所設置の考え方 4
4. 組織機構図と分掌事務 5
 - (1) 組織機構図
 - (2) 分掌事務
 - (3) 職名別・職種別職員数
5. 施設の概要 8
 - (1) 八戸市総合保健センター
 - (2) 八戸市休日夜間急病診療所
 - (3) 八戸市休日歯科診療所
6. 令和4年度予算概要 10
 - (1) 保健衛生関係予算
 - (2) 主な事業と当初予算額
7. 附属機関 12
 - (1) 附属機関一覧
 - (2) 会議の開催状況
8. 実習等受入の状況 14
9. 調査研究実施の状況 14

◇ 八戸市の人口動態

1. 八戸市人口統計 15
2. 地区別人口 16
3. 人口動態 18
4. 死亡状況 20
 - (1) 死因別
 - (2) 死因順位の推移
 - (3) 三大死因の死亡率の推移
 - (4) 悪性新生物の部位別死亡者数
 - (5) 脳血管疾患の種類別死亡者数
 - (6) 乳児死亡率の推移

◇ 令和3年度事業実績

《保健所》

保健総務課

【1】 医事及び薬事関係

1. 医事関係 25
 - (1) 医療監視の状況
 - (2) 医療施設等数
2. 薬事関係 26
 - (1) 薬事監視等の状況
 - (2) 薬務関係施設数

【2】 医療安全支援センターの運営 27

- (1) 八戸市医療安全支援センター
- (2) 医療相談等

【3】 統計報告・調査 28

- (1) 統計報告・調査一覧
- (2) 医師・歯科医師・薬剤師医療従事者数

【4】 地域医療の推進

1. 医療体制の確保 30
 - (1) 一次救急医療体制
 - (2) 二次救急医療体制
 - (3) 三次救急医療体制
 - (4) 連携中枢都市圏事業
 - (5) 青森県救急医療情報システム
2. 健康・医療情報ネットワークシステム事業 34
3. 献血推進事業 35
4. AED普及啓発事業 35
5. 医療従事者の確保 36
 - (1) 医師確保対策事業
 - (2) 看護師等修学資金貸与事業

健康づくり推進課

【5】 成人保健事業

1. 健康教育 37
 - (1) 市民健康づくり講座
 - (2) 食生活改善推進員養成研修会
 - (3) 各地区健康教室

2. 健康相談 38
(1) 庁内相談
(2) 電話による健康相談
(3) 各地区健康相談

3. 健康診査 40
(1) 健康診査及び保健指導
(2) がん検診等

4. 訪問指導 49

【6】栄養改善事業(成人)

1. 成人関係 50
2. 特定給食施設等栄養管理指導事業 50
3. 国民健康・栄養調査 51
4. 食品表示法(保健事項)・健康増進法に係る食品表示の指導・相談 52

【7】健康づくり推進事業

1. 第2次健康はちのへ21 53
2. 保健推進員活動 54
3. わが家の健康カレンダーによる事業の普及 55

【8】組織活動の育成及び支援

1. 八戸市食生活改善推進員協議会 56
2. 健康づくり推進協議会 56
3. 八戸婦人ボランティア「いちいの会」 57

すくすく親子健康課

【9】母子保健事業

1. 子育て世代包括支援センター事業 58
(1) 八戸市子育て世代包括支援センター
(2) 産前・産後サポート事業
(3) 産後ケア事業
2. 健康教育 61
(1) 両親学級
(2) すくすく離乳食教室
(3) 各地区健康教室
3. 健康相談 63
(1) 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及びマタニティ健康相談
(2) 赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談
(3) 2～3歳児発達相談(のびのびクラス)

- (4) 3～5歳児発達相談(あいあいクラス)
(5) 療育相談
(6) 各地区健康相談

4. 健康診査 67

- (1) 妊婦委託健康診査
(2) 妊婦歯科健康診査
(3) 産婦健康診査
(4) 乳児一般委託健康診査及び精密検診
(5) 先天性股関節脱臼検診
(6) 1歳6か月児健康診査及び精密検診
(7) 3歳児健康診査及び精密検診
(8) 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査

5. 家庭訪問 71

- (1) 妊産婦・新生児(乳幼児)訪問指導
(2) 乳児家庭全戸訪問事業
(3) 養育支援訪問事業

6. その他 72

- (1) 乳児健診受診票(一式)の交付
(2) 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
(3) 八戸市特定不妊治療費助成事業
(4) 八戸市不育症検査費用助成事業
(5) 不妊専門相談センター事業
(6) 女性健康支援センター事業

【10】栄養改善事業(母子)

1. 母子関係 76

【11】小児慢性特定疾病事業・未熟児養育医療給付事業

1. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童手帳交付 77
2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 77
3. 小児慢性特定疾病審査会の実施 78
4. 小児慢性特定疾病指定医及び指定医療機関の指定 78
5. 未熟児養育医療給付事業 78

保健予防課

【12】健康危機管理関係

1. 平常時の健康危機管理体制 79
2. 新型インフルエンザ等対策 79
3. 高病原性鳥インフルエンザ等対策 79

【13】予防接種事業

1. 定期の予防接種 80
 - (1) B C G 接種（結核）
 - (2) 麻しん・風しん予防接種
 - (3) 水痘予防接種
 - (4) B 型肝炎予防接種
 - (5) 四種混合予防接種
 - (6) 二種混合予防接種
 - (7) ポリオ予防接種
 - (8) 日本脳炎予防接種
 - (9) H i b 感染症の予防接種
 - (10) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種
 - (11) ロタウイルス感染症の予防接種
 - (12) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）
 - (13) 高齢者の季節性インフルエンザ予防接種
 - (14) 高齢者肺炎球菌予防接種
 - (15) 成人男性の風しん 第 5 期の定期接種
2. 任意の予防接種 87
風しん抗体検査・ワクチン接種の費用助成

【14】感染症予防事業

1. エイズ予防関係 88
 - (1) 検査・相談
 - (2) 普及啓発
2. ウイルス性肝炎相談・検査 88
3. 感染症発生状況 89
4. 感染症発生動向調査状況 89
5. 集団発生施設指導状況 90
6. 感染症診査協議会 90

【15】結核予防事業

1. 結核患者登録状況 91
2. 結核健診 93
3. 訪問指導等実施状況 94
4. 結核対策特別促進事業実施状況 95
 - (1) 特別対策事業
 - (2) 一般対策事業
5. 感染症診査協議会の診査状況 95
6. 結核読影会の実施状況 96
7. コホート検討会 96

【16】難病関係事業

1. 難病医療講演会 97
2. 難病対策実務者連絡会 97
3. 難病患者等相談 97
4. 家庭訪問 97
5. 療養生活に関するアンケート調査 98
6. 難病患者会活動支援 98
7. 青森県重症難病患者在宅療養支援事業の利用登録申請事業 98

【17】精神保健福祉関係事業

1. 精神障害に係る申請・通報・届出 99
2. 精神科入院届出等受理・進達 99
3. 精神保健福祉相談 99
4. ケア会議・連絡調整等 99

【18】自殺対策強化関係事業

1. 地域自殺対策強化事業 100
 - (1) 普及啓発事業
 - (2) 人材養成事業
2. いのちを支える八戸市自殺対策計画 101

【19】ひきこもり関係事業

1. ひきこもり講演会 102
2. ひきこもり関係団体への支援 102
 - (1) ひきこもり対策ケース会議の開催
 - (2) 民間団体への支援

【20】健康被害関係事業

1. 公害健康被害者救済事業 104
 - (1) 認定患者数
 - (2) 公害健康被害者認定審査会の実施
2. 石綿健康被害の申請事務及び相談 104

衛生課

【21】衛生関係事業

1. 食品衛生関係 105
 - (1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（旧法許可施設）
 - (2) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（新法許可施設）
 - (3) 営業届出を要する業種・施設・監視

等の状況

- (4) 食品の収去検査実施状況
- (5) 不良食品等の発見及び措置状況
- (6) 行政処分等の状況
- (7) 食中毒発生状況
- (8) 食品衛生関係講習会の実施状況
- 2. 化製場等関係** 111
 - (1) 化製場の設置状況
 - (2) 化製場法第8条で規定される施設の設置状況
 - (3) 死亡獣畜取扱場の設置状況
- 3. 生活衛生関係** 112
 - (1) 生活衛生関係営業施設の状況
 - (2) 生活衛生関係営業施設の検査確認、許可等に関する状況
 - (3) 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況
- 4. 専用水道、簡易専用水道関係** 112
- 5. 特定建築物衛生関係** 112
- 6. その他の施設関係** 113
- 7. 温泉利用許可関係** 113
- 8. 家庭用品関係** 113

【22】動物愛護関係事業

- 1. 飼い犬の登録、狂犬病予防関係** . . . 114
 - (1) 犬の登録
 - (2) 狂犬病予防注射
 - (3) 接種率向上の取り組み
- 2. 動物愛護管理関係** 116
 - (1) 捕獲・引取り・収容状況
 - (2) 苦情・相談等処理状況
 - (3) 咬傷事故

新型コロナウイルス感染症関係

【23】新型コロナウイルス感染症への対応状況

- 1. 八戸市保健所の動き** 118
 - (1) 八戸市保健所の新型コロナウイルス感染症対策の経過
 - (2) 保健師等応援職員の受入・派遣状況
- 2. 対策会議及び対策本部の運営状況** . . 119
 - (1) 八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部

(2) 感染症診査協議会

- 3. 感染防止対策事業** 121
 - はちのへ with コロナあんしん行動サービス
- 4. 相談の状況** 122
 - (1) 受診相談センター
 - (2) 相談体制等
- 5. 検査の状況** 123
 - (1) 検査体制
 - (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたPCR集中検査事業
 - (3) 妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業
- 6. 陽性者の状況** 124
- 7. ワクチン接種の状況** 125

総括

1. 八戸市の概況

八戸市は、古くは藩政時代から、北奥羽地域の経済・社会・文化の中心として栄え、全国屈指の水産都市として、また北東北随一の工業都市として発展し、平成29年1月1日の中核市移行とともに八戸市保健所を設置した。

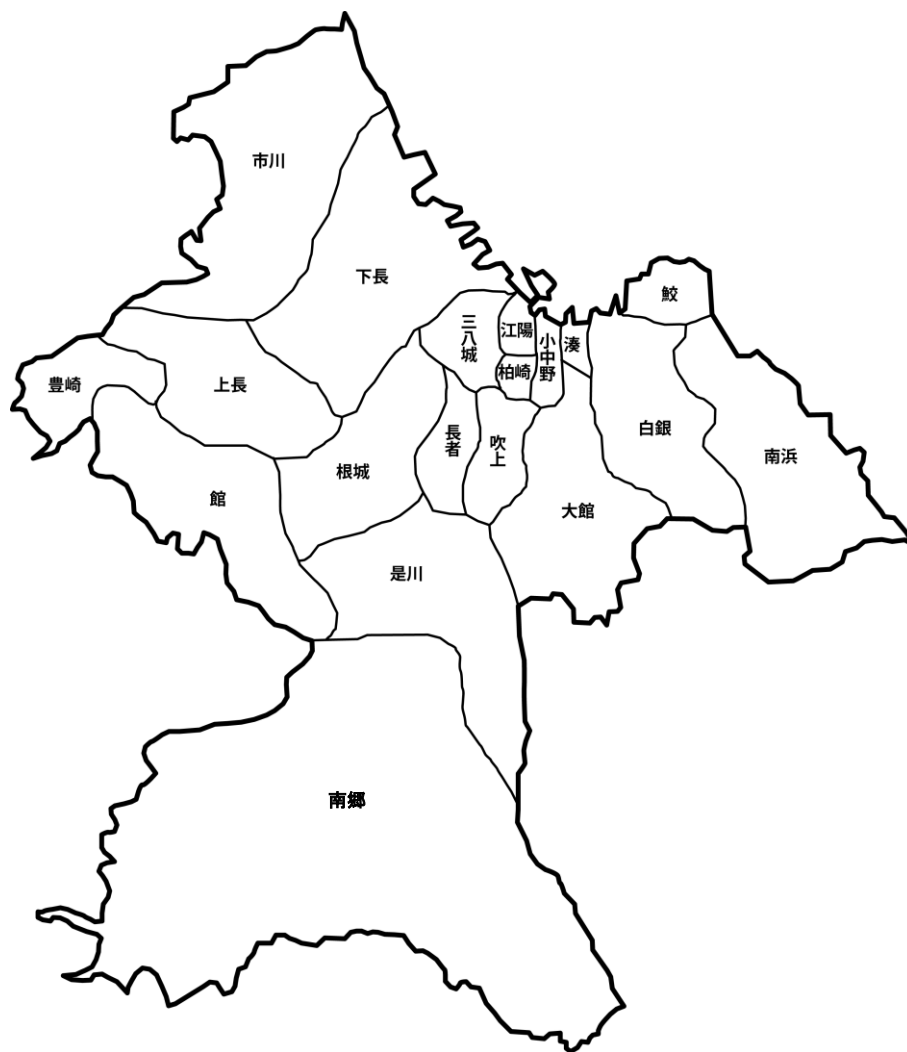
中核市移行後の平成29年3月には八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）を形成し、連携中枢都市としてより一層の中核機能の充実を目指している。

当市の人口（国勢調査）は、平成7年（1995年）の249,358人をピークに人口減少傾向が続いており、平成27年（2015年）には231,257人であったが、令和2年（2020年）には223,415人となっており、5年間で7,842人の減少となっている。

令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口を地区別に見ると、上位3地区は根城地区、白銀地区、下長地区であり、次いで大館地区、吹上地区の順となっている。

産業大分類別就業者数では、第一次産業3,625人(3.4%)、第二次産業24,286人(23.0%)、第三次産業77,656人(73.6%)である。（「平成27年国勢調査結果」より）

〔市 域 図〕



2. 八戸市保健所の沿革

年 月 日	内 容
平成26年 5月23日	○中核市の要件を緩和する地方自治法の一部を改正する法律案が国会で可決・成立
平成26年 5月26日	○八戸市議会議員全員協議会にて市長が平成28年度内の中核市移行を表明
平成26年 5月30日	○地方自治法の一部を改正する法律公布(平成27年4月1日施行)
平成27年 7月17日	○「八戸市中核市移行計画(保健所設置方針を含む)」策定
平成27年12月14日	○八戸市議会にて「中核市の指定に係る申出について」の議案議決
平成28年 3月23日	○青森県議会において「中核市指定の申出に係る同意について」議案議決
平成28年 4月 7日	○市長から総務大臣へ「中核市の指定に係る申出書」
平成28年 6月15日	○中核市の指定に係る政令公布
平成29年 1月 1日	○中核市移行 ○八戸市保健所設置 (八戸市内丸一丁目1-1、分室: 県三戸地方保健所の一部借用) ○中核市移行式・八戸市保健所開所式(平成29年1月4日) 保健所業務開始(4課9グループ体制) [保健総務課－総務企画G、医事薬事G 健康づくり推進課－健康推進G、母子保健G、成人保健G 保健予防課－感染症対策G、保健福祉G 衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室)] ○健康づくり推進課内に「女性健康支援センター」及び「不妊専門相談センター」を設置
平成30年 4月 1日	○保健総務課内に「医療安全支援センター」を設置 ○健康づくり推進課に子育て世代包括支援Gを新設(4課10グループ体制)
平成30年10月 1日	○健康づくり推進課内に「子育て世代包括支援センター」を設置
令和 2年 4月 1日	○八戸市総合保健センターの供用開始に向け、健康部内で地域医療を所管していた 総合保健センター推進室を保健総務課の課内室として設置(4課10グループ・1室体制)
令和 2年 6月 1日	○「八戸市総合保健センター」供用開始 ○保健総務課 総合保健センター推進室、教育委員会 こども支援センター、休日夜間急病診療所を移転、休日歯科診療所を新設し、総合保健センターで業務開始 ○総合保健センター推進室を廃止し、施設管理Gを新設(4課11グループ体制)
令和 2年 8月11日	○健康部保健所(八戸市保健所)、健康部こども家庭相談室及び福祉部高齢福祉課 介護予防センターが総合保健センターに移転し、業務開始
令和 3年 1月15日	○保健予防課内に「新型コロナワクチン対策室」を新設(4課11グループ・1室体制) [保健総務課－総務企画G、医事薬事G、施設管理G 健康づくり推進課－健康推進G、母子保健G、成人保健G、子育て世代包括支援G 保健予防課－感染症対策G、保健福祉G、新型コロナワクチン対策室 衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室)]

年 月 日	内 容
令和 4年 4月 1日	○「健康づくり推進課」から母子保健に係る業務を分離し、「すくすく親子健康課」を新設（5課12グループ・1室体制） 保健総務課－総務企画G、医事薬事G、施設管理G 健康づくり推進課－健康推進G、成人保健G すくすく親子健康課－保健医療G、母子保健G、発育支援G 保健予防課－感染症対策G、保健福祉G、新型コロナワクチン対策室 衛生課－生活衛生G、食品衛生G（市保健所分室）

3. 保健所設置の考え方

市民の健康の保持増進と安全で安心な暮らしの実現を図るため、次の3つの考え方に基づき、市保健所を設置した。

(1) 地域保健の中核機能の強化

地域保健に係る統計情報等に基づき、地域の特性に応じた施策を企画立案するとともに、関係機関等との調整・指導を行うことにより、地域保健の中核としての機能の強化を図る。

[取組例]

- ・ 地域保健に係る情報の収集、分析・管理による施策への反映
- ・ 市民や関係機関・団体に対する積極的な周知活動
- ・ 保健推進員、食品衛生推進員、町内会等とのネットワークづくり

(2) 総合的な保健衛生サービスの提供

市がこれまで行ってきた健康相談、健康教育等の業務と、新たに移譲される感染症対策や食品衛生等の業務の推進体制の一元化を図ること等により、質の高い、総合的な保健衛生サービスを提供する。

[取組例]

- ・ 市民一人ひとりのニーズや特性に対応した適切なサービスの提供
- ・ 保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化

(3) 健康危機管理体制の構築

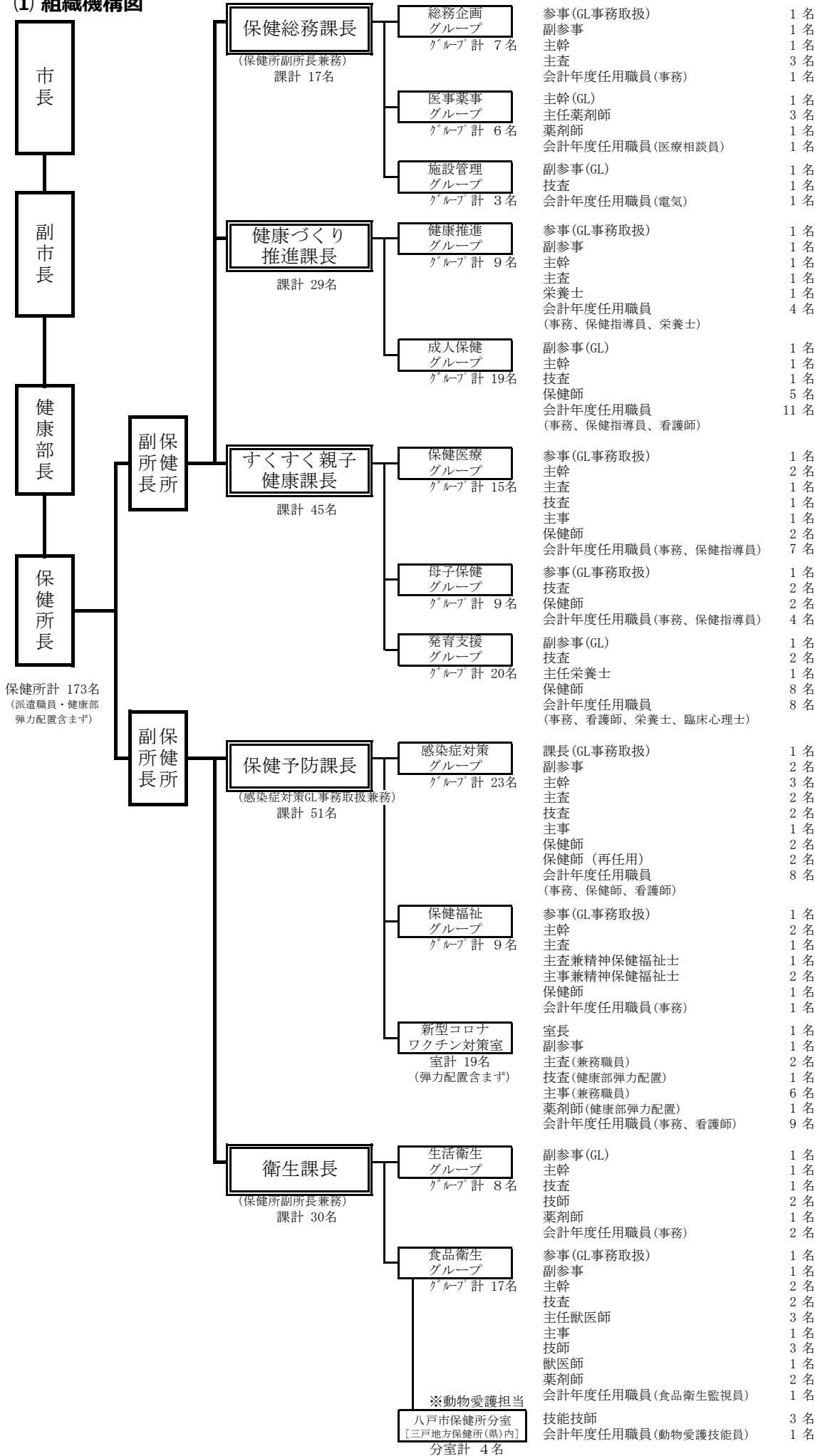
大規模災害、食中毒、感染症等の発生による市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、国、県などの関係機関と相互に協力・連携し、迅速な判断に基づき適切に対応できる健康危機管理体制を構築する。

[取組例]

- ・ 監視業務や関係団体に対する指導又は助言等による健康被害の未然防止
- ・ 健康危機管理事例に関する情報収集、調査研究、模擬訓練等の実施
- ・ 健康危機発生情報の収集及び市民等への適切な情報提供

4. 組織機構図と分掌事務 (令和4年4月1日現在)

(1) 組織機構図



(2) 分掌事務

保 健 所

■保健総務課

- 1 地域保健対策の推進に関する事務を行う。
- 2 保健衛生統計に関する事務を行う。
- 3 動物愛護施設の整備に関する事務を行う。
- 4 病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所及び衛生検査所に関する事務を行う。
- 5 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業等に関する事務を行う。
- 6 毒物劇物販売業等に関する事務を行う。
- 7 医療相談に関する事務を行う。
- 8 死体解剖に関する事務を行う。
- 9 総合保健センターの整備に関する事務を行う。
- 10 地域の医療に関する事務を行う。
- 11 休日夜間急病診療所に関する事務を行う。
- 12 献血の推進に関する事務を行う。
- 13 総合健診センターとの連絡調整に関する事務を行う。
- 14 健康部及び保健所内の調整に関する事務を行う。
- 15 健康部及び保健所内の他の課に属しない事務を行う。

■健康づくり推進課

- 1 八戸市健康増進計画に基づく健康づくりの推進に関すること
- 2 成人保健に関すること
- 3 地域の健康づくりの人材育成に関すること
- 4 栄養改善(成人)に関すること

■すくすく親子健康課

- 1 母子保健に関すること
- 2 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること
- 3 女性健康相談に関すること
- 4 栄養改善(母子)に関すること
- 5 小児慢性特定疾病に関すること
- 6 未熟児養育医療の給付に関すること
- 7 結核児童療育医療の給付に関すること

■保健予防課

- 1 予防接種の実施に関すること
- 2 感染症の予防及びまん延防止に関すること
- 3 エイズ検査・相談に関すること
- 4 新型インフルエンザ等対策に関すること
- 5 難病関係
難病患者地域支援対策推進事業に関すること
- 6 精神保健福祉関係
(1)精神保健福祉相談に関すること
(2)精神障がい者等の相談、通報・入院届出等の受理進達に関すること
(3)その他精神保健福祉に関すること
- 7 公害健康被害者への医療費の給付、審査会に関すること
- 8 石綿健康被害の申請事務及び相談等に関すること

■衛生課

- 1 食品衛生に関すること
(1)食品関係営業の許可、届出の受付及び監視指導を行う。
(2)食品の収去検査を行う。
(3)食中毒等の調査及び食品に関する苦情や相談への対応を行う。
(4)給食施設の報告及び監視指導を行う。
(5)食品表示(衛生事項)に係る指導、相談業務を行う。
- 2 化製場等に関すること
化製場等の許可、届出の受付及び監視指導を行う。
- 3 生活衛生に関すること
(1)理容所・美容所・クリーニング所の開設届の受付、検査及び監視指導を行う。
(2)興行場・旅館業・公衆浴場業の営業許可及び監視指導を行う。
(3)専用水道・簡易専用水道の各種届出の受付及び衛生上の措置、指導を行う。
(4)飲用井戸及び小規模受水槽水道施設の衛生管理に関する指導を行う。
(5)特定建築物の届出の受付及び立入検査を行う。
(6)温泉利用の許可及び監視指導を行う。
(7)衛生害虫の駆除及び防疫に関する指導・啓発を行う。
(8)遊泳用プールの監視指導を行う。
- 4 犬の登録、狂犬病予防及び動物の愛護及び管理に関すること
(1)飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、犬の正しい飼い方の指導・啓発に努める。
(2)放浪犬の捕獲、抑留、返還及び咬傷事故に対する対応を行う。
(3)飼い犬及び飼い猫の引取りを行う。
(4)負傷した犬猫等の収容及び治療を行う。
(5)ペットに関する苦情等の相談業務を行う。

(3) 職名別・職種別職員数 (令和4年4月1日現在)

(単位:人)

課 名		保健所	保健総務課	健康づくり推進課	すくすく親子健康課	保健予防課	衛生課	計
職 名 別	所 長	1						1
	副 所 長		1				1 (1)	2 (1)
	副 理 事							0
	課 長		※副所長兼務	1	1	1	※副所長兼務	3
	参 事		1	1	2	1	1	6
	副 参 事		2	2	1	4	2	11
	主 幹		2 (1)	2	2	5	3	14 (1)
	主 査		3	1	1	5		10
	技 査		1	1	5	2	3	12
	主任獣医師						3	3
	主任薬剤師		3					3
	主任栄養士				1			1
	主 事				1	7	1	9
	技 師						5	5
	獣 医 師						1	1
	薬 剤 師		1				3	4
	保 健 師			5	12	5 <2>		22 <2>
	看 護 師							0
	主査兼精神保健福祉士					1		1
	主事兼精神保健福祉士					2		2
	栄 養 士			1				1
	技 能 技 師						3	3
職 員 計		1	14 (1)	14	26	33 <2>	26 (1)	114 (2) <2>
会 計 年 度 任 用 職 員			3	15	19	18	4	59
合 計		1	17 (1)	29	45	51 <2>	30 (1)	173 (2) <2>
職 種 別	医 師	1						1
	獣 医 師						7 (1)	7 (1)
	薬 剤 師		4				3	7
	保 健 師			9	21	11 <2>		41 <2>
	看 護 師							0
	精神保健福祉士					3		3
	栄 養 士			2	1			3
	化 学 技 師						4	4
	農芸化学技師						4	4
	機 械 技 師		1					1
	電 気 技 師		1					1
	事 務		8 (1)	3	4	19	5	39 (1)
	技 能 技 師						3	3
	会 計 年 度 任 用 職 員					1		1
	保 健 師							
	看 護 師		1	11	12	7		31
	助 産 師				1			1
	栄 養 士			2	1			3
	電 気 技 師		1					1
	食 品 衛 生 監 視 員						1	1
	事 務		1	2	4	10	2	19
	臨 床 心 理 士				1			1
	技 能 員						1	1

注1 ()は国からの派遣職員数の再掲

注2 < >は再任用職員数の再掲

5. 施設の概要

八戸市では、平成27年7月に策定した「(仮称)八戸市総合保健センター基本構想」に基づき、八戸市医師会、八戸歯科医師会、八戸薬剤師会、八戸市総合健診センターと協力し、「総合的な医療・健康対策の拠点」の整備を進め、令和4年1月に八戸市総合健診センターと八戸市医師会(臨床検査センター)の移転をもって、全ての事業が完了した。

その中で、市が整備した「八戸市総合保健センター」は令和2年6月より供用を開始している。当該センターには、「保健所」「こども家庭相談室」「こども支援センター」「休日夜間急病診療所」が移転、「休日歯科診療所」「介護予防センター」が新設され、医療・保健・福祉・教育分野の関係部署が集約された。また、センターの供用開始にあわせて八戸休日夜間薬局が移転している。

(1) 八戸市総合保健センター



《位置図》

所在地：八戸市田向三丁目6番1号
 構造等：鉄骨造 地上4階 塔屋1階
 延床面積：11,080.85㎡
 建築面積：4,681.75㎡
 最高高さ：22.5m
 駐車場：無料 駐車台数300台
 (うち障がい者専用駐車スペース8台)



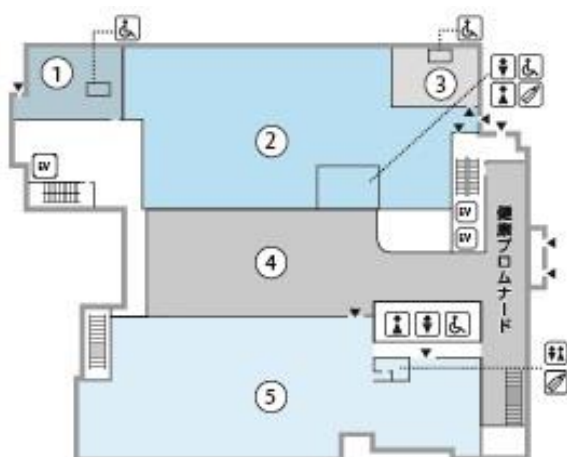
《各フロア図》

4 F	保健所検査室[18]
3 F	八戸市保健所【保健総務課[8]・健康づくり推進課[9]・すくすく親子健康課[10]・保健予防課[17]・衛生課[15]】、こども家庭相談室[11]、会議室[12]、八戸薬剤師会事務局[13]、八戸歯科医師会事務局[14]、八戸食品衛生協会事務局[16]
2 F	こども支援センター[6]、介護予防センター[7]
1 F	保健所診療所[1]、八戸市休日夜間急病診療所[2]、八戸市休日歯科診療所[3]、大ホール[4]、こども健診・相談エリア[5]

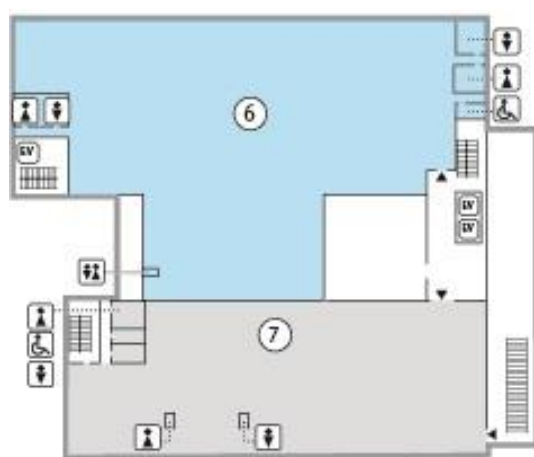
※[]内の番号は次ページの平面図と対応

《各階平面図》

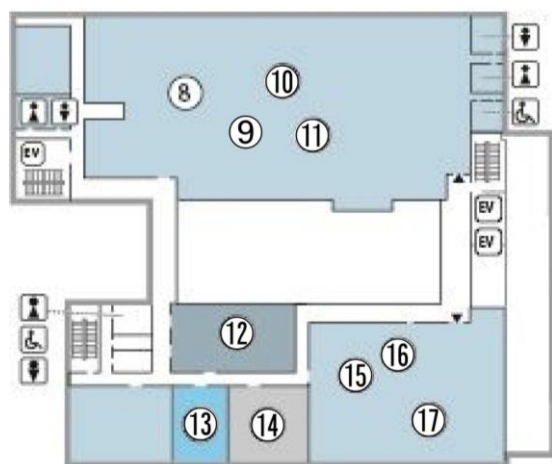
(1階)



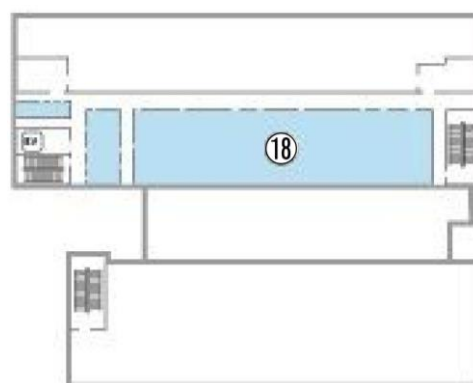
(2階)



(3階)



(4階)



(2) 八戸市休日夜間急病診療所

所 在 地：八戸市田向三丁目6番1号（八戸市総合保健センター1階）

診 療 科 目：内科、小児科、外科系

診 療 日：年中無休

診 療 時 間：19時～23時（日曜・祝日、12/31～1/3は12時～23時）

(3) 八戸市休日歯科診療所

所 在 地：八戸市田向三丁目6番1号（八戸市総合保健センター1階）

診 療 科 目：歯科

診 療 日：日曜・祝日、12/31～1/3、8/13～8/15

診 療 時 間：9時～15時

6. 令和4年度予算概要（令和4年4月1日現在）

(1) 保健衛生関係予算

（単位：千円）

	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
一般会計	3,606,182	3,690,964	△ 84,782	-2.3%
3 款 民生費（保健所関係）	64,528	68,700	△ 4,172	-6.1%
障害者福祉費	64,528	68,700	△ 4,172	-6.1%
4 款 衛生費（保健所関係）	3,541,654	3,622,264	△ 80,610	-2.2%
保健衛生総務費	760,538	722,465	38,073	5.3%
予防費	1,786,773	1,807,281	△ 20,508	-1.1%
母子保健指導費	512,578	588,418	△ 75,840	-12.9%
健康増進対策費	365,418	379,980	△ 14,562	-3.8%
老人保健対策費	185	195	△ 10	-5.1%
環境衛生費	62,321	68,240	△ 5,919	-8.7%
公害健康被害対策費	6,610	7,288	△ 678	-9.3%
休日夜間急病診療所運営経費	34,796	36,475	△ 1,679	-4.6%
休日歯科診療所運営経費	12,435	11,922	513	4.3%
国民健康保険特別会計（健康づくり推進課関係）	2,453	2,580	△ 127	-4.9%
保健事業費	2,453	2,580	△ 127	-4.9%

(2) 主な事業と当初予算額

■ 保健総務課

（単位：千円）

No.	事業名	令和4年度	令和3年度
1	衛生統計調査事業（中核市）	2,283	830
2	医務薬務指導事業（中核市）	4,948	7,976
3	休日夜間急病診療所・休日歯科診療所運営経費	47,231	48,397

■ 健康づくり推進課

（単位：千円）

No.	事業名	令和4年度	令和3年度
1	各種がん検診事業（公約）	296,870	306,559
2	健康相談事業（健康増進対策費）（創生）	3,580	3,887
3	成人訪問指導事業	24,783	27,902
4	健康意識啓発事業	10,677	10,851
5	健康づくり団体等活動支援事業（創生）	6,973	6,973
6	歯周疾患検診事業	8,821	8,439

■ すくすく親子健康課

（単位：千円）

No.	事業名	令和4年度	令和3年度
1	母子健康診査事業（創生）	228,625	220,659
2	不妊治療費助成事業（方針・創生）（中核市）	11,634	75,538
3	健康相談事業（母子保健指導費）（創生）	19,445	32,194
4	母子訪問指導事業	26,757	28,697
5	妊娠出産包括支援事業（方針）	4,302	4,682
6	子育て世代包括支援センター事業（方針・公約）	7,015	7,656
7	小児慢性特定疾病事業	63,477	64,333
8	未熟児養育医療給付事業	15,485	20,850

■保健予防課

(単位：千円)

No.	事業名	令和4年度	令和3年度
1	精神保健福祉相談等事業	1,051	4,367
2	乳幼児予防接種事業	398,973	419,261
3	高齢者予防接種事業	225,817	216,518
4	任意予防接種事業	8,615	8,825
5	風しん追加的対策事業	23,044	39,387
6	感染症予防事業（中核市）	206,281	108,554
7	結核予防事業（中核市）	13,142	13,538
8	特定感染症検査等事業（中核市）	987	1,000
9	難病患者相談事業（中核市）	1,351	1,395
10	公害健康被害対策費（一般管理事務費）	6,610	7,288
11	新型コロナウイルスワクチン接種事業	909,562	1,000,000
12	はちのへwithコロナあんしん行動サービス事業	132	132

■衛生課

(単位：千円)

No.	事業名	令和4年度	令和3年度
1	狂犬病予防対策事業	4,173	6,638
2	専用水道・簡易専用水道調査事業	50	50
3	衛生営業六法に基づく事務（中核市）	713	888
4	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務（中核市）	22,507	22,391
5	食品衛生法に基づく事務（中核市）	18,212	22,519

7. 附属機関

(1) 附属機関一覧

八戸市地域保健医療対策協議会 (平成29年4月設置)	目 的	地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置する。
	委 員	25人以内
	会 議	年2回開催予定
八戸市感染症診査協議会 (平成29年1月設置)	目 的	感染症法（平成10年法律第114号）第24条の規定に基づき、感染症患者の就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核の適正医療等に係る事項を審議するために設置する。
	委 員	3人
	会 議	定期（月2回）及び随時開催
八戸市予防接種健康被害調査委員会	目 的	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき市が実施した予防接種及び市が自らの行政措置として実施した予防接種に起因して発生したと思われる健康被害に関して、当該予防接種と健康被害との因果関係等について、医学的な見地から調査審議を行い、その結果を報告するために設置する。
	委 員	5人以内
	会 議	随時開催
八戸市小児慢性特定疾病審査会 (平成29年1月設置)	目 的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定に係る事項を審査するために設置する。
	委 員	3人
	会 議	毎月1回開催
八戸市健康福祉審議会 健康・保健専門分科会 (平成19年4月設置)	目 的	八戸市健康福祉審議会規則第5条第1項により、健康、保健に関する事項を調査・審議するために設置する。
	委 員	7人
	会 議	年1回開催予定
八戸市公害健康被害者認定審査会 (昭和52年6月設置)	目 的	八戸市公害健康被害者の救済に関する条例及び八戸市公害健康被害者認定審査会規則により、公害健康被害者の障害等級を審査するために設置する。
	委 員	6人
	会 議	年1回及び随時開催

(2) 会議の開催状況（公開している会議）

・八戸市地域保健医療対策協議会

日 時	令和3年8月3日(火) 13時
場 所	八戸市庁別館8階 研修室
出席委員数	19人
内 容	(1) 令和2年度保健所事業の実績について (2) その他
日 時	令和4年3月(書面開催)
場 所	—
出席委員数	19人
内 容	(1) 令和4年度保健所事業計画について (2) 新型コロナワクチンの接種状況について (3) その他

・八戸市健康福祉審議会 健康・保健専門分科会

日 時	令和4年2月16日(水) 15時
場 所	八戸市総合保健センター3階 応接会議室ほか (オンライン会議システム Zoom を使用したオンライン開催)
出席委員数	6人
内 容	(1) 令和3年度「第2次健康はちのへ21」の進捗状況について (2) 各団体の健康づくりに係る取り組み状況について (3) 八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」の計画期間延長に伴う 評価・見直し案について (4) その他

8. 実習等受入の状況

実施期間	研修内容	対象者	担当課
R3. 6. 1～6. 11 ※R3. 8. 24～9. 24 は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 (12 日間(週 3 日× 4 回))	在宅看護論実習	千葉学園看護専攻科 2 学年 20 名	健康づくり推進課
R3. 6. 21～6. 25 (5 日間)	公衆栄養学臨地実習	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 3 学年 3 名	健康づくり推進課
R3. 6. 22	地域総合診療実習・ 地域包括医療実習	東北医科薬科大学医学部 6 学年 4 名	保健総務課

9. 調査研究実施の状況

報告年月日	報告した学会名等	テーマ	担当課
令和 3 年度実施なし			

八戸市の人口動態

1. 八戸市人口統計

(単位：人、％)

年	総人口		年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		高齢人口 (65歳以上)		うち後期高齢者 (75歳以上)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
H30	男	110,624	14,131	12.8%	68,165	61.6%	28,328	25.6%	12,058	10.9%
	女	120,099	13,440	11.2%	67,592	56.3%	39,067	32.5%	20,634	17.2%
	計	230,723	27,571	11.9%	135,757	58.8%	67,395	29.2%	32,692	14.2%
R1	男	109,652	13,841	12.6%	67,033	61.1%	28,778	26.2%	12,447	11.4%
	女	119,072	13,038	10.9%	66,461	55.8%	39,573	33.2%	21,230	17.8%
	計	228,724	26,879	11.8%	133,494	58.4%	68,351	29.9%	33,677	14.7%
R2	男	108,518	13,501	12.4%	65,900	60.7%	29,117	26.8%	12,718	11.7%
	女	117,959	12,724	10.8%	65,153	55.2%	40,082	34.0%	21,553	18.3%
	計	226,477	26,225	11.6%	131,053	57.9%	69,199	30.6%	34,271	15.1%
R3	男	107,498	13,196	12.3%	64,769	60.3%	29,533	27.5%	12,696	11.8%
	女	117,052	12,506	10.7%	64,061	54.7%	40,485	34.6%	21,635	18.5%
	計	224,550	25,702	11.4%	128,830	57.4%	70,018	31.2%	34,331	15.3%
R4	男	106,437	12,857	12.1%	63,993	60.1%	29,587	27.8%	13,153	12.4%
	女	115,729	12,103	10.5%	63,056	54.5%	40,570	35.0%	22,155	19.1%
	計	222,166	24,960	11.2%	127,049	57.2%	70,157	31.6%	35,308	15.9%

(各年4月30日時点の人口(外国人住民を含む))

出典：市民課統計データ「町内毎年令人口分布表」

2. 地区別人口（世帯数、男女別、年齢分布）

（単位：世帯、人、％）

地区名 〔世帯数〕	総人口		年少人口 （0歳～14歳）		生産年齢人口 （15歳～64歳）		高齢人口 （65歳以上）		うち後期高齢者 （75歳以上）	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
三八城 〔 6,327〕	男	5,680	706	12.4%	3,629	63.9%	1,345	23.7%	552	9.7%
	女	6,105	642	10.5%	3,509	57.5%	1,954	32.0%	1,049	17.2%
	計	11,785	1,348	11.4%	7,138	60.6%	3,299	28.0%	1,601	13.6%
柏 崎 〔 5,382〕	男	4,727	589	12.4%	2,868	60.7%	1,270	26.9%	535	11.3%
	女	5,307	542	10.2%	2,932	55.3%	1,833	34.5%	989	18.6%
	計	10,034	1,131	11.3%	5,800	57.8%	3,103	30.9%	1,524	15.2%
吹 上 〔 8,221〕	男	7,756	1,060	13.7%	4,679	60.3%	2,017	26.0%	923	11.9%
	女	8,858	1,004	11.3%	4,960	56.0%	2,894	32.7%	1,649	18.6%
	計	16,614	2,064	12.4%	9,639	58.0%	4,911	29.6%	2,572	15.5%
長 者 〔 5,702〕	男	5,228	617	11.8%	3,022	57.8%	1,589	30.4%	792	15.1%
	女	5,886	553	9.4%	3,005	51.1%	2,328	39.5%	1,343	22.8%
	計	11,114	1,170	10.5%	6,027	54.2%	3,917	35.3%	2,135	19.2%
小中野 〔 7,180〕	男	6,496	742	11.4%	3,899	60.0%	1,855	28.6%	778	12.0%
	女	7,071	659	9.3%	3,823	54.1%	2,589	36.6%	1,469	20.8%
	計	13,567	1,401	10.3%	7,722	56.9%	4,444	32.8%	2,247	16.6%
湊 〔 8,100〕	男	7,764	852	11.0%	4,760	61.3%	2,152	27.7%	925	11.9%
	女	8,408	791	9.4%	4,653	55.3%	2,964	35.3%	1,627	19.4%
	計	16,172	1,643	10.2%	9,413	58.2%	5,116	31.6%	2,552	15.8%
白 銀 〔12,766〕	男	12,241	1,292	10.6%	7,240	59.1%	3,709	30.3%	1,655	13.5%
	女	13,396	1,234	9.2%	7,084	52.9%	5,078	37.9%	2,770	20.7%
	計	25,637	2,526	9.8%	14,324	55.9%	8,787	34.3%	4,425	17.3%
鮫 〔 3,337〕	男	3,199	294	9.2%	1,811	56.6%	1,094	34.2%	490	15.3%
	女	3,512	273	7.8%	1,709	48.6%	1,530	43.6%	897	25.5%
	計	6,711	567	8.4%	3,520	52.5%	2,624	39.1%	1,387	20.7%
根 城 〔12,811〕	男	13,017	2,011	15.4%	8,067	62.0%	2,939	22.6%	1,337	10.3%
	女	14,528	1,918	13.2%	8,399	57.8%	4,211	29.0%	2,292	15.8%
	計	27,545	3,929	14.3%	16,466	59.8%	7,150	25.9%	3,629	13.2%

地区名 〔世帯数〕	総人口		年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		高齢人口 (65歳以上)		うち後期高齢者 (75歳以上)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
是 川 〔 2,135〕	男	2,025	171	8.5%	995	49.1%	859	42.4%	481	23.8%
	女	2,241	143	6.4%	970	43.3%	1,128	50.3%	658	29.4%
	計	4,266	314	7.3%	1,965	46.1%	1,987	46.6%	1,139	26.7%
上 長 〔 4,926〕	男	5,045	687	13.6%	3,166	62.8%	1,192	23.6%	503	10.0%
	女	5,548	746	13.5%	3,137	56.5%	1,665	30.0%	908	16.4%
	計	10,593	1,433	13.5%	6,303	59.5%	2,857	27.0%	1,411	13.3%
市 川 〔 5,690〕	男	5,784	673	11.6%	3,541	61.2%	1,570	27.2%	708	12.2%
	女	5,698	604	10.6%	3,089	54.2%	2,005	35.2%	1,124	19.7%
	計	11,482	1,277	11.1%	6,630	57.8%	3,575	31.1%	1,832	16.0%
館 〔 1,656〕	男	1,657	138	8.3%	884	53.4%	635	38.3%	302	18.2%
	女	1,783	111	6.2%	825	46.3%	847	47.5%	475	26.6%
	計	3,440	249	7.2%	1,709	49.7%	1,482	43.1%	777	22.6%
豊 崎 〔 714〕	男	724	60	8.3%	406	56.1%	258	35.6%	119	16.4%
	女	791	52	6.6%	364	46.0%	375	47.4%	209	26.4%
	計	1,515	112	7.4%	770	50.8%	633	41.8%	328	21.7%
大 館 〔 9,309〕	男	9,149	1,132	12.4%	5,410	59.1%	2,607	28.5%	1,216	13.3%
	女	9,980	1,096	11.0%	5,417	54.3%	3,467	34.7%	1,907	19.1%
	計	19,129	2,228	11.6%	10,827	56.6%	6,074	31.8%	3,123	16.3%
下 長 〔12,395〕	男	12,445	1,579	12.7%	7,738	62.2%	3,128	25.1%	1,288	10.3%
	女	12,970	1,498	11.6%	7,529	58.0%	3,943	30.4%	1,809	13.9%
	計	25,415	3,077	12.1%	15,267	60.1%	7,071	27.8%	3,097	12.2%
南 浜 〔 1,171〕	男	1,230	98	8.0%	706	57.4%	426	34.6%	168	13.7%
	女	1,292	79	6.1%	653	50.5%	560	43.4%	314	24.3%
	計	2,522	177	7.0%	1,359	53.9%	986	39.1%	482	19.1%
南 郷 〔 2,118〕	男	2,268	155	6.8%	1,171	51.6%	942	41.6%	381	16.8%
	女	2,354	158	6.7%	997	42.4%	1,199	50.9%	666	28.3%
	計	4,622	313	6.8%	2,168	46.9%	2,141	46.3%	1,047	22.7%
合 計 〔109,940〕	男	106,437	12,857	12.1%	63,993	60.1%	29,587	27.8%	13,153	12.4%
	女	115,729	12,103	10.5%	63,056	54.5%	40,570	35.0%	22,155	19.1%
	計	222,166	24,960	11.2%	127,049	57.2%	70,157	31.6%	35,308	15.9%

(令和4年4月30日時点の数値)

出典：市民課統計データ「町内毎年令人口分布表、人口と世帯数一覧（地区別町内別）」

3. 人口動態（参考）

三市、県、全国

（単位：人、人口千対）

区分	年	総人口 ※各年10月1日時点	出 生		合計 特殊 出生率	低体重児 2,500g未満の出生 (再掲)		死 亡	
		実数	実数	率	率	実数	率	実数	率
八 戸 市 注1)	H28	229,527	1,769	7.7	1.47 注3)	160	9.0	2,624	11.4
	H29	227,778	1,599	7.0		159	9.9	2,710	11.9
	H30	225,463	1,600	7.1		156	9.8	2,801	12.4
	R1	223,338	1,460	6.5		154	10.5	2,899	13.0
	R2	222,252	1,378	6.2		142	10.3	2,750	12.4
青 森 市 注1)	H28	284,754	1,894	6.7	1.27 注3)	150	7.9	3,480	12.2
	H29	282,032	1,836	6.5		158	8.6	3,495	12.4
	H30	279,133	1,752	6.3		180	10.3	3,644	13.1
	R1	275,786	1,643	6.0		140	8.5	3,685	13.4
	R2	274,158	1,480	5.4		116	7.8	3,566	13.0
弘 前 市 注1)	H28	175,900	1,226	7.0	1.23 注3)	87	7.1	2,346	13.3
	H29	174,287	1,147	6.6		98	8.5	2,335	13.4
	H30	172,447	1,110	6.4		114	10.3	2,317	13.4
	R1	170,556	999	5.9		102	10.2	2,443	14.3
	R2	167,760	1,041	6.2		92	8.8	2,435	14.5
青 森 県 注1)	H28	1,290,000	8,626	6.7	1.48	725	8.4	17,309	13.4
	H29	1,274,000	8,035	6.3	1.43	709	8.8	17,575	13.8
	H30	1,258,000	7,803	6.2	1.43	774	9.9	17,936	14.3
	R1	1,240,000	7,170	5.8	1.38	683	9.5	18,424	14.9
	R2	1,232,227	6,837	5.5	1.33	591	8.6	17,905	14.5
全 国 注2)	H28	125,020,252	977,242	7.8	1.44	92,102	9.4	1,308,158	10.5
	H29	124,648,471	946,146	7.6	1.43	89,360	9.4	1,340,567	10.8
	H30	124,218,285	918,400	7.4	1.42	86,269	9.4	1,362,470	11.0
	R1	123,731,176	865,239	7.0	1.36	81,462	9.4	1,381,093	11.2
	R2	123,398,962	840,835	6.8	1.33	77,539	9.2	1,372,755	11.1

出生率： $\frac{\text{出生数}}{\text{人 口}} \times 1,000$ 合計特殊出生率： $\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}}$ の15歳から49歳までの合計

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均こども数に相当する

低体重児出生割合： $\frac{\text{低体重児数}}{\text{出 生 数}} \times 100$ 死亡率： $\frac{\text{死亡数}}{\text{人 口}} \times 1,000$ 乳児死亡率： $\frac{\text{乳児死亡数}}{\text{出 生 数}} \times 1,000$

乳児死亡		新生児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
1	0.6	1	0.6	41	22.7	3	1.7	1,070	4.7	414	1.80
5	3.1	4	2.5	41	25.0	10	6.2	1,038	4.6	415	1.82
2	1.3	1	0.6	37	22.6	4	2.5	954	4.2	398	1.77
8	5.5	6	4.1	43	28.6	6	4.1	935	4.2	376	1.68
4	2.9	4	2.9	34	24.1	10	7.2	843	3.8	349	1.57
5	2.6	2	1.1	45	23.2	10	5.3	1,145	4.0	433	1.52
6	3.3	5	2.7	41	21.8	11	6.0	1,141	4.0	449	1.59
6	3.4	4	2.3	36	20.1	7	4.0	1,062	3.8	462	1.66
4	2.4	3	1.8	25	15.0	7	4.3	1,044	3.8	442	1.60
4	2.7	2	1.4	27	17.9	4	2.7	938	3.4	421	1.54
3	2.4	2	1.6	28	22.3	4	3.3	682	3.9	270	1.53
2	1.7	2	1.7	21	18.0	3	2.6	761	4.4	283	1.62
3	2.7	3	2.7	29	25.5	3	2.7	675	3.9	238	1.38
1	1.0	1	1.0	24	23.5	5	5.0	657	3.9	276	1.62
3	2.9	3	2.9	23	21.6	5	4.8	546	3.3	262	1.56
18	2.1	8	0.9	183	20.8	26	3.0	5,135	4.0	2,164	1.68
18	2.2	13	1.6	173	21.1	32	4.0	5,122	4.0	2,092	1.64
15	1.9	10	1.3	191	23.9	21	2.7	4,737	3.8	2,022	1.61
23	3.2	15	2.1	168	22.9	36	5.0	4,601	3.7	2,009	1.62
18	2.6	15	2.2	145	20.8	32	4.7	4,032	3.3	1,915	1.55
1,929	2.0	875	0.9	20,941	21.0	3,518	3.6	620,707	5.0	216,856	1.73
1,762	1.9	833	0.9	20,364	21.1	3,309	3.5	606,952	4.9	212,296	1.70
1,748	1.9	801	0.9	19,614	20.9	2,999	3.3	586,481	4.7	208,333	1.68
1,654	1.9	755	0.9	19,454	22.0	2,955	3.4	599,007	4.8	208,496	1.69
1,512	1.8	704	0.8	17,278	20.1	2,664	3.2	525,507	4.3	193,253	1.57

新生児死亡率： $\frac{\text{新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$

死産率： $\frac{\text{死産数}}{\text{出生数} + \text{死産数}} \times 1,000$

周産期死亡率： $\frac{\text{妊娠22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠第22週以後の死産数}} \times 1,000$

注1) 出典：「令和2年青森県保健統計年報」

注2) 出典：「令和2年人口動態統計（確定数）」（全国）

注3) 国勢調査の年を中心とした5年間のデータを取りまとめたもの。令和5年までは、平成27年を中心とした平成25年～平成29年のデータを掲載する

4. 死亡状況（令和2年分）

(1) 死因別

（単位：人、人口10万対）

区分		八戸市	青森県	全国
死亡者合計	実数	2,750	17,905	1,372,755
	率	1,237.3	1,453.1	1,112.5
死因別内訳	悪性新生物	実数	763	4,988
		率	343.3	404.8
	心疾患	実数	458	2,714
		率	206.1	220.3
	脳血管疾患	実数	207	1,455
		率	93.1	118.1
	肺炎	実数	192	1,160
		率	86.4	94.1
	不慮の事故	実数	53	534
		率	23.8	43.3
	腎不全	実数	75	398
		率	33.7	32.3
	自殺	実数	28	238
		率	12.6	19.3
	老衰	実数	164	1,606
		率	73.8	130.3
	慢性閉塞性肺疾患	実数	40	200
		率	18.0	16.2
	糖尿病	実数	31	209
		率	13.9	17.0
	肝疾患	実数	32	201
		率	14.4	16.3
	結核	実数	4	27
		率	1.8	2.2
	その他	実数	703	
		率	316.3	

（1月1日～12月31日までの数値）

出典：「令和2年人口動態統計（確定数）」（全国）、「令和2年青森県保健統計年報」（青森県・八戸市）

※死因別死亡率： $\frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$

(2) 死因順位の推移(八戸市)

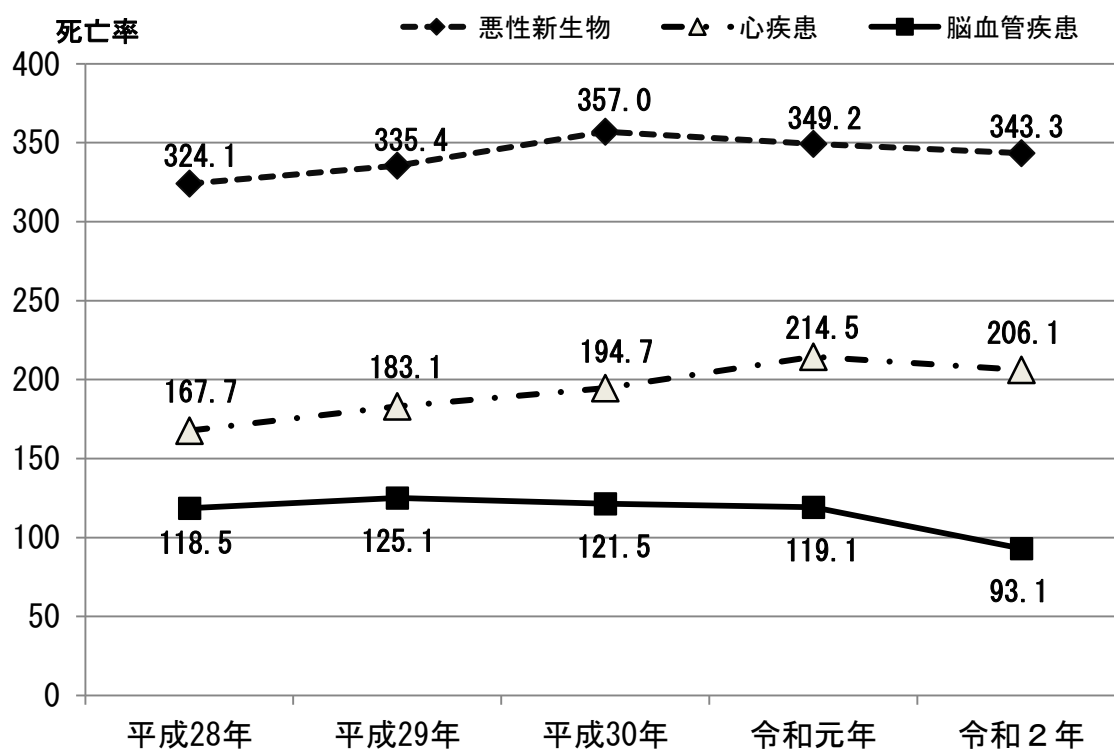
(単位:人、%)

年	全死亡数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
H28	2,624人	悪性 新生物	(28.4) 744	心疾患	(14.7) 385	脳血管 疾患	(10.4) 272	肺炎	(9.3) 245	老衰	(5.2) 136
H29	2,710人	悪性 新生物	(28.2) 764	心疾患	(15.4) 417	脳血管 疾患	(10.5) 285	肺炎	(5.6) 153	老衰	(4.6) 124
H30	2,801人	悪性 新生物	(28.7) 805	心疾患	(15.7) 439	脳血管 疾患	(9.8) 274	肺炎	(5.8) 162	老衰	(4.9) 137
R1	2,899人	悪性 新生物	(26.9) 780	心疾患	(16.5) 479	脳血管 疾患	(9.2) 266	肺炎	(5.9) 171	老衰	(5.1) 149
R2	2,750人	悪性 新生物	(27.7) 763	心疾患	(16.7) 458	脳血管 疾患	(7.5) 207	肺炎	(7.0) 192	老衰	(6.0) 164

出典:「令和2年青森県保健統計年報」

(3) 三大死因の死亡率の推移(八戸市)

(人口10万対)



出典:「令和2年青森県保健統計年報」

(4) 悪性新生物の部位別死亡者数(八戸市)

(単位:人、%)

年		H28		H29		H30		R1		R2	
総数		744	100%	764	100%	805	100%	780	100%	763	100%
部位別内訳	食道	15	2.02%	28	3.66%	35	4.35%	33	4.23%	28	3.67
	胃	74	9.95%	91	11.91%	79	9.81%	77	9.87%	78	10.22
	結腸	74	9.95%	92	12.04%	94	11.68%	66	8.46%	81	10.62
	直腸	45	6.05%	41	5.37%	47	5.84%	47	6.03%	41	5.37
	肝	43	5.78%	45	5.89%	43	5.34%	43	5.51%	37	4.85
	胆のう	38	5.11%	43	5.63%	36	4.47%	45	5.77%	28	3.67
	膵	70	9.41%	76	9.95%	70	8.70%	76	9.74%	75	9.83
	気管・肺	147	19.76%	138	18.06%	159	19.75%	160	20.51%	167	21.89
	乳房	29	3.90%	38	4.97%	32	3.98%	35	4.49%	36	4.72
	子宮	13	1.75%	11	1.44%	16	1.99%	7	0.90%	17	2.23
	白血病	19	2.55%	15	1.96%	21	2.61%	15	1.92%	13	1.70
	その他	177	23.79%	146	19.10%	173	21.49%	176	22.56%	162	21.23

出典:「令和2年青森県保健統計年報」

(5) 脳血管疾患の種類別死亡者数(八戸市)

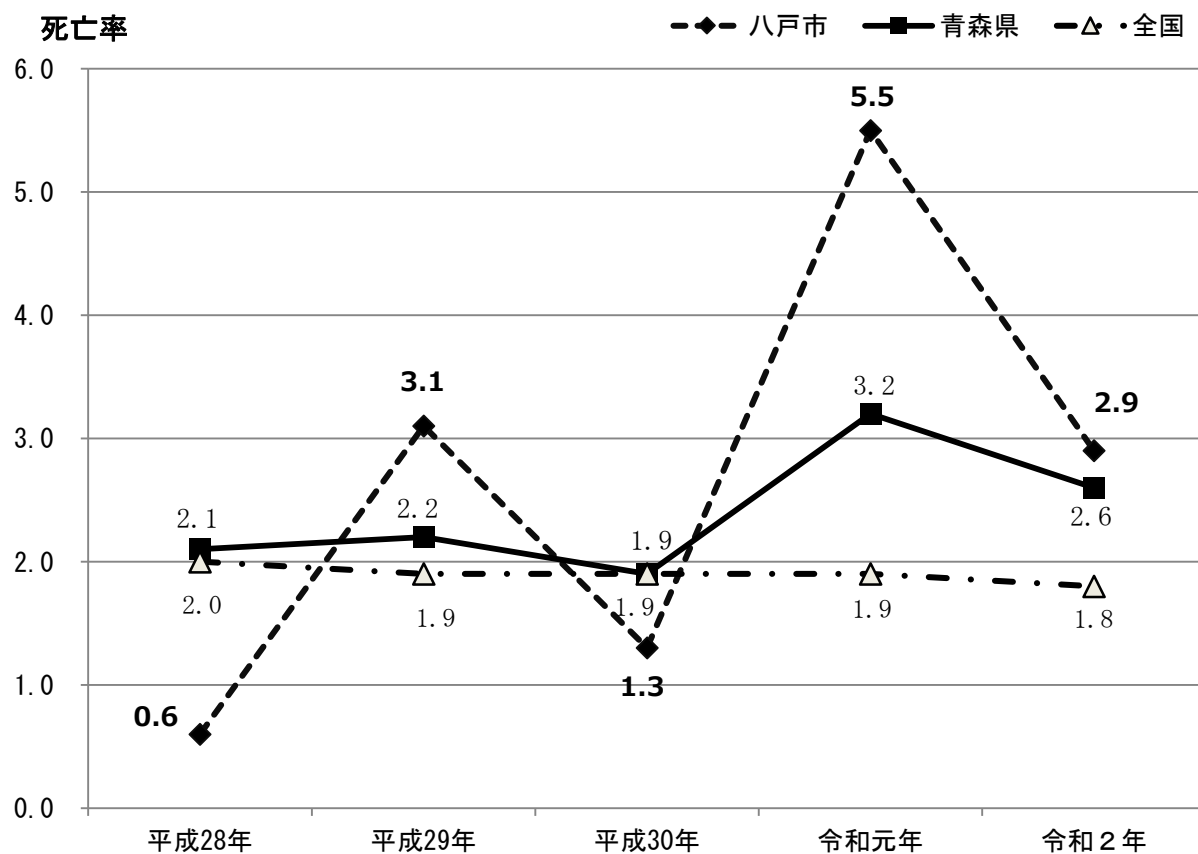
(単位:人、%)

年		H28		H29		H30		R1		R2	
総数		272	100%	285	100%	274	100%	266	100%	207	100%
くも膜下		26	9.56%	25	8.77%	26	9.49%	25	9.40%	16	7.73%
脳内出血		67	24.63%	77	27.02%	74	27.01%	75	28.20%	60	28.98%
脳梗塞		173	63.60%	178	62.46%	164	59.85%	160	60.15%	122	58.94%
その他		6	2.21%	5	1.75%	10	3.65%	6	2.26%	9	4.35%

出典:「令和2年青森県保健統計年報」

(6) 乳児死亡率の推移

(単位: 出生千対)



出典: 「令和2年人口動態統計(確定数)」(全国)、「令和2年青森県保健統計年報」(青森県・八戸市)

令和3年度事業実績

(保 健 所)

保 健 総 務 課

健 康 づ く り 推 進 課

す く す く 親 子 健 康 課

保 健 予 防 課

衛 生 課

新型コロナウイルス感染症関係

【1】医事及び薬事関係

1. 医事関係

(1) 医療監視の状況

- ・ 目 的 医療法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法及び臨床検査技師等に関する法律に基づき、市内の病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所に対して立入検査を行い、市民への良質かつ適切な医療の提供に資する。
- ・ 従 事 者 医療監視員

<実績>

(単位：施設、件、%)

年度	R1			R2			R3		
	対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率
病院	21	21	100.0	21	0	0.0	21	4	19.0
有床診療所	25	12	48.0	25	1	4.0	24	2	8.3
無床診療所	144	32	22.2	145	18	12.4	143	4	2.8
歯科診療所	93	20	21.5	94	2	2.1	92	1	1.1
助産所	1	0	0.0	1	0	0	1	0	0
施術所	216	24	11.1	218	16	7.3	213	6	2.8
歯科技工所	58	8	13.8	58	1	1.7	57	0	0
衛生検査所	2	2	100.0	2	0	0.0	2	0	0

(2) 医療施設等数 (各年度末時点)

<実績>

(単位：施設)

年度	R1	R2	R3
病院	21	21	21
病床数	4,048	4,048	4,048
一般	2,222	2,222	2,222
療養	433	433	433
精神	1,387	1,387	1,387
感染	6	6	6
有床診療所	25	25	24
病床数	350	348	339
無床診療所	144	145	143
歯科診療所	93	94	92
助産所	1	1	1
施術所	216	218	213
あん摩、はり、きゆう	139	141	139
柔道整復	77	77	74
歯科技工所	58	58	57
衛生検査所	2	2	2

2. 薬事関係

(1) 薬事監視等の状況

- ・ 目 的 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法に基づき、薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売・貸与業者及び毒物劇物販売業者に対して立入検査を行い、市民の保健衛生の向上に資する。
- ・ 従 事 者 薬事監視員

<実績>

(単位：施設、件、%)

年度	R1			R2			R3		
	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率
薬局製剤製造 販売業・製造業	7	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1
薬局	123	50	40.7	125	25	20.0	127	26	20.5
医薬品販売業	63	36	57.1	68	11	16.1	67	35	52.2
高度管理医療機 器等販売・貸与業	170	49	28.8	177	32	18.0	179	38	21.2
毒物劇物販売業	160	49	30.6	161	24	14.9	160	25	15.6

(2) 薬務関係施設数 (各年度末現在)

<実績>

(単位：施設)

年度	R1	R2	R3
薬局製剤製造販売業・製造業	7	9	9
薬局	123	125	127
医薬品販売業	63	68	67
店 舗 販 売 業	63	68	67
旧薬種商販売業	0	0	0
特 例 販 売 業	0	0	0
高度管理医療機器等	170	177	179
販 売 ・ 貸 与 業	82	83	83
販 売 業	88	94	96
毒物劇物販売業	160	161	160
一 般	125	127	127
農 業 用 品 目	25	24	23
特 定 品 目	10	10	10

【2】医療安全支援センターの運営（平成30年4月から実施）

(1) 八戸市医療安全支援センター

- ・ 目 的 患者等からの医療に関する相談、苦情、心配に対応するほか、患者等又は病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設に対して助言又は情報提供等を行うことにより、本市における医療の質の向上を図ることを目的とする。
- ・ 場 所 八戸市保健所 保健総務課 八戸市田向三丁目6-1
- ・ 業務内容
 - 1) 患者又は家族等からの医療相談等への対応
 - 2) 患者若しくは家族等又は医療提供施設に対する助言及び情報提供
 - 3) 医療安全施策の普及啓発
 - 4) その他医療の質の向上に関し必要な業務

(2) 医療相談等

- ・ 対 象 患者又は家族等
- ・ 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時から12時まで、13時から16時まで
- ・ 方 法 電話、面接等
- ・ 従 事 者 医療相談員

<実績>

（単位：件）

年度	受付件数			内訳							
	相談	苦情	計	医療行為・医療内容	コミュニケーション (説明・マナー等)	医療機関等の施設	医療情報の取扱	医療機関等の 紹介・案内	医療費	医療知識等	その他
R1	238	43	281	129	28	5	0	35	19	10	55
R2	232	40	272	123	26	4	4	49	11	7	48
R3	172	39	211	62	21	5	9	63	13	11	27

【3】統計報告・調査

(1) 統計報告・調査一覧

調査名	実施時期	目的	対象
人口動態調査	毎月	人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数
国民生活基礎調査	R3年6月	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	国勢調査区から無作為抽出した地区内のすべての世帯及び世帯員（市内2地区）
社会保障・人口問題基本調査 （結婚と出産に関する全国調査（第16回出生動向基本調査））	R3年6月	社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供する。 ※「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つで構成され、5年のローテーションで実施する。	国民生活基礎調査で設定された調査地区から無作為抽出した調査地区内のすべての世帯（市内1地区）
病院報告	毎月	医療施設における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	病院及び療養病床を有する診療所（市内21病院）
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	開設・廃止・変更等の届出の受理又は処分をした病院及び診療所
医療施設静態調査	R3年度実施なし （3年に1回）	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	調査の期日において開設しているすべての病院及び診療所

調査名	実施時期	目的	対象
患者調査	R3年度実施なし (3年に1回)	医療施設を利用する患者について、その疾病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	全国の病院及び診療所から無作為抽出した病院及び診療所を利用する患者
受療行動調査	R3年度実施なし (3年に1回)	医療施設を利用する患者について、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	全国の一般病院から無作為抽出した一般病院を利用する患者(外来・入院) ※往診・訪問診療を除く
医師・歯科医師・薬剤師統計	R3年度実施なし (2年に1回)	医師・歯科医師・薬剤師について、性別等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	市内に住所がある医師・歯科医師・薬剤師
衛生行政報告例	【年度報】 R3年5月 (R2年度実績) 【隔年報】 R3年度実施なし (2年に1回)	中核市業務報告として衛生行政の実態を把握する。	墓地、食品・生活衛生、薬事等に関する事項
地域保健・健康増進事業報告	R3年6月 (R2年度実績)	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握し、地域保健施策のための基礎資料を得る。	検診、母子保健、健康増進、精神保健福祉、難病、環境衛生、試験検査等に関する事項

(2) 医師・歯科医師・薬剤師医療従事者数 (令和2年12月31日現在)

(単位：人)

	医師	歯科医師	薬剤師
八戸市	551	157	463
青森県	2,773	735	2,345
全国	339,623	107,443	321,982
八戸市 (人口10万対)	246.6	70.3	207.2
青森県 (人口10万対)	224.0	59.4	189.4
全国 (人口10万対)	269.2	85.2	255.2

出典：厚生労働省ホームページ「令和2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

【４】地域医療の推進

１．医療体制の確保

(1) 一次救急医療体制

① 在宅当番医制運営事業

- ・ 目 的 休日又は夜間における一次救急医療体制を確保するため、八戸市医師会に委託している。
- ・ 診療時間 休日 午前９時から午後６時まで 休日夜 午後７時から午後１１時まで
平日 午後７時から午後１１時まで
- ・ 実施年度 昭和35年度から医師会主導で実施

<実績> (利用患者数と疾患別内訳)

(単位：回、人)

年度	当番回数	利用患者数	取扱患者の内訳		疾 患 別		
			入院	外来	小児系	内科系	その他
R1	157	1,420	20	1,400	160	820	440
		月平均 118.3	月平均 1.7	月平均 116.7	11.3%	57.7%	31.0%
R2	151	559	15	544	20	224	315
		月平均 46.5	月平均 1.3	月平均 45.3	3.6%	40.1%	56.4%
R3	132	353	10	343	5	187	161
		月平均 29.4	月平均 0.8	月平均 28.6	1.4%	53.0%	45.7%

<実績> (年齢別利用患者数)

(単位：人)

年度	年齢（歳）								
	0～5	6～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
R1	107	58	219	142	166	194	164	125	245
	7.5%	4.1%	15.4%	10.0%	11.7%	13.7%	11.5%	8.8%	17.3%
R2	30	26	48	18	47	50	75	70	53
	5.4%	4.7%	8.6%	3.2%	8.4%	8.9%	13.4%	12.5%	9.5%
R3	13	6	46	33	37	32	37	44	105
	3.7%	1.7%	13.0%	9.3%	10.5%	9.1%	10.5%	12.5%	29.7%

② 八戸市休日夜間急病診療所

- ・ 目 的 休日又は夜間における急病患者の医療の確保を図るため、八戸市長が診療所を開設した。平成18年4月から指定管理者制度を導入し、八戸市医師会を管理者に指定し運営している。
- ・ 診療時間 休日 正午から午後11時まで 平日 午後7時から午後11時まで
- ・ 診療科目 内科・小児科・外科系
- ・ 開設年月日 昭和60年11月1日

<実績>

(単位：人)

年度	利用患者数	診療別			地域別			移送 患者数
		内科	小児科	外科	市内	市外	県外	
R1	16,665	6,783	7,647	2,235	13,388	2,425	852	112
	月平均 1,389	40.7%	45.9%	13.4%	80.3%	14.6%	5.1%	0.7%
R2	8,078	3,137	2,759	2,182	6,763	1,115	200	94
	月平均 673	38.8%	34.2%	27.0%	83.7%	13.8%	2.5%	1.2%
R3	10,622	4,767	3,578	2,277	8,802	1,481	339	139
	月平均 885	44.9%	33.7%	21.4%	82.9%	13.9%	3.2%	1.3%

<実績>

(単位：人)

年度	年齢（歳）									利用状況		
	0～5	6～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	一日 平均	平日 平均	休日 平均
R1	5,219	1,819	2,030	1,472	1,493	1,418	975	854	1,385	45.5	24.1	125.5
	31.3%	10.9%	12.2%	8.8%	9.0%	8.5%	5.9%	5.1%	8.3%			
R2	2,365	707	840	844	666	621	556	532	947	22.2	13.6	59.1
	29.3%	8.8%	10.4%	10.4%	8.2%	7.7%	6.9%	6.6%	11.7%			
R3	2,858	784	1,241	1,131	1,097	906	747	644	1,214	29.1	17.9	75.4
	26.9%	7.4%	11.7%	10.7%	10.3%	8.5%	7.0%	6.1%	11.4%			

③ 八戸市休日歯科診療所

- ・ 目 的 休日における歯科急病患者に対し応急的な診療を行うため、八戸市長が歯科診療所を開設した。
- ・ 診療時間 休日 午前9時から午後3時まで
- ・ 開設年月日 令和2年6月1日

<実績>

(単位：人、日)

年度	利用患者数	診療日数	備考
R2	630	60	6月診療開始
R3	754	72	

(2) 二次救急医療体制

- ・ 目 的 在宅当番医・休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図るため、病院群輪番制を実施している。
- ・ 診療時間 土曜日・休日：午前8時30分から翌日の午前8時30分
平 日 ：午後4時30分から翌日の午前8時30分
- ・ 参加病院 八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、青森労災病院、
八戸城北病院（平成9年5月より参加）、
メディカルコート八戸西病院（平成16年4月より参加）
- ・ 実施年度 昭和60年11月から休日と土曜日夜で実施
昭和61年11月から平日実施
平成11年10月から土曜日昼実施

<実績>

施設名	年度	当 番 回 数 (回)						取扱患者総数 (人)			当番日1回あたりの平均取扱患者数(人)		
		休日		土曜		平日	計	入院	外来	計	入院	外来	計
		昼	夜	昼	夜								
八 戸 赤 十 字 病 院	R1	26	25	1	17	99	168	1,090	3,476	4,566	6.5	19.6	26.1
	R2	16	26	28	21	96	187	1,329	2,939	4,268	7.2	14.9	22.1
	R3	3	34	15	24	99	175	1,160	2,510	3,670	6.8	13.6	20.4
青 森 労 災 病 院	R1	25	24	0	18	25	92	262	1,616	1,878	2.8	17.6	20.4
	R2	25	22	0	17	24	88	283	1,277	1,560	3.2	14.5	17.7
	R3	38	4	0	27	22	91	340	1,448	1,788	3.7	15.9	19.6
八 戸 城 北 病 院	R1	0	0	0	0	24	24	4	83	87	0.2	3.5	3.7
	R2	0	0	0	0	24	24	5	45	50	0.2	1.9	2.1
	R3	0	0	0	0	23	23	2	47	49	0.1	2.0	2.1
メ デ ィ カ ル コ ー ト 八 戸 西 病 院	R1	0	0	0	0	22	22	6	72	78	0.3	3.3	3.6
	R2	0	0	0	0	23	23	7	57	64	0.3	2.5	2.8
	R3	0	0	0	0	22	22	4	37	41	0.2	1.7	1.9
合 計	R1	51	49	1	35	170	306	1,362	5,247	6,609	4.5	17.1	21.6
	R2	41	48	28	38	167	322	1,624	4,318	5,942	5.0	13.4	18.4
	R3	41	38	15	51	166	311	1,506	4,042	5,548	4.8	13.0	17.8

※ 八戸市立市民病院については、(3) 三次救急医療体制〈実績〉に掲載

(3) 三次救急医療体制

- ・ 目 的 初期救急医療施設や病院群輪番制病院、救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、八戸地域医療圏における緊急を要する重篤・重症な救急患者の医療の確保を図るために八戸市立市民病院内に救命救急センターを設置している。
- ・ 診療時間 24時間体制
- ・ 実施年度 平成9年9月1日開設

<実績>

(単位：人)

年度	利用者数	内訳				1日あたり 取扱患者数
		一次	二次	三次	死亡	
R1	18,582	11,484	6,071	853	174	50.8
R2	15,718	9,157	5,349	1,020	192	43.1
R3	19,025	12,005	5,669	1,148	203	52.1

(4) 連携中枢都市圏事業

① 医師派遣事業

- ・目的・内容 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の規定に基づき、三戸中央病院、五戸総合病院、南部町医療センター、おいらせ病院を対象に、医師充足数の実態に応じて、八戸市立市民病院から医師の派遣を実施している。

<実績>

(単位：回)

区分	派遣先	概要	派遣回数		
	協定締結時期		R1	R2	R3
三戸町	三戸町国民健康保険 三戸中央病院	当初：整/毎週水/日勤 H29.8.1追加：内/月2(土又は日)/宿日直 H29.10.1追加：整/毎週金/日勤 H29.12.1追加：脳/第2金/日勤	87	62	59
	平成21年10月1日(定住) 平成29年4月1日(連携)				
五戸町	国民健康保険 五戸総合病院	当初：内/常時 H24.4.1変更：内/毎週火水金/日勤 H29.4.1変更：内/毎週木及び第4火/日勤 H29.8.1追加：内/第4火/宿直 H30.10.1追加：精/第1火/日勤(半日)	98	91	96
	平成22年10月1日(定住) 平成29年4月1日(連携)				
田子町	田子町国民健康保険 田子診療所	当初：内/毎週金 H24.4.1：休止	—	—	—
	平成23年5月1日(定住)				
南部町	国民健康保険 南部町医療センター	当初：外/毎週日/日直 外/毎週金/宿直 R3.10.1追加：耳/月2(金)/日勤(半日)	99	100	99
	平成29年9月29日(連携)				
おいらせ町	国民健康保険 おいらせ病院	当初：外/第2土/日直 H29.12.1追加：脳/第4金/日勤 H30.5.11追加：外/第2土の翌日の日/日直 R2.4.1変更：脳/第4金/日勤(半日) R2.5.15追加：脳/第4木/宿直 R2.7.31追加：脳/宿直2回 R3.2.1追加：眼/第1・3火/日勤(半日)	36	59	82
	平成29年9月29日(連携)				

整：整形外科系の医師、内：内科系の医師、脳：脳神経外科系の医師、外：外科系の医師、
精：精神神経科系の医師、眼：眼科系の医師、耳：耳鼻咽喉科系の医師

② ドクターカー運行事業

- ・ 目的・内容 地域における救急医療の更なる充実を図るため、連携中枢都市圏の圏域内を運行区域とする八戸市立市民病院が導入するドクターカーの運行経費（運転手人件費、燃料費、車両維持整備費等）を負担している。
- ・ 事業開始 平成22年3月

<実績>

(単位: 件)

年度	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	その他	合計
R1	1,321	33	41	9	61	79	8	76	88	1,716
R2	1,207	25	50	11	42	73	7	44	98	1,557
R3	1,107	29	39	9	52	66	6	54	73	1,435

(5) 青森県救急医療情報システム

- ・ 目的 救急医療活動の円滑な推進と、医療資源の効率的な活用を図るため青森県が主体となりシステムを構築している。八戸市でもこのシステムを利用して、市内及び近隣市町村の医療機関の応需状況を把握し、消防機関等の搬送業務の効率化を図っている。
- ・ 運用開始 昭和62年11月

2. 健康・医療情報ネットワークシステム事業

- ・ 目的 八戸市、一般社団法人八戸市医師会、八戸歯科医師会、一般社団法人八戸薬剤師会とで、市民の健康管理・市民サービスの向上、医療環境の向上を目指し、八戸市提供のネットワーク用サーバを共同利用してシステムを運用している。
- ・ 開発経過
 - 平成2年4月 開発に着手し、平成3年4月本稼動
 - 平成3年度 外注検査データ配信システムを開発
 - 平成4年10月 厚生省より「厚生行政総合情報システム」の利用承認を受ける
 - 平成11年11月 機器更新
 - 平成16年11月 機器更新
 - 平成22年8月 機器更新
 - 平成30年3月 機器更新
- ・ 内容
 - ・ 検査データ配信システム（医師会の臨床検査センターの検査結果を依頼元の会員へインターネットで配信する）
 - ・ 会員サービスシステム（会員のみの電子掲示板・電子メール利用等）
 - ・ 「八戸市健康医療情報ネットワーク」のホームページを利用して、一般向けに在宅当番医、医療機関案内、健康一口メモ等の情報を提供している。

3. 献血推進事業

- ・ 目 的 輸血や血液製剤製造のための血液の無償提供を促進するため、献血思想の普及と献血の受け入れ体制の整備を図っている。
- ・ 内 容
 - 1) 献血の実施
 - ・ 市内の移動献血車の運行（200ml・400ml献血を実施）
 - ・ 市内の各事業所及び学校、各種団体などの献血の実施
 - ・ ボランティア団体等の協力による街頭献血の実施
 - 2) 献血思想の普及
 - ・ 各事業所、学校及び町内にチラシ・ポスター等を配布し、献血の協力を依頼
 - ・ 青森県献血推進員による献血の推進

＜実績＞（献血バスの実施状況）

年度	確保目標 (ℓ) (A)	稼働台数 (台)	献血者数(人)			一台平均 (人)	確保量(ℓ) (B)	達成率(%) (B)/(A)
			200ml	400ml	計			
R1	1,861.8	122	409	5,094	5,503	45.1	2,119.4	113.8
R2	1,896.6	127	388	5,271	5,659	44.6	2,186.0	115.3
R3	1,809.6	123	330	5,379	5,709	46.4	2,217.6	122.5

※平成29年4月1日から八戸献血ルーム休止

4. AED普及啓発事業

- ・ 目 的 市内において自動体外式除細動器（AED）が設置されている事業所・公共施設等を広く周知するとともに、講習会の開催等を通じ、AEDの普及啓発を図っている。
- ・ 内 容
 - 1) AED設置の普及
 - ・ 市のホームページへ市内のAED設置施設一覧及びAEDマップを掲載
（令和2年3月現在 450箇所に設置）
 - ・ AED本体（2台）及び講習用機器（5セット）の貸出
 - 2) 救命講習会の普及
 - ・ 市民ボランティアサークル「いのちの輪」と連携し、救命講習会を開催

＜実績＞

年度	AED本体の 貸付数	AED講習用 機器の貸付数		救命講習会 開催数	
	団体数(団体)	団体数(団体)	台数(台)	回数(回)	参加者数(人)
R1	7	16	48	2	78
R2	1	15	34	0	0
R3	2	9	28	0	0

【5】成人保健事業

1. 健康教育

(1) 市民健康づくり講座（平成18年度から実施）

- ・ 目 的 早世の減少と健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- ・ 場 所 令和元年度 八戸ポータルミュージアム「はっち」
令和2年度 八戸市総合保健センター 1階大ホール
令和3年度 八戸市福祉公民館 2階大会議室
- ・ 対 象 一般市民（感染症拡大防止対策のため、事前申込制とした）
- ・ 内 容 講演
- ・ 周知方法 ポスター、「広報はちのへ」等
- ・ 従 事 者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、保健推進員
（令和2年度と令和3年度は、感染症対策のため保健推進員の従事はなし）

<実績>

（単位：回、人）

年度	回数	参加者数	動画再生回数	講演内容
R1 ※1	6	484		呼吸器・循環器の病気、大腸がん、糖尿病、薬の飲み方、歯の健康
R2 ※2	4	95		目の病気、薬の飲み方、歯の健康、アレルギー性鼻炎
R3 ※3	5	90	22	歯の健康、糖尿病、肝臓の病気、嗅覚について

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。1回の定員は100人

※2 令和2年8月、9月、11月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。1回の定員は40人

※3 令和3年8月、9月、令和4年1月、2月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
5回のうち、オンデマンド配信を1回実施。1回の定員は50人

(2) 食生活改善推進員養成研修会（平成4年度から実施）

- ・ 目 的 健康づくりのための食生活改善に対する正しい知識と技術を持ち、実践活動ができるボランティアを育成する。
- ・ 場 所 八戸市公会堂文化ホール
- ・ 対 象 一般市民
- ・ 回 数 6日間
- ・ 内 容 食生活を中心とした健康づくりに役立つ知識と技術（講話と調理実習等）
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」等
- ・ 従 事 者 医師、健康運動指導士、食品衛生監視員、保健師、栄養士

<実績>

（単位：日、人）

年度	日数	受講者		修了者数 (入会者)	従事内訳及び延人数				
		実人員	延人員		医師	健康運動 指導士	保健師	栄養士	その他
R1	6	15	89	15(15)	1	1	6	19	3
R2※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 各地区健康教室

- ・ 目 的 生活習慣病等の予防のため、日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方等正しい知識の普及啓発を図る。
- ・ 場 所 地区公民館等
- ・ 対 象 一般市民等
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 成人保健に関する講話（町内健康教育、保健推進員研修会、健康づくり推進協議会等）
- ・ 周知方法 町内回覧等
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士等

<実績>

(単位：回、人)

年度	64歳以下		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数
R1	178	4,667	33	1,055
R2	7	119	4	119
R3	37	911	19	469

2. 健康相談

- ・ 目 的 成人の心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるように支援する。
- ・ 場 所 八戸市保健所 健康づくり推進課
- ・ 対 象 一般市民
- ・ 回 数 毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・ 内 容 一般健康相談
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「八戸市ホームページ」等
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士等

(1) 庁内相談（平成6年度から実施）

<実績>

(単位：回、人)

年度	保健師等		栄養士	
	回数	件数	回数	件数
R1	86	110	15	8
R2	36	40	21	9
R3	32	33	18	9

(2) 電話による健康相談（平成17年度から実施）

<実績>

（単位：回、人）

年度	保健師等		栄養士	
	回数	件数	回数	件数
R1	105 (35)	669 (570)	20	20
R2	386 (242)	1, 877 (1, 544)	9	9
R3	447 (242)	909 (294)	17	18

※（ ）内は再掲：新型コロナウイルス感染症に関連する一般健康相談

(3) 各地区健康相談

- ・場 所 各地区公民館等
- ・対 象 一般市民
- ・回 数 随時
- ・内 容 個別相談（町内健康相談、地区健康まつり等）
- ・周知方法 町内回覧等
- ・従 事 者 保健師、栄養士等

<実績>

（単位：回、人）

年度	64歳以下		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数
R1	53	1, 050	18	252
R2	2	2	0	0
R3	2	26	4	45

3. 健康診査

(1) 健康診査及び保健指導（平成20年度から実施）

生活習慣病予防対策として脳卒中・心臓病等の循環器疾患の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、健康診査の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスクの高さに応じて、対象者が自分の健康状況を自覚し生活改善のための自主的な取り組みを継続できるよう支援する。

① 健康診査

健診名	対象者 (医療保険の種類)	内 容	健診場所	自己 負担
八戸市国保 特定健康診査 担当課： 国保年金課	40～74歳の八戸市 国民健康保険加入者	問診・身体診察・計測・ 血圧測定・肝機能・脂質・ 血糖検査・尿検査・腎機能・ 尿酸・貧血検査・心電図・ 聴力等	・健診センター ・受託医療機関 (65～74歳及び 40～64歳の 心身障がい者)	無料
後期高齢者 健康診査 実施主体： 青森県後期高齢者 医療広域連合 担当課： 国保年金課	後期高齢者医療保険 加入者で希望する者	問診・身体診察・計測・ 血圧測定・肝機能・脂質・ 血糖検査・尿検査等	・健診センター ・受託医療機関	無料
健康診査 担当課： 健康づくり推進課	40～満74歳の 医療保険未加入者 (生活保護受給者等)	「八戸市国保特定健康診査」 と同じ内容	・健診センター ・受託医療機関 (65歳以上及び 40～64歳の 心身障がい者)	無料
	満75歳以上の 医療保険未加入者 (生活保護受給者等)	「後期高齢者健康診査」 と同じ内容		無料

※「八戸市国民健康保険」、「後期高齢者医療保険」以外の医療保険(協会けんぽや共済組合等)に加入している人の特定健診については、加入している医療保険者または勤め先へ問い合わせし受診する。

<実績>

ア. 八戸市国保特定健康診査

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小 計	
R1	35,026	10,659	361	11,020	31.5
R2	34,558	9,336	359	9,695	28.1
R3	34,142	9,261	336	9,597	28.1

イ. 後期高齢者健康診査

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小 計	
R1	31,810	4,814	1,215	6,209	19.0
R2	32,349	3,931	1,016	4,947	15.3
R3	32,420	4,096	1,240	5,336	16.5

ウ. 健康診査（医療保険未加入者）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小 計	
R1	2,368	200	34	234	9.9
R2	2,278	179	34	213	9.4
R3	3,624	165	43	208	5.7

② 保健指導

区分	対象者	内 容	指導場所	自己負担
動機付け支援	40～74歳で、八戸市国保特定健診又は健康診査の結果、動機づけ支援が必要と判定された者	初回面接を実施後、6か月後に面接、電話、文書等で生活改善の取り組みを確認	・ 健診センター ・ 対象者の自宅	無料
積極的支援	40～64歳で、八戸市国保特定健診又は健康診査の結果、積極的支援が必要と判定された者	対象者がたてた生活改善目標を継続的に実行していけるように、個別面接や電話等により3～6か月間にわたる支援を実施	・ 健診センター	無料

<実績>

ア. 八戸市国保特定保健指導

(単位：人、%)

年度	動機づけ支援			積極的支援			合 計		
	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率
H30	849	381	44.9	206	42	20.4	1,055	423	40.1
R1	836	348	41.6	205	35	17.1	1,041	383	36.8
R2	676	245	36.2	215	29	13.5	891	274	30.8

出典：国保特定健診等データ管理システム特定健診・特定保健指導実施結果総括表

イ. 保健指導（医療保険未加入者）

(単位：人、%)

年度	動機づけ支援			積極的支援			合 計		
	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率
H30	3	3	100.0	3	1	33.3	6	4	66.6
R1	5	4	80.0	0	0	0	5	4	80.0
R2	6	4	66.6	0	0	0	6	4	66.6

※ 医療保険未加入者の保健指導は平成28年度から実施

(2) がん検診等

検診の種類	対象者	検査項目	検診場所	自己負担 (※1)
胃がん検診 (昭和40年度から実施)	40歳以上	胃部レントゲン撮影 (バリウムによる検査)	健診センター	1,000円
			受託医療機関 (※2)	
肺がん・結核検診 (平成元年度から実施)	40歳以上	胸部レントゲン撮影 【必要により喀痰検査】	健診センター	400円
大腸がん検診 (昭和62年度から実施)	40歳以上	便の潜血反応検 (2日法)	健診センター	600円
			受託医療機関 (※2)	
前立腺がん検診 (平成11年度から実施)	50歳以上の男性	採血によるPSA検査	健診センター	1,000円
乳がん検診 (昭和57年度から実施)	30～38歳の女性で偶 数年齢の人	乳腺超音波検査 看護師等による自己触診 指導	健診センター	1,000円
	40歳以上の女性で偶 数年齢の人	乳房X線撮影		
	新たなステージに入っ たがん検診の総合支援 事業 (平成27年度から実施)	40歳女性 (R2. 4. 1現在) (対象者に無料クーポ ン券と検診手帳を送付)	同上	無料
子宮頸がん検診 (昭和45年度から実施)	20歳以上の女性	子宮頸部の内診・細胞診	健診センター	1,000円
			受託医療機関	
	新たなステージに入っ たがん検診の総合支援 事業 (平成27年度から実施)	20歳女性 (R2. 4. 1現在) (対象者に無料クーポ ン券と検診手帳を送付)	同上	無料
肝炎ウイルス検診 (平成14年度から実施) (特定感染症検査等事業は 平成29年1月から実施)	過去に一度も肝炎ウ イルス検査を受けた ことがない者等	問診、血液検査 (B型及び C型ウイルス検査)	健診センター	無料
			受託医療機関	
骨粗鬆症検診 (平成9年度から実施)	40・45・50・55・60・65・ 70歳の女性	骨量検査(超音波)	健診センター	1,000円
骨の健康度健診 (平成8年度から実施)	30～39歳の女性	身体計測・血圧測定・血中 脂質・尿検査・貧血検査・ 骨量検査	健診センター	1,000円
歯周病検診 (平成13年度から実施)	40・50・60・70歳	問診・口腔内診査	受託歯科医院	無料
中学生ピロリ菌検査 (令和2年度から実施)	市内の中学2年生	・血液検査 (一次検査) ・尿素呼吸試験 (二次検査)	各学校及び受託医 療機関	無料

※1 次の該当者は自己負担無料 ①70歳以上、②65～70歳で一定の障がいがあり後期高齢者医療の加入者、
③生活保護世帯、④市民税非課税世帯

※2 胃がん検診及び大腸がん検診の受託医療機関は65歳以上又は40～64歳の心身障がい者のみ

① 胃がん検診

<実績>

ア. 検診結果（令和３年度の精検受診者数は令和４年５月末現在の人数）

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者			受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
		健診センター	医師会	小計				
R1	64,284	5,632	16	5,648	12.7	183	155	84.7
R2	63,741	4,753	21	4,774	11.5	155	131	84.5
R3	63,680	4,549	17	4,566	10.1	144	106	73.6

イ. 精検受診結果

（単位：人）

年度	精検受診者	異常なし	所見あり	内 訳						
				胃がん	疑胃がん	食道がん	胃・十二指腸潰瘍	胃ポリープ	慢性胃炎	その他
R1	155	45	110	6	2	0	11	11	49	31
R2	131	28	103	2	1	0	5	18	51	26
R3	106	23	83	0	1	2	4	12	43	21

※ 受診率は、（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－２年連続受診者数）÷当該年度対象者数により算出

② 肺がん検診

<実績>

ア. 検診結果

（単位：人、％）

a 胸部X線（喀痰細胞診受診者含む）（令和３年度の精検受診者数は令和４年５月末現在の人数）

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者				精検 受診者 (Eのみ)	精検 受診率 (Eのみ)
				判定区分			小計		
				D1	D2～4	E			
R1	95,942	7,641	8.0	0	88	101	189	87	86.1
R2	94,813	6,365	6.7	0	64	104	168	94	90.4
R3	93,882	6,179	6.6	0	56	104	160	89	85.6

※ 令和元年度より結核検診は肺がん検診と同時検査

※ D1：結核性疑 D2～4：非結核性疑（肺がん以外） E：肺がん疑

b 胸部X線及び喀痰細胞診

（単位：人、％）

年度	実施者	要精検者			精検受診者	精検受診率
		判定区分		小計		
		D	E			
R1	97	1	1	2	1	50.0
R2	110	2	7	9	6	66.7
R3	98	2	1	3	1	33.3

※ D：悪性腫瘍を疑う E：悪性腫瘍を認める

イ. 精検受診結果 (a + b) []は、内喀痰受診者分 (単位: 人)

年度	実人員	異常なし	所見あり	内 訳		
				肺がん	結核	その他
R1	87[1]	83[1]	4[0]	1[0]	0[0]	3[0]
R2	94[7]	93[6]	1[0]	1[0]	0[0]	0[0]
R3	89[1]	88[1]	0[0]	0[0]	0[0]	1[0]

③ 大腸がん検診 (RPHA法による便潜血反応検査)

<実績>

ア. 検診結果 (令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数) (単位: 人、%)

年度	対象者	受診者			受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率
		健 診 センター	医師会	小 計				
R1	95,942	7,677	61	7,738	8.1	492	383	77.8
R2	94,813	6,578	69	6,647	7.0	391	293	74.9
R3	93,882	6,421	69	6,490	6.9	375	221	58.9

イ. 精検受診結果 (単位: 人)

年度	精 検 受診者	異常なし	所見あり	内 訳				
				大腸がん	その他の がん	ポリープ	憩室	その他
R1	383	173	210	13	0	182	4	11
R2	293	144	149	8	0	127	6	8
R3	221	104	117	6	0	102	6	3

④ 前立腺がん検診

<実績>

ア. 検診結果 (令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数) (単位: 人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
R1	51,996	6,283	12.1	408	336	82.4
R2	52,330	5,725	10.1	385	314	81.6
R3	54,027	5,905	10.9	396	243	61.4

※ 令和3年度から対象者を50歳以上の全住民 (男性) に変更。比較のためR1、R2年度の対象者も同様に變更した。

イ. 精検受診結果 (単位: 人)

年度	精検受診者	異常なし	所見あり	内 訳		
				前立腺がん	前立腺肥大	その他
R1	336	104	232	65	139	28
R2	314	99	215	63	121	31
R3	243	77	166	37	109	20

⑤ 乳がん検診

<実績>

ア. 検診結果（令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数）

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者	受診率	乳がん		
				要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率
R1	48,560	3,713	15.3	196	187	95.4
R2	48,012	3,639	15.0	173	164	94.8
R3	47,463	3,755	15.2	208	190	91.3

※ 平成29年度以降、乳がん検診の視触診廃止に伴い、甲状腺の検査も廃止

イ. 精検受診結果

a 乳がん要精検者

（単位：人）

年度	精 検 受診者	異常なし	所見あり	内訳			
				がん	乳腺症	乳頭分泌	その他
R1	187	110	77	14	27	0	36
R2	164	77	87	13	17	0	57
R3	190	106	87	12	22	0	53

⑥ 子宮頸がん検診

<実績>

ア. 検診結果（令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数）

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者			受診率	要 精検者	精 検 受診者	精 検 受診率
		健 診 センター	医師会	小 計				
R1	68,862	2,872	4,736	7,608	17.6	230	203	88.3
R2	68,169	2,606	4,806	7,412	16.8	171	149	87.1
R3	67,253	2,576	4,848	7,424	16.7	210	139	66.2

イ. 精検受診結果

（単位：人）

年度	精検 受診者	異常なし	所見あり	内訳				
				がん	異形成			その他
					高度	中等度	軽度	
R1	203	102	101	1	10	19	70	1
R2	149	69	80	2	9	12	57	0
R3	139	62	77	1	9	13	54	0

※ 受診率は、（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続受診者数）÷当該年度対象者数により算出

＜年度別がん検診別受診率＞

＜実績＞

(単位：％)

年度		胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診
R1	国	7.8	6.8	7.7	15.7	17.0
	県	15.4	9.9	12.8	18.3	20.0
	市	12.7	8.0	8.1	17.6	15.3
R2	国	7.0	5.5	6.5	15.2	15.6
	県	14.0	8.2	10.9	17.5	19.0
	市	11.5	6.7	7.0	16.8	15.0
R3	国	－	－	－	－	－
	県	－	－	－	－	－
	市	10.1	6.6	6.9	16.7	15.2

※ 受診率は、検診対象者（分母）を40歳～69歳（胃がんは50歳～69歳、子宮頸がんは20歳～69歳）の全住民として算出

⑦ 結核検診

＜実績＞

ア. 検診結果（令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数）

(単位：人、％)

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者				精 検 受診者	精 検 受診率
				判定区分			小計		
				D1	D2～4	E			
R1	47,999	13,292	27.7	0	273	205	478	186	38.9
R2	45,830	11,222	24.5	0	186	239	425	239	56.2
R3	52,037	14,758	28.4	0	202	310	512	310	60.5

※ 令和元年度より肺がん検診と同時検査

※ D1：結核性疑 D2～4：非結核性疑(肺がん以外) E：肺がん疑

イ. 精密検査結果

(単位：人)

年度	精検受診者	異常なし	所見あり	内 訳		
				結核	肺がん	その他
R1	186	174	12	0	2	10
R2	239	219	10	0	6	4
R3	310	261	2	0	1	1

⑧ 肝炎ウイルス検診

<実績>

(単位：人)

年度	区分	受診者			判定結果	
		基本型 (B型+C型)	B型のみ	C型のみ	B型	C型
					陽性	陽性
R1	40歳未満	25	4	0	0	0
	40歳以上	397	4	1	8	0
	計	422	8	1	8	0
R2	40歳未満	15	1	0	0	0
	40歳以上	410	0	0	7	1
	計	425	1	0	7	1
R3	40歳未満	15	0	1	0	0
	40歳以上	347	2	0	7	1
	計	362	2	1	7	1

※ 平成29年1月の中核市移行に伴い、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診（40歳以上）に加え、特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査を開始し、対象を40歳未満にも拡大、上記実績は健診センター及び受託医療機関実施分、保健所実施分については保健予防課で計上

⑨ 骨粗鬆症検診

<実績> (令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数)

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	結果内訳			精検 受診者	精検 受診率
				異常なし	要観察	要精検		
R1	11,682	768	6.6	456	216	96	42	43.8
R2	11,447	833	7.3	70	585	178	100	56.2
R3	10,772	818	7.6	96	562	160	85	53.1

※ 令和3年度から、対象者を40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の全住民（女性）に変更。比較のため令和元、令和2年度の対象者も同様に変更した。

⑩ 骨の健康度健診

<実績>

ア. 骨の健診結果（令和3年度の精検受診者数は令和4年5月末現在の人数）

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者	受診率	骨密度結果内訳			精 検 受診者	精 検 受診率
				異常なし	要観察	要精検		
R1	11,624	42	0.4	37	5	0	0	0.0
R2	11,326	35	0.3	30	5	0	0	0.0
R3	11,080	25	0.2	22	3	0	0	0.0

※ 令和3年度から対象者を30～39歳の全住民（女性）に変更。比較のため令和元、令和2年度の対象者も同様に変更した。

イ. その他の健診結果

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者	受診率	要 精検者 (実人員)	要精検者内訳（延）					
					計	血圧	尿検査		脂質	貧血
							糖	蛋白		
R1	11,624	42	0.4	7	7	0	0	1	2	4
R2	11,326	35	0.3	9	9	0	0	1	2	6
R3	11,080	25	0.2	5	5	0	0	1	2	2

⑪ 歯周病検診

<実績>

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり	内訳	
						要指導	要精検
R1	13,408	1,768	13.2	147	1,621	500	1,121
R2	13,013	1,665	12.8	150	1,515	530	985
R3	12,445	1,913	15.4	187	1,726	605	1,121

⑫ 中学生ピロリ菌検査

<実績>

（単位：人、％）

年度	区分	対象者	受診者数	受診率	判定結果		
					陰性	要二次検査	陽性
R2	一次検査	1,949	1,799	92.3	1,564	174	61
	二次検査	174	114	65.5	108		6
R3	一次検査	1,897	1,702	89.7	1,619	83	
	二次検査	83	65	78.3	38		27

4. 訪問指導（昭和58年度から実施）

- ・ 目 的 保健指導が必要であると認められる者に対して、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るために支援する。
- ・ 対 象 特定健診の結果、積極的支援を健診センターで受けていない者、動機づけ支援を健診センターで受けていない者、情報提供レベルで保健指導判定値を超えた者、精密検査未受診の者、その他、個別指導の必要な者
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 保健指導、栄養指導
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士、保健指導員

<実績>

（単位：人）

年 度	区 分	訪問総数		健診事後指導		特定 保健 指導		糖尿病重 症化予防		医療費適 正化 事業		被災者		その他	
		64歳 以下	65歳 以上	64歳 以下	65歳 以上	64 歳 以 下	65 歳 以 上	64 歳 以 下	65 歳 以 上	64 歳 以 下	65 歳 以 上	64 歳 以 下	65 歳 以 上	64 歳 以 下	65 歳 以 上
R1	実 数	1,181	1,747	505	1,105	0	0	8	10	213	474	436	141	19	17
	延 数	1,231	1,799	520	1,131	0	0	8	13	213	474	457	155	33	26
R2	実 数	657	1,055	341	691	0	0	10	12	152	302	149	43	5	7
	延 数	670	1,069	341	693	0	0	10	21	152	302	155	45	9	8
R3	実 数	301	664	199	398	0	0	5	12	89	248			8	6
	延 数	313	678	199	400	0	0	11	16	89	248			14	14

※ 八戸市復興計画は令和2年度で終了したため、それに伴い東日本大震災の被災者としての訪問は終了した。

【6】栄養改善事業(成人)

1. 成人関係 (昭和55年度から実施)

- ・ 目 的 成人の健康増進及び生活習慣病予防のため、栄養・食生活の改善を図る。
- ・ 場 所 健康づくり推進課、八戸市公会堂文化ホール、各地区公民館等
- ・ 対 象 一般市民、各種事業参加者、健診の結果栄養指導が必要な者
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 栄養教育(元気アップ出前健康講座・各地区栄養教室、食生活改善推進員養成研修会等)
栄養相談(栄養士による個人相談・電話相談等)
家庭訪問
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」町内回覧
- ・ 従 事 者 栄養士

＜実績＞(栄養指導回数及び人数) (単位：回、人)

年度	回数	集団指導	個別指導
R1	200	1,029	460
R2 ※	106	10	359
R3	89	52	239

※ 令和2年度の元気アップ出前講座、食生活改善推進員養成研修会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

2. 特定給食施設等栄養管理指導事業 (中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

- ・ 目 的 適切な栄養管理が行われるようにするため、給食施設関係者に対し指導を行い、利用者の栄養管理に努めることにより、市民の栄養状態の改善・健康の維持向上を図る。
- ・ 対 象 特定給食施設、その他給食施設
- ・ 内 容 巡回指導、研修会の開催
- ・ 従 事 者 栄養指導員(管理栄養士)、栄養士

＜実績＞(巡回指導件数) (単位：件)

年度	指定特定給食施設	特定給食施設	その他給食施設	合計
R1	4	20	38	62
R2	0	9	23	32
R3	1	20	16	37

<実績> (研修会の実施状況)

(単位：回、人)

年度	テーマ	実施回数	参加人数
R1	対象：社会福祉施設、高齢者施設、病院 「日本人の食事摂取基準2020年版」 「八戸市民の健康の状況と課題」 「給食施設の衛生管理」	1	38
R2	対象：幼稚園、児童福祉施設等 ※資料配布 「日本人の食事摂取基準2020年版」 「給食施設の衛生管理」 オンライン研修会開催案内 「児童福祉施設給食関係者研修」	1	(配布対象数) 81
R3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止		

3. 国民健康・栄養調査 (中核市移譲事業 平成 29 年度から実施)

- ・目的 健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量および生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。
- ・対象 国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出された世帯で国民生活基礎調査に協力した世帯、調査対象者は11月1日現在で満1歳以上の世帯員
- ・内容 身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査
- ・時期 毎年11月
- ・従事者 保健所長・保健師・栄養士・事務

<実績>

(単位：地区、世帯、人)

年度	対象地区	被調査世帯数	20歳以上被調査世帯員数	調査協力世帯数	血液検査人数	筋肉量調査人数
R1 ※1	—	—	—	—	—	
R2 ※2	—	—	—	—	—	
R3 ※2	—	—	—	—	—	

※1 令和元年度は調査対象地区該当なし

※2 令和2・3年度は調査中止

4. 食品表示法（保健事項）・健康増進法に係る食品表示の指導・相談

（中核市移譲事業 平成 29 年 1 月から実施）

- ・目的 食品表示法（保健事項）・健康増進法に基づき、食品として販売されているものに関する相談、監視、指導を実施し、市民の健康の保護及び増進に努める。
- ・対象 食品加工事業者
- ・回数 随時
- ・内容 食品表示（保健事項）・健康増進法の虚偽誇大広告の禁止に関する相談・指導、説明会の開催
- ・従事者 栄養士

<実績>（指導・相談件数）

（単位：件）

年度	栄養成分表示	栄養強調表示	栄養機能食品	誇大表示の 禁止	その他	合計
R1	101	6	0	3	13	126
R2	57	7	0	2	2	68
R3	19	5	0	0	0	24

<実績>（説明会開催回数・参加者数）（単位：回、人）

年度	実施回数	参加人数
R1	2	88
R2	1	41
R3	0	0

【7】健康づくり推進事業

1. 第2次健康はちのへ21

すべての市民が共に支え合い、健康で生きがいのある住みよいまちを目指し、一次予防にとどまることなく、重症化予防を重視し、早世の減少と健康寿命の延伸を図る。

- ・内 容
 - 1) 第2次健康はちのへ21の実践に向けて市民への普及啓発を図る。
保健事業時における啓発のほか、毎年8月21日を「健康はちのへ21の日」とし、重点施策のテーマを市民健康づくり講座に講演
※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
 - 2) 重点施策の取り組み
 - ・がん予防
 - ・糖尿病予防
 - ・脳血管疾患予防
 - ・歯・口腔の健康づくり
 - ・こころの健康づくり
- ・周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「八戸市ホームページ」、保健師・栄養士活動及び保健推進員活動による周知等
- ・経 過

平成15年2月 「健康はちのへ21」計画策定

平成20年3月 中間評価・後期計画作成（平成24年度まで）

平成25年7月 第2次健康はちのへ21策定

平成30年2月 中間評価・第2次健康はちのへ21改訂版策定

令和3年2月 第2次健康はちのへ21改訂版の計画期間延長（令和6年度まで）を決定

<実績>（領域ごとの普及啓発実績）

（単位：回、件）

領 域	R1		R2		R3	
	回数	件数	回数	件数	回数	件数
全 部	104	3,262	7	178	30	813
栄養・食生活	380	7,125	323	5,303	278	4,118
身体活動・運動	63	1,786	8	137	12	322
こころの健康	56	2,335	74	3,230	69	3,188
喫煙	274	4,623	311	5,129	261	3,686
飲酒	21	753	11	393	10	471
歯・口腔の健康	282	4,848	309	5,064	257	3,459
糖尿病	687	7,256	254	1,792	196	1,457
循環器	685	7,236	254	1,792	196	1,457
が ん	708	8,656	295	3,642	213	2,611
合 計	3,260	47,880	1,846	26,660	1,522	21,582

2. 保健推進員活動

保健活動の地域推進員として、市民の保健衛生思想の高揚と健康の保持増進を図る。

保健推進員委嘱630名、2年任期（令和2・3年度）

- ・内 容
 - 1) 第2次健康はちのへ21の推進
 - 2) 各種健診の受診勧奨及び取りまとめ
 - 3) 健康教室の周知及び従事
 - 4) 市民の健康状態の情報提供
 - 5) 研修会や会議への出席
- ・研 修 会
 - 1) 中央研修会 1回
 - 2) 地区研修会 各地区2回以上
- ・経 過

昭和37年12月保健協力員として設置
昭和60年度より長年従事者表彰を実施
平成12年度より保健推進員に名称変更、設置基準：町内会単位で230世帯に1人

<八戸市保健推進員活動>

年度		R1	R2	R3
委 嘱	設置町内数	434町内	421町内	422町内
	保健推進員数	650人	630人	632人
表 彰	八戸市長年従事者表彰	3人	表彰式中止（対象者14人） 令和3年度に表彰予定。 （※1）	令和2年度 15人 令和3年度 2人
	青森県健康づくり事業功労者等表彰	2人	2人	2人
研 修 会 等	中央研修会	令和元年5月30日 参加者 240人 ・講演会 ・八戸の健康まもり隊 6期生活動発表	中止（※1）	令和3年6月23日 参加者 188人 ・講演会
	新任研修会		中止（※1）	
	地区研修会	40回 805人 ※2回中止（※1）	2回 25人（※1, ※2）	19回 387人（※1, ※2）
	健康まもり隊会議等	7回 170人（6・7期生）	0回（8期生）（※1）	3回 81人（8期生）
主 な 仕 事	町内健康教室等の実施	1,028回	14回	12回
	市事業への協力	145回 ※5回中止（※1）	0回（※3）	0回（※3）
	健康はちのへ21 計画推進隊登録者	82人	36人（※3）	0人（※3）

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対応業務優先のため中止

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため従事依頼せず

3. わが家の健康カレンダーによる事業の普及

保健・医療・福祉事業及び年間計画を市民に周知し、市民の健康づくり推進を図る。

- ・周知方法 3月中に全世帯に配布する。

【８】組織活動の育成及び支援

１．八戸市食生活改善推進員協議会（八栄会）（昭和54年設立）

地域住民が自らの発意により、健康づくりのための自主的な食生活改善の普及啓発を行う食生活改善推進員の活動を支援する。

- ・ 対 象 食生活改善推進員協議会員
- ・ 内 容 1) 市の委託事業の実施
2) 会員研修会
3) 会の運営支援
- ・ 従 事 者 栄養士、保健師

<実績>

（単位：回、人）

年度	実施回数	人数	会員数
R1	17	592	174
R2	7	74	171
R3	10	76	162

２．健康づくり推進協議会（昭和52年から平成16年度まで7地区で設置）

住民の自主的な参加による健康づくり事業をすすめるために設置された健康づくり推進協議会が、その活動を支援する。

- ・ 対 象 健康づくり推進協議会設置の7地区（館・豊崎・是川・湊・小中野・上長・南浜）
- ・ 内 容 1) 健康づくり事業の共催及び支援
2) 健康づくり推進協議会の組織育成
3) 総会、会議等の運営支援

八戸市では、ふれあいのある健康で明るいまちづくりをめざして、昭和53年度から地区を指定し、健康づくり推進事業を実施してきた。指定終了後も、それぞれの地区で住民による健康づくり推進協議会を設置し、活動を継続している。

3. 八戸婦人ボランティア「いちいの会」(昭和60年9月発足)

介護の知識や技術を高め、地域ボランティア活動を積極的に進めると共に、会員の相互の交流が深められるように支援する。

- ・対 象 八戸婦人ボランティア「いちいの会」会員
- ・内 容 1) 市の事業への協力
2) 会員研修会
3) 会の運営支援
- ・従 事 者 保健師

<実績>

(単位：回、人)

年度	従事回数	参加人数	内 容	場 所
R1	3	108	・総会、学習会の出席	福祉公民館等
R2※	—	—		
R3※	—	—		

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

【9】母子保健事業

1. 子育て世代包括支援センター事業

(1) 八戸市子育て世代包括支援センター（平成30年10月設置）

- ・ 目 的 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する。
- ・ 場 所 八戸市保健所 すくすく親子健康課 八戸市田向三丁目 6－1
- ・ 対 象 妊産婦、乳幼児その保護者等
- ・ 内 容
 - 1) 妊産婦及び乳幼児の実情の把握
 - 2) 妊娠・出産・育児に関する相談、情報の提供、助言及び保健指導
 - 3) 支援プランの策定
 - 4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ・ 回 数 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ等
- ・ 従 事 者 保健師、助産師、看護師、栄養士

① 支援プランの策定

○利用計画（セルフプラン）：妊産婦自身が作成するもの

母子健康手帳交付時の妊婦自身が妊娠・出産・子育てに向けて、必要とする母子保健や子育て支援サービスを適正に利用できるように利用計画を作成する。また、出産後の新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業含む）において、産婦自身が利用計画を見直し作成する。

○養育支援プラン：保健師等の専門職が策定するもの

妊産婦や乳幼児及び乳幼児の保護者の実情を把握し、包括的に支援するため養育支援プランを策定する。

<実績>

（単位：件）

年度	利用計画策定数	養育支援プラン策定数	計
R1	2,627	2,905	5,532
R2	2,422	3,555	5,977
R3	2,273	3,075	5,348

② 母子健康相談（はちまむ相談）

妊産婦や乳幼児及びその保護者等の健康や子育てについて個別の相談に応じ、不安や悩みが解消できるように支援する。

（「はちまむ」とは、妊産婦や乳幼児の保護者たち（はちのへのママたち）が気軽に相談できる所、応援するスタッフがいる所としての愛称）

<実績>

（単位：回、件）

年度	実施回数	庁内健康相談件数	電話健康相談件数	計
R1	243	135	254	389
R2	243	344	371	715
R3	242	367	269	636

(2) 産前・産後サポート事業（平成30年10月から実施）

① 妊婦への電話支援

- ・目的 妊娠・出産や子育ての不安や悩み等について相談支援を行い、安心して妊娠期を過ごし子育て出来るようにサポートする。
- ・場所 八戸市保健所 すくすく親子健康課
- ・対象 母子健康手帳交付後の妊娠8～9か月頃の妊婦
- ・回数 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・内容 個々の妊婦に対し、電話による相談支援を行う。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ
- ・従事者 助産師、保健師

<実績> (単位：回、件)

年度	実施回数	電話支援件数
R1	243	1,195
R2	243	1,077
R3	242	1,040

② 妊産婦交流会（はちまむサロン）（令和元年10月から実施）

- ・目的 妊産婦の心身の安定や育児不安、孤立感の解消を図れるよう相談支援を行い、安心して子育て出来るようにサポートする。
- ・場所 八戸市総合保健センター 1階 和室
- ・対象 妊婦及び産後4か月頃までの産婦と乳児
- ・回数 月1回（指定日）
- ・内容 妊産婦の交流をとおり、仲間づくりの場とする。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ
- ・従事者 助産師、保健師

<実績>

年度	開催回数（回）	参加者	
		延組数（組）	延人数（人）
R1 (R1.10～) ※1	5	34	70
R2 ※2	10	76	151
R3 ※3	7	41	81

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年8月、9月、1月、2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 産後ケア事業（平成30年10月から実施）

- ・ 目 的 母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。
- ・ 対 象 産後1年未満の産婦及び乳児のうち、支援者がおらず、身近に相談できる者がいない産婦でかつ心身の体調不良により安定した養育が困難であり、支援が必要と認められる者、育児に不安があり保健指導等が必要な者
- ・ 委託事業者 市内助産院
- ・ 方 法 日中通所型により実施、半日または1日コースでの利用
利用希望日の前までに申請、審査決定後の利用
(通算5回まで利用可)
利用者負担額の徴収あり（多胎加算あり、課税状況により減免あり）
- ・ 内 容 産婦及び乳児に対する保健指導、心理的ケア、育児指導等
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ

<実績>

(単位：組、回)

年度	利用申請者実人数	延利用回数	半日コース	1日コース
R1	1	1	1	0
R2	7	10	5	5
R3	7	8	2	6

2. 健康教育

(1) 両親学級（平成4年度から実施）

- ・ 目 的 出産を控える心の準備や親の役割について夫婦で共に学び考え、協力して子育てができるよう支援する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 妊娠16週～33週の妊婦（初産の方）と夫 募集組数：午前午後それぞれ24組
- ・ 回 数 12回（年6日で各1日2回ずつ）
- ・ 内 容 赤ちゃんの育て方、妊婦体験ジャケット試着、赤ちゃんのお風呂の入れ方
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 保健師・助産師

<実績>

年度	回数(回)	日数(日)	受 講 者	
			夫婦(組)	実人数(人)
R1 ※1	10	5	191	382
R2 ※2	10	5	173	346
R3 ※3	8	4	154	308

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年9月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) すくすく離乳食教室（平成18年度から実施）

- ・ 目 的 乳幼児期からの健全な食習慣の確立のため、適切な情報を提供するとともに、家庭における食育を支援する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 生後3～5か月の乳児の保護者 募集人員：10組
- ・ 回 数 34回
- ・ 内 容 講話、調理実演
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「赤ちゃんの保健ガイド」「新生児訪問」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 栄養士、保健師

<実績>

(単位：回、組)

年度	回 数	集団指導	個別指導
R1 ※1	16	266	116
R2 ※2	24	165	88
R3 ※3	21	136	74

※1 令和2年3月の開催（2回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年4月～6月・11月9日の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
午前・午後の2回開催とした。

※3 令和3年8月、令和4年2月～3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 各地区健康教室

- ・ 目 的 母子保健に関する知識の普及を図ることにより、健康の保持増進や社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりができるよう支援する。
- ・ 場 所 各地区公民館、小中学校等
- ・ 対 象 一般市民（小学生、中学生を含む）
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 母子保健に関する講話（小・中学校での健康講話、思春期教室、パパママ体験学習、赤ちゃんふれあい体験学習含む）
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士、看護師

<実績>

（単位：回、人）

年度	子育てサロン他		小・中学校での健康講話		思春期教室 パパママ体験学習		赤ちゃんふれあい 体験学習	
	回数	出席者	回数	出席者	回数	出席者	回数	出席者
R1	34	1,230	3	585	23	820	1	20
R2	8	115	0	0	4	224	0	0
R3	9	171	3	578	2	73	0	0

3. 健康相談

(1) 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及びマタニティ健康相談

- ・ 目 的 早期の妊娠届出の勧奨に努め、母子健康手帳を交付し、母体の健康管理を図る。
妊娠中の健康不安や出産などの相談に応じ、安心して出産ができるように支援する。
- ・ 場 所 八戸市保健所 すくすく親子健康課
- ・ 対 象 妊婦
- ・ 時 期 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・ 内 容 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及び保健指導
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「妊娠出産子育てガイド」等
- ・ 従 事 者 保健師、助産師、看護師

① 妊娠届出数

<実績>

(単位：件)

年度	妊娠届出数	届出週数内訳				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後
R1	1,482	1,397	69	9	6	1
R2	1,325	1,268	46	5	4	2
R3	1,232	1,163	56	7	3	3

② 母子健康手帳交付数

<実績>

(単位：件)

年度	交付数	交付内訳					
		妊娠届出数	多胎	再交付	海外からの転入	市民以外届出者	(再掲)英語版
R1	1,554	1,482	15	54	3	0	10
R2	1,377	1,325	9	42	1	0	4
R3	1,279	1,232	13	33	1	0	6

③ マタニティ健康相談（平成7年度から実施）

<実績>

(単位：件)

年度	相談件数	妊娠届出者	産後届出者(再掲)	転入者	市民以外届出者	その他
R1	1,545	1,482	1	63	0	0
R2	1,416	1,325	2	91	0	0
R3	1,320	1,232	3	88	0	0

(2) 赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談（昭和43年度から実施）

- ・ 目 的 乳幼児を心身共に健やかに育てられるよう親の育児相談に応じる。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 赤ちゃん健康相談（4か月以上の乳児）、よちよち健康相談（1～2歳ころまでの幼児）
- ・ 回 数 毎月1回（12回）
- ・ 内 容 身長・体重測定、保育・栄養の個別相談
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「赤ちゃんの保健ガイド」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士

<実績>

（単位：回、人）

年度	回 数	来場者内訳		
		乳児	幼児	計
R1 ※1	33	580	172	752
R2 ※2	7	80	37	117
R3 ※3	8	85	27	112

※1 令和元年度までは福祉公民館、根岸公民館、根城公民館で各1回ずつ、月3回実施

令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年4月～7月、11月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年9月、10月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 2～3歳児発達相談（のびのびクラス）（昭和62年度から実施、平成24年度から名称変更）

- ・ 目 的 心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 1歳6か月児健康診査等において、運動・精神・言語の発達等問題が疑われる幼児とその保護者
- ・ 回 数 12回（毎月第3木曜日）
- ・ 内 容 集団遊び、発達相談、個別相談、講話
- ・ 周知方法 1歳6か月児健康診査、電話相談、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」市内幼稚園・保育園等
- ・ 従 事 者 発達相談員、保健師、臨床心理士、こども支援センター幼児相談員
- ・ 協力団体 県立八戸第一養護学校、たいなか保育園

<実績>

（単位：人、件）

年度	回数	実人数			延人数	年度内新規相談者数	相談動機		相談結果					
		男	女	計			1.6 歳児健診 事後指導から	保護者からの相談	次年度へ継続支援	終了	終了理由内訳			
											保護者の主訴解消	他機関継続	3歳児健診受診	その他
R1 ※1	11	68	21	89	184	61	39	22	26	63	15	13	27	9
R2 ※2	10	50	14	64	103	34	10	24	26	38	10	4	14	10
R3 ※3	9	57	15	72	142	47	28	19	35	37	5	10	14	3

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年9月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4) 3～5歳児発達相談（あいあいクラス）（平成11年度から実施、平成24年度から名称変更）

- ・ 目 的 心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、発達相談や助言を行うことにより、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 3歳児健康診査等において、精神、言語、社会性の発達や行動上に遅れや問題があり、継続した支援が必要な幼児とその保護者
- ・ 回 数 12回（毎月第2木曜日）
- ・ 内 容 ふれあい遊び、個別相談、子育てワンポイントアドバイス
- ・ 周知方法 3歳児健康診査、電話相談、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」、「妊娠出産子育てガイド」、市内幼稚園・保育園等
- ・ 従 事 者 発達相談員、保健師、臨床心理士、こども支援センター幼児相談員
- ・ 協力団体 県立八戸第一養護学校、たいなか保育園

<実績>

（単位：人、件）

年度	回数	実人数			延人数	年度内新規相談者数	相談動機				相談内容（延）				相談結果				
		男	女	計			3歳児健診	4歳時確認 （電話・アンケート）	保護者からの相談	（再掲） 園の勧め	遠城寺式発達検査	ことばのテスト	療育	保健指導	次年度へ継続支援	終了	終了理由内訳		
																	保護者の主訴解消	他機関継続	その他
R1 ※1	11	32	11	43	60	29	4	13	12	3	3	4	0	60	6	37	12	4	21
R2 ※2	10	30	8	38	64	32	5	7	20	17	10	10	0	64	16	22	7	6	9
R3 ※3	9	43	11	54	103	38	7	19	12	9	0	3	0	103	19	35	5	12	18

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年9月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(5) 療育相談（中核市移譲事業 平成29年1月から実施）

- ・ 目 的 身体に障害のある児童または機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、保護者の育児不安の軽減や安心して療育を行うことが出来るように支援する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 身体発育・運動発達等に心配のある乳幼児等
- ・ 回 数 6回（奇数月第3木曜日）
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 専門医師・保健師・栄養士等

<実績>

（単位：回、人）

年度	回数	相談者延人数
R1 ※1	4	6
R2	2	2
R3 ※2	2	2

※1 令和2年3月の開催は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

※2 令和3年9月、令和4年1月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(6) 各地区健康相談

- ・ 目 的 地区で開催される子育てサロン等において、健康や子育て等に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるように支援する。
- ・ 場 所 地区公民館等
- ・ 対 象 一般市民（妊産婦及び乳幼児を保育している者等）
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 個別相談
- ・ 周知方法 町内回覧等
- ・ 従 事 者 保健師、栄養士等

<実績>

（単位：回、人）

年度	回数	相談者延人数
R1	23	69
R2	2	5
R3	6	31

4. 健康診査

(1) 妊婦委託健康診査（平成9年度から実施）

- ・ 目 的 妊娠中におこりやすい疾病の予防と早期発見に努め、安全な出産ができるように母子保健に資する。
- ・ 場 所 受託医療機関及び助産所
※ただし、県外の里帰り出産の場合、受託以外の医療機関及び助産所でも可能
- ・ 対 象 妊婦
- ・ 回 数 全妊婦…14回分を交付
多胎妊婦…7回分を追加交付
転入者…転入日の妊娠週数に応じて交付
- ・ 内 容 ①基本的な妊婦健康診査 14回（多胎21回）
②子宮頸がん検診 1回
③超音波検査 4回
④HTLV-1抗体検査 1回
⑤性器クラミジア検査 1回
⑥B群溶血性レンサ球菌検査 1回
⑦ラクトバチルス 1回
※追加して行う検査（基本的な妊婦健康診査にあわせて実施）
血液検査（血算3回・血糖2回・その他血液型等1回）／B型肝炎抗原検査／C型肝炎抗体検査／梅毒血清反応検査／HIV抗体検査／風疹ウィルス抗体価検査
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

（単位：人、%、件）

年度	交付者 ()は多胎妊婦の再掲	1回目 受診者	受診率	延受診者 ()は償還払いの再掲	異常なし (延)	所見あり (延)
R1	1,544 (15)	1,471	98.8	18,381 (583)	15,672	2,709
R2	1,414 (9)	1,309	98.7	16,796 (297)	14,174	2,622
R3	1,317 (13)	1,214	98.5	15,900 (349)	13,604	2,255

(2) 妊婦歯科健康診査（平成27年10月から実施）

- ・ 目 的 う歯や歯周病等に罹患しやすいとされる妊婦に対し、歯科健康診査の機会を提供することにより、妊婦の歯科口腔保健と胎児の健全な発育に寄与する。
- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 妊婦
- ・ 回 数 妊娠期間中に1回
- ・ 内 容 口腔内診査、歯科保健指導
※診査の結果、治療が必要となった場合は、後日各自保険診療
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、産科医療機関等にポスター掲示及びチラシ配布

<実績>

（単位：人、%）

年度	交付者	受診者	受診率	異常なし	所見あり (要指導及び要治療)
R1	1,533	669	43.6	154	515
R2	1,396	606	43.3	142	464
R3	1,300	644	49.5	185	459

(3) 産婦健康診査（令和2年10月から実施）

- ・ 目 的 産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成し、産後の母子に対する支援をする。
- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 出産後56日までの産婦
- ・ 回 数 2回
- ・ 内 容 産後2週間健診及び産後1か月健診で実施する問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、メンタルヘルスチェックの項目。
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

（単位：人、％）

年度	対象者	産後1か月健診受診者	受診率	延受診者 () は償還払いの再掲
R2	642	611	95.2	1,156 (19)
R3	1,304	1,239	95.0	2,293 (88)

(4) 乳児一般委託健康診査及び精密検診（昭和49年度から実施）

- ・ 目 的 発育・発達の遅れや病気の早期発見・早期治療に努め、乳児の順調な発育に資する。
- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 乳児
- ・ 内 容 乳児一般委託健康診査 3回公費精密検診
- ・ 周知方法 個別送付、「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者 (転入者含む)	受診率	異常なし (延)	所見あり (延)	所 見 あ り 内 訳					
						既医療	要経観	要精検	要治療	その他	要指導
R1	1,460	1,462	100.1	2,990	167		69	25	46	7	20
R2	1,392	1,341	98.6	3,113	176		88	23	44	5	16
R3	1,271	1,225	96.4	2,812	188	33	89	21	41	4	

※平成30年4月1日生以降の乳児から、乳児一般委託健康診査受診票を2回分から3回分に拡充し、交付している。

※令和2年度より、所見項目に変更あり。要指導を削除し、既医療を追加した。

(5) 先天性股関節脱臼検診（昭和54年度から実施）

- ・ 目 的 股関節異常の早期発見・早期治療に努める。
- ・ 場 所 八戸市総合健診センター
- ・ 対 象 生後90日～120日までの乳児
- ・ 回 数 46回 毎週水曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）
- ・ 内 容 問診、触診、X線撮影
- ・ 周知方法 個別送付、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

※平成26年度からブックスタート事業（主管課：図書館）を開始し、検診受診者に対し会場で絵本の読み聞かせ、ブックスタートパックの配布を実施している。

<実績>

（単位：人、％）

年度	対象者	受診者	受診率	要再検者	再検受診者	再検受診率
R1	1,460	1,282	96.8	82	82	100.0
R2	1,383	1,329	96.1	87	83	95.4
R3	1,270	1,228	96.7	108	105	97.2

※その他整形外科で受診した数も含む。

(6) 1歳6か月児健康診査及び精密検診（昭和54年8月から実施）

- ・ 目 的 心身の発育・発達の遅れや問題及び疾病の早期発見・早期治療に努め、幼児の順調な発育に資する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 1歳7か月児
- ・ 回 数 24回（概ね毎月第1・3火曜日）
- ・ 内 容 問診、身体計測、診察（小児科・歯科）、個別保健指導、栄養相談
ことばやきこえの相談、公費精密検診
- ・ 周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従事者 医師（小児科・歯科）、歯科衛生士、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士、事務
- ・ 協力団体 県立八戸聾学校

<実績>

（単位：人、％）

年度	回数	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり
R1	22	1,451	1,429	98.5	1,134	295
R2 ※1	39	1,599	1,575	98.5	1,317	258
R3 ※2	18	1,097	1,092	99.5	906	186

※1 令和2年4、5月の開催（4回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

令和2年6月から新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、第2・4水曜日に18回増やし、受診人数を調整して実施

※2 令和3年8月、9月、令和4年2月、3月の開催（7回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(7) 3歳児健康診査及び精密検診

(平成9年度から実施、昭和36年度から平成8年度までは八戸保健所が実施主体)

- ・ 目 的 心身の発育・発達遅れや問題及び疾病の早期発見・早期治療に努め、幼児の順調な発育に資する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 3歳6か月児
- ・ 回 数 24回(概ね毎月第2・4火曜日)
- ・ 内 容 問診、身体計測、尿検査、視力検査(令和元年6月から視機能検査開始)、聴覚検査、診察(小児科・耳鼻科・歯科)、
個別保健指導、栄養相談、ことばのテスト、公費精密検診
- ・ 周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 医師(小児科・耳鼻科・歯科)、歯科衛生士、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士、事務、こども支援センター幼児相談員

<実績>

(単位：人、%)

年度	回数	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり
R1	21	1,455	1,422	97.7	922	500
R2※1	41	1,880	1,848	98.3	1,246	602
R3※2	18	1,178	1,154	97.9	738	416

※1 令和2年4、5月の開催(4回)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

令和2年6月から新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、受診人数を調整して実施

※2 令和3年9月、令和4年1月～3月の開催(6回)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(8) 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査

(平成24年度から実施、平成23年度までは八戸児童相談所が実施主体)

- ・ 目 的 心身の健全な発育に障害をもたらすおそれのある疾病、異常の早期発見に努め、適切な指導を行い、幼児の順調な発育に資する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 1歳6か月児及び3歳児健康診査において精神発達精密健康診査が必要と認められた児
- ・ 回 数 24回(毎月第4木・金曜日)
- ・ 内 容 問診、心理検査、保護者への説明と助言
- ・ 周知方法 個別通知
- ・ 従 事 者 臨床心理士、保健師

<実績>

(単位：人、件)

年度	受診者数	結果(延件数)				
		知的水準 正常・正常 範囲内	精神発達 の問題	言語発達 の問題 ※H27年度から集計	情緒発達 の問題	環境の問題
R1	45	9	19	14	17	8
R2	43	5	18	22	23	6
R3	41	2	12	25	32	1

5. 家庭訪問

- ・ 目 的 妊娠・分娩・産後の健康管理と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳幼児の健やかな発育・発達を支援する。
- ・ 場 所 市内全域
- ・ 対 象 ①全乳児及び産婦
②低体重児・未熟児
③特定妊婦・ハイリスク妊婦
④発育や発達のフォローが必要な幼児
⑤育児支援の必要な親
⑥継続看護として医療機関や他市町村等から連絡のあったもの
- ・ 回 数 毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・ 内 容 保健指導、身体計測
- ・ 周知方法 「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・ 従 事 者 保健師、保健指導員（保健師・看護師・助産師）、栄養士

(1) 妊産婦・新生児(乳幼児)訪問指導

<実績>

(単位：件、人)

年度		訪問総数	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他
R1	実数	4,610	51	1,532	1,562	894	571
	延数	6,235	75	2,064	2,113	1,101	882
R2	実数	4,528	35	1,428	1,452	803	810
	延数	6,123	62	1,972	2,015	1,001	1,073
R3	実数	4,290	44	1,368	1,385	693	800
	延数	5,573	74	1,808	1,818	806	1,067

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業）

<実績>

(単位：人、件、%)

生まれ年	出生数	家庭訪問（実）	訪問実施率
R1	1,461	1,417	96.9
R2	1,383	1,340	96.8
R3	1,287	1,267	98.4

(3) 養育支援訪問事業

<実績>

(単位：件)

年度	実施件数（延）			
	妊婦	産婦	保護者等	計
R1	58	374	142	574
R2	45	390	110	545
R3	53	339	71	463

6. その他

(1) 乳児健診受診票（一式）の交付

- ・ 目 的 乳幼児への保健事業を周知し積極的な参加を勧めることにより、乳幼児保健に資する。
- ・ 場 所 八戸市保健所 すくすく親子健康課
- ・ 対 象 乳児
- ・ 内 容 出生及び転入の乳児に乳児健診受診票（一式）を交付
 - ・ 乳児一般委託健康診査受診票
 - ・ 先天性股関節脱臼検診受診券
 - ・ 赤ちゃんの保健ガイド
- ・ 従 事 者 保健師、看護師、事務

<実績>

(単位：件)

年度	R1	R2	R3
交付件数	1,520	1,463	1,386

(2) 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業（平成29年度から実施）

- ・ 目 的 ハイリスク妊産婦が周産期母子医療センター（青森県立中央病院・弘前大学医学部附属病院・岩手医科大学附属病院）へ通院・分娩・NICU等入院児の面会等をするために要する交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図る。
- ・ 対 象 妊産婦
- ・ 内 容 ①助成上限額…1回の妊娠・分娩につき100,000円まで
 ②助成対象経費
【交通費】 公共交通機関、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場
 青森県立中央病院まで片道あたり2,000円（定額）
 弘前大学医学部附属病院・岩手医科大学附属病院まで片道あたり3,000円（定額）
【宿泊費】 妊産婦1人1泊あたり2,500円（定額）

<実績>

(単位：件)

年度	助成件数	医療機関		
		青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	岩手医科大学附属病院※
R1	16	10	1	5
R2	14	5	3	6
R3	10	7	1	2

※岩手医科大学附属病院は平成30年度から対象施設に追加

(3) 八戸市特定不妊治療費助成事業（中核市移譲事業 平成29年1月から実施）

- ・ 目 的 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ・ 対 象 指定医療機関において特定不妊治療を受けている夫婦で、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ・ 内 容 保険外診療の特定不妊治療及び男性不妊治療に要した費用の一部助成
- ・ 助成回数 初回申請（治療開始）時点の妻の年齢による助成回数は以下のとおり

治療終了日 妻の年齢	令和2年12月31日以前	令和3年1月1日以降
39歳まで	生涯で通算6回	1子ごとに通算6回
40～42歳	生涯で通算3回	1子ごとに通算3回

- ・ 助成金額 助成1回の助成上限額は以下のとおり

治療終了日 治療内容	令和2年12月31日以前	令和3年1月1日以降
採卵を伴う治療	15万円（初回30万円）	30万円
採卵を伴わない治療	7万5千円	10万円
男性不妊治療	15万円（初回30万円）	30万円

<実績>

（単位：件）

年度	助成 件数	助成実組数 （うち初回）	治療方法		
			採卵を伴う治療 （うち男性不妊治療を伴うもの）	採卵を 伴わない治療	男性不妊 治療のみ
R1	194	128 (67)	123 (2)	70	1
R2	160	104 (47)	86 (1)	73	1
R3	219	134 (82)	129 (2)	90	0

(4) 八戸市不育症検査費用助成事業（令和3年10月から実施）

- ・ 目 的 研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。
- ・ 対 象 流産（生化学的流産を除く）又は死産の既往が合わせて2回以上ある者
- ・ 内 容 先進医療として告示されている不育症検査に要した費用の一部助成
- ・ 助成回数 上限なし
- ・ 助成金額 1回の検査につき上限5万円まで

<実績>

（単位：件）

年度	助成件数
R3	0

(5) 不妊専門相談センター事業（中核市移譲事業 平成29年1月から実施）

① 八戸市不妊専門相談センター

- ・場 所 八戸市保健所 すくすく親子健康課 八戸市田向三丁目6-1

② 不妊専門相談

- ・目 的 不妊・不育症に悩む方々の相談に応じ、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や治療や検査の内容、医療機関等の情報提供を行う。
- ・場 所 八戸市総合保健センター3階 課内相談室
- ・対 象 不妊・不育に悩む夫婦等
- ・回 数 12回（指定日）
- ・内 容 面接相談、事前予約制（1回2組まで、1組30分程度）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、デジタルサイネージ、チラシ設置（庁内、市内産婦人科医療機関等）
- ・従 事 者 産婦人科医師・保健師・助産師

<実績>

（単位：回、組、人）

年度	回数	相談組数	相談者数
R1	1	1	1
R2	5	7	10
R3	1	1	2

(6) 女性健康支援センター事業（中核市移譲事業 平成29年1月から実施）

① 八戸市女性健康支援センター

- ・場 所 八戸市保健所 すくすく親子健康課 八戸市田向三丁目6-1

② 女性の健康相談

- ・目 的 身体的、精神的な悩みがある女性の相談に応じることにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができる。
- ・場 所 八戸市総合保健センター3階 課内相談室
- ・対 象 思春期から更年期にいたる女性
- ・方 法 定期相談：月1回、面接相談（事前予約制）
随時相談：毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）、面接・電話相談
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ設置（庁内、市内産婦人科医療機関等）
- ・従 事 者 保健師・助産師

<実績>

ア. 方法別相談件数

（単位：件）

年度	定期相談者数	随時相談者数		計
		来庁	電話	
R1	3	42	16	61
R2	3	28	45	76
R3	3	29	29	61

イ. 目的別相談件数

(単位: 件)

年度	相談件数 (延)						
	思春期 女子	妊娠・避妊	不妊	メンタル ヘルス	婦人科・ 更年期	その他	計
R1	0	2	28	10	8	16	64
R2	3	3	32	24	11	12	85
R3	0	0	45	8	6	3	63

③ 女性のための健康講座

- ・ 目 的 女性には妊娠・出産等固有の機能を有し、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えているため、正しい知識の普及啓発を行う事で女性とその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことが出来、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター 大ホール
- ・ 対 象 一般市民

<実績>

年度	回数(回)	参加者数(人)	演題
R1※1	—	—	—
R2	1	49	大人の女性の栄養～未来を変えるのは食事から～
R3※2	1	40	生涯を通じた女性の健康に必要な婦人科疾患の知識～知っていますか？自分のからだと女性ホルモンのこと～

※1 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会場開催を中止し、令和4年3月4日～3月11日の期間、オンライン開催とし、動画配信を実施した。

【10】栄養改善事業(母子)

1. 母子関係(昭和55年度から実施)

- ・目的 妊産婦、乳幼児の健康増進及び生活習慣病予防のため、栄養・食生活の改善を図る。
- ・場所 八戸市総合健診センター、各地区公民館等
- ・対象 妊産婦、乳幼児及びその親
- ・回数 随時
- ・内容 栄養教育(すくすく離乳食教室、地区栄養教育等)
 栄養集団指導(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)
 栄養相談(赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談、庁内栄養相談、電話相談等)
 家庭訪問
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
 「赤ちゃんの保健ガイド」
- ・従事者 栄養士

<実績> (栄養指導回数及び人数)

(単位: 回、人)

年度	回数	集団指導	個別指導
R1	181	4, 218	650
R2	217	3, 740	457
R3	166	2, 486	326

【11】小児慢性特定疾病事業・未熟児養育医療給付事業

(令和4年4月1日 保健予防課から移管)

1. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童手帳交付

小児慢性特定疾病児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成している。

令和3年11月1日からは、医療費助成の対象は16疾患群788疾病で、市内の小児慢性特定疾病医療受給者数は230人(令和4年3月31日現在)であった。

また、新規に小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けた児童に対し、小児慢性特定疾病児童手帳(ひまわり手帳)を交付した。

<実績> (小児慢性特定疾病医療受給者数(※)・小児慢性特定疾病児童手帳(ひまわり手帳)交付状況)

(令和4年3月31日現在) (単位:人)

項目	疾患種類																計
	01 悪性新生物	02 慢性腎疾患	03 慢性呼吸器疾患	04 慢性心疾患	05 内分泌疾患	06 膠原病	07 糖尿病	08 先天性代謝異常	09 血液疾患	10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患	13 染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	14 皮膚疾患	15 骨系統疾患	16 脈管系疾患	
受給者数	27	19	9	52	34	10	16	5	5	0	22	22	5	0	3	1	230
手帳交付	1	3	3	5	2	1	3	0	0	0	0	4	1	0	0	1	24

※同一人で2以上の疾病を認定されている場合は、主要疾患で計上

2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的に実施した。

1) 所内相談

<実績> (単位:件)

相 談 実人員	相談内容（延件数）								
	申 請 等	医 療	家庭看護	福祉制度	就学・就労	食事・栄養	歯 科	そ の 他	計
24	22	29	32	7	2	3	0	0	98

※小児慢性特定疾病医療受給者証申請時及び交付時等の面接含む

- 2) 電話相談 7件 (実7件)
- 3) 訪問指導 0件 (実0件)
- 4) 「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」に基づく保健指導 1件
- 5) ケア会議(医療機関や訪問看護ステーション等とケア会議を実施) 3件
- 6) 関係機関連絡 56件

3. 小児慢性特定疾病審査会の実施

小児慢性特定疾病児童等の保護者から医療費支給認定の申請があった際、医療費支給認定をしないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求めなければならないため、小児慢性特定疾病審査会を実施した。

小児慢性特定疾病審査会委員 3 名による認定審査を 11 回開催し、審査件数は 35 件（実人員 31 名）、うち承認 32 件、却下 3 件であった。

4. 小児慢性特定疾病指定医及び指定医療機関の指定

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請には、都道府県知事等（中核市市長含む）が指定した指定医が作成した医療意見書が必要であり、また、指定小児慢性特定疾病医療機関が行う医療に限り医療費助成の対象になる。中核市として指定医及び指定医療機関の申請、変更届等の受理・指定を行っている。

指定医 59 名、指定医療機関（病院・診療所 31 施設、薬局 115 施設、訪問看護ステーション 10 施設）
（令和 4 年 3 月 31 日現在）

5. 未熟児養育医療給付事業

母子保健法第 20 条に規定される制度で、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要と診断された乳児に対して、退院まで（最長 1 歳の誕生日の前々日まで）の医療を給付し、費用徴収金を徴収している。

<実績>

（単位：人、件、日）

年度	給付決定人数	給付件数	延日数
R1	95	202	3,216
R2	91	183	2,482
R3	98	160	2,122

【12】健康危機管理関係

1. 平常時の健康危機管理体制

医療機関、学校及び社会福祉施設等から食中毒及び感染症の有症症状を呈する者に係る通報等があった場合は、保健予防課、衛生課で協力し同時に調査・原因究明にあたるとともに、感染症予防、食中毒予防並びに二次感染の防止の立場から施設や関係者の衛生指導を行った。

また、関係各課における医療監視、食品監視等により、関係施設及び関係業者に対し法令の遵守、衛生管理徹底等の指導に努めるとともに、各種機会をとらえて市民及び関係機関等に感染症・食中毒等の予防・拡大防止の普及啓発・周知を行った。

2. 新型インフルエンザ等対策

市では新型インフルエンザ等対策を整備するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定に基づき、平成 27 年 2 月に「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画」を作成したところであるが、中核市移行・保健所設置を踏まえて、平成 28 年 12 月に保健所が実施する役割等を新たに追加し、同計画を改定した。

3. 高病原性鳥インフルエンザ等対策

平成 28 年度に県内で発生した事例を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合における農場関係者等の健康調査を円滑に実施するため、県と中核市（青森市・八戸市）が、全県的に共同体制をとることに合意し、平成 29 年 10 月に新たなマニュアルを策定した。

新マニュアル策定後は、県と連携し実動訓練を実施するなど、発生時に備えたまん延対策の実施体制の構築に努めている。

【13】 予防接種事業

1. 定期の予防接種

- ・ 目 的 予防接種法に基づき、予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防及び個人の発病・重症化を防止し、併せて公衆衛生の向上及び増進を図る。

(1) BCG接種（結核）

- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 生後3月から1歳に至るまでの間にある者
- ・ 時 期 通年
- ・ 接種方法 個別接種、経皮接種1回
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」「わが家の健康カレンダー」等
- ・ 実施経過 昭和23年より実施
平成17年度より、集団接種から個別接種に移行して実施

(2) 麻しん・風しん予防接種

- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 第1期 生後12月から24月に至るまでの間にある者
第2期 小学校へ入学する前年の4月1日から入学する前月の3月31日まで
(5歳以上7歳未満)
- ・ 時 期 通年
- ・ 接種方法 個別接種、皮下注射(1期1回、2期1回)
- ・ 周知方法 個別通知(第2期)、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」「わが家の健康カレンダー」、ポスター等
- ・ 実施経過 昭和52年から風しん予防接種、昭和53年から麻しん予防接種を実施
平成18年度から麻しん風しん混合ワクチンを導入し2回接種を開始
平成20年度から24年度まで第3期(中学校1年生)・第4期(高校3年生)を実施

(3) 水痘予防接種

- ・ 場 所 受託医療機関
- ・ 対 象 生後12月から36月に至るまでの間にある者 3か月以上の間隔で2回
- ・ 時 期 通年
- ・ 接種方法 個別接種、皮下注射2回
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」「わが家の健康カレンダー」等
- ・ 実施経過 平成26年10月1日から実施

(4) B型肝炎予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1歳に至るまでの間にある者
27日以上の間隔で2回、さらに1回目から139日以上の間隔で1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射3回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成28年10月1日から実施

(5) 四種混合（ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風）予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1期初回 生後3月から90月に至るまでの間にある者
20日以上の間隔で皮下注射3回
1期追加 生後3月から90月に至るまでの間にある者
1期初回（3回）終了後、6か月以上の間隔で皮下注射1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射（1期初回3回、1期追加1回）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 昭和43年より実施してきた三種混合（ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎）予防接種に不活化ポリオを加え、平成24年11月1日から四種混合として実施

(6) 二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種（四種混合・三種混合2期）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 小学校6年生で、四種混合又は三種混合予防接種を3～4回終了している児童
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射1回
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 令和元年度から接種期間を、「8月～10月」から「通年」に変更

(7) ポリオ（急性灰白髄炎）予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 初回 生後3月から90月に至るまでの間にある者
20日以上の間隔で皮下注射3回
追加 生後3月から90月に至るまでの間にある者
初回（3回）終了後、6か月以上の間隔で皮下注射1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射（初回3回、追加1回）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成24年6月で生ワクチンの集団接種は終了
平成24年9月24日から不活化ワクチンの個別接種を開始
- ・備 考 生ワクチン1回接種した者は、不活化ワクチンを3回接種
生ワクチン2回接種した者は、不活化ワクチンの接種は不要

(8) 日本脳炎予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1期 生後6月から90月に至るまでの間にある者
2期 9歳以上13歳未満で1期追加を終了している者 皮下注射1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射
1期初回 6日以上の間隔で皮下注射2回
1期追加 1期初回終了後、6か月以上（概ね1年）を経過した時期に皮下注射1回
※ 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への措置として
 - ・平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（特例対象者）は、20歳未満の時期に1～2期全4回のうち不足分を接種することができる。
 - ・平成19年4月2日から平成21年4月2日までに生まれた者（特例対象者）は、13歳未満の時期に1期の不足分を接種することができる。
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
※ 平成17年5月30日より積極的な勧奨を差し控えていたが、平成22年4月1日から勧奨が再開された。
※ 平成28年度から第1期の標準的な接種期間に該当する者（3歳）、第2期の標準的な接種期間に該当する者（9歳）及び特例対象者である18歳になる者に積極的な勧奨を実施

(9) Hib感染症の予防接種（ヒブ）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 生後2月から60月に至るまでの間にある者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 皮下注射 最高4回（接種開始年齢により接種回数・間隔が異なる）
 - 1) 初回接種開始時に、生後2月から7月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射3回
 - 追加 初回終了後7か月以上の間隔で皮下注射1回
 - 2) 初回接種開始時に、生後7月に至った日の翌日から12月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射2回
 - 追加 初回終了後7か月以上の間隔で皮下注射1回
 - 3) 初回接種開始時に、生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間にある者
 - 皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」等
- ・実施経過 平成22年7月から任意接種として接種費用の一部助成を開始
平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施

(10) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種（小児用肺炎球菌）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 生後2月から60月に至るまでの間にある者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 皮下注射 最高4回（接種開始年齢により接種回数・間隔が異なる）
 - 1) 初回接種開始時に、生後2月から7月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射3回
 - 追加 生後12月以降、初回終了後60日以上の間隔で皮下注射1回
 - 2) 初回接種開始時に、生後7月に至った日の翌日から12月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射2回
 - 追加 生後12月以降、初回終了後60日以上の間隔で皮下注射1回
 - 3) 初回接種開始時に、生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間にある者
 - 60日以上の間隔で皮下注射2回
 - 4) 初回接種開始時に、生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間にある者
 - 皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」等
- ・実施経過 平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施

(11) ロタウイルス感染症の予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 【1価ワクチン】生後6週に至った日の翌日から24週に至った日の翌日までにある者
27日以上の間隔で2回
【5価ワクチン】生後6週に至った日の翌日から32週に至った日の翌日までにある者
27日以上の間隔で3回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 経口接種
1価または5価のどちらかを接種し、同じワクチンで接種を完了する
初回接種を出生14週6日までに行う
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「乳幼児ハンドブック」
「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 令和2年10月1日から定期接種を実施（令和2年8月1日以降に生まれた方が対象）

(12) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 小学校6年生相当から高校1年生相当の年齢の女性
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 筋肉注射3回
2回目：1回目から1か月又は2か月の間隔において1回
3回目：1回目から6か月の間隔において1回
※2回目の接種間隔はワクチンの種類によって異なる。
- ・周知方法 個別通知（小6・高1）、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」
「乳幼児ハンドブック」等
- ・実施経過 平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施
平成25年6月14日付けの国の勧告により、積極的勧奨が差し控えとなる。
令和元年度から定期接種の対象であることを知らせる個別通知を開始
令和3年11月26日付けの国の通知により、令和4年度より積極的勧奨の再開が決定

(13) 高齢者の季節性インフルエンザ予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 満65歳以上
満60歳以上65歳未満で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ・時 期 10月～12月
- ・接種方法 個別接種 毎年皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
- ・接種料金 1,000円（市民税非課税世帯の者は申請により免除、生活保護世帯は備考参照）
- ・実施経過 平成13年4月1日から定期接種を実施
- ・備 考 令和3年度から生活保護世帯へは、専用の予診票を入れた個別通知により、事前申請不要とし接種料金を免除

(14) 高齢者肺炎球菌予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳
満60歳以上65歳未満で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 筋肉内又は皮下注射 1 回
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
- ・接種料金 2,000円（市民税非課税世帯の者、生活保護世帯の者は申請により免除）
- ・実施経過 平成22年7月1日から平成26年9月30日まで任意接種として接種費用一部助成を実施
平成26年10月1日から定期接種を実施
平成26年度から平成30年度までの経過措置を令和5年度まで延長
- ・備 考 過去に接種したことがある場合は対象外

(15) 成人男性の風しん 第5期の定期接種

- ・場 所 全国の受託医療機関
- ・対 象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
※これまで風しんの予防接種を受ける機会がなかった方で、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種
- ・実施方法 抗体検査を受検し、検査の結果、十分な免疫がない場合のみワクチン接種
- ・周知方法 個別通知（クーポン券送付）、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」、窓口チラシ等
- ・実施経過 国の風しんの追加的対策を受け、令和元年7月22日から実施
令和元年度から令和3年度までの実施期間を令和6年度まで延長

<実績>

(単位：人)

年度	抗体検査の受検者	ワクチン接種者
R1	2,104	367
R2	4,610	518
R3	1,346	233

＜実績＞（令和３年度実績）

区分		対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)	受託医療機関数 (R3. 4. 1現在)
不活化ポリオ	初回	3	0	0.0	受託医療機関 23か所
	追加	1	0	0.0	
	計	4	0	0.0	
B C G	計	1,392	1,258	90.4	受託医療機関 16か所
麻しん風しん 混 合	1 期	1,396	1,308	93.7	受託医療機関 37か所
	2 期	1,655	1,601	96.7	
	計	3,051	2,909	95.3	
四 種 混 合	1 期初回	4,518	3,798	84.1	受託医療機関 25か所
	1 期追加	1,392	1,396	100.3	
	1 期 計	5,910	5,194	87.9	
二 種 混 合	2 期	1,548	1,458	94.2	受託医療機関 35か所
日 本 脳 炎	1 期	6,492	3,367	51.9	受託医療機関 33か所
	2 期	2,877	948	33.0	
	計	9,369	4,315	46.1	
	特例対象者		460		
水 痘	計	4,217	2,603	61.7	受託医療機関 31か所
ヒ ブ	計	5,866	5,138	87.6	受託医療機関 27か所
小児用肺炎球菌	計	6,231	5,131	82.3	受託医療機関 27か所
B 型 肝 炎	計	4,176	3,765	90.2	受託医療機関 27か所
ロ タ	計	3,480	3,370	96.8	受託医療機関 16か所
ヒトパピローマ ウイルス (子宮頸がん)	中学生等	13,128	980	7.5	受託医療機関 44か所
インフルエンザ	高齢者	72,843	44,473	61.0	受託医療機関 142か所
肺 炎 球 菌	高齢者	2,968	1,727	58.0	受託医療機関 122か所
風しん（５期）	成人男性	—	233	—	全国の受託医療機関

年度別接種者数

(単位：人)

年度	乳幼児						
	ポリオ	B C G	麻しん 風しん	四種混合	二種混合	日本脳炎	水 痘
R1	0	1,435	3,202	5,951	1,482	7,682	2,917
R2	0	1,402	3,150	5,711	1,515	7,525	2,884
R3	0	1,258	2,909	5,194	1,458	4,315	2,603

年度	乳幼児				中学生等	高齢者		成人男性
	ヒブ	小児用 肺炎球菌	B型 肝炎	ロタ	子宮 頸がん	季節性 インフルエンザ	肺炎球菌	風しん (５期)
R1	5,698	5,856	4,340	—	723	41,307	2,004	367
R2	5,765	5,622	4,152	1,422	661	52,019	2,072	518
R3	5,138	5,131	3,765	3,370	980	44,473	1,727	233

2. 任意の予防接種

風しん抗体検査・ワクチン接種の費用助成（平成25年11月11日から実施）

- ・目的 妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成を実施する。
- ・場所 受託医療機関
- ・対象 ① 妊娠予定または妊娠を希望する女性(16歳以上50歳未満)
② ①の夫 ③ 妊婦の夫 ④ 妊婦の同居家族(平成2年4月1日以前生まれ)
- ・時期 通年
- ・実施方法 事前に保健予防課に申し込みの上、抗体検査を受検し、検査の結果、十分な免疫がない場合のみワクチン接種も対象となる。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」、窓口チラシ等
- ・接種料金 ①風しん抗体検査費 無料 ②ワクチン接種費 無料
- ・実施経過 平成25年11月11日から任意予防接種として抗体検査・接種費用の一部助成を開始
平成26年4月1日から抗体検査の全額助成、接種費用の2分の1助成（上限4,500円）を開始
平成29年4月1日から抗体検査・接種費用の全額助成を開始

<実績>

(単位：人)

風しん抗体検査・予防接種	R1	R2	R3
申請者	1,229	928	752
抗体検査（ワクチン接種含む）	942	681	522
ワクチン接種のみ	287	247	230
抗体検査を受けた者	707	555	448
ワクチン接種者	490	437	416
低抗体価の者	255	207	197
ワクチン接種のみ	236	230	219

<実績>（年度別接種者数）

(単位：人)

年度	高齢者 肺炎球菌	風しん	
		被検査者	被接種者
R1		707	490
R2		555	437
R3		448	416

【14】感染症予防事業

1. エイズ予防関係

(1) 検査・相談

エイズ及び性感染症の予防及び蔓延の防止を図るため、正しい知識の普及や来所相談・検査及び電話相談を実施している。

検査では、HIV 抗体検査のほか、希望者には同時に性器クラミジア抗体検査及び梅毒血清検査を実施している。

<実績>

(単位：件)

年度	検査件数			相談件数			相談内訳					
	計	男	女	計	男	女	電 話			来 所		
							計	男	女	計	男	女
R1	88	57	31	13	11	2	12	10	2	1	1	0
R2	54	32	22	42	34	8	38	32	6	4	2	2
R3	65	37	28	16	15	1	16	15	1	0	0	0

(2) 普及啓発

○世界エイズデー（12月5日）に特設検査を実施したほか、市総合保健センター1階にて、ポスター展示やレッドリボンツリーを設置し、エイズの正しい知識の普及及び患者等に対する偏見の解消を図るためのキャンペーンを実施した。

2. ウイルス性肝炎相談・検査

B型肝炎・C型肝炎について、検査を受けたことがない方や不安を持つ人に対する相談や検査を実施している。

<実績>

(単位：件)

年度	検査件数			相談件数			相談内訳					
	計	男	女	計	男	女	電 話			来 所		
							計	男	女	計	男	女
R1	25	16	9	7	5	2	6	4	2	1	1	0
R2	11	8	3	7	6	1	7	6	1	0	0	0
R3	8	2	6	9	3	6	9	3	6	0	0	0

3. 感染症発生状況（全数報告疾患）

＜実績＞（令和3年第1週～53週/令和3年12月31日）

（単位：件）

類型	疾病名	八戸市	青森県
一類感染症		—	—
二類感染症	結核	29	163
三類感染症	細菌性赤痢	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	3	32
四類感染症	E型肝炎	0	1
	A型肝炎	0	0
	つつが虫病	2	23
	レジオネラ症	2	11
五類感染症	アメーバ赤痢	0	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	7	49
	急性弛緩性麻痺	0	0
	急性脳炎	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	7
	後天性免疫不全症候群	3	8
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	8
	水痘（入院例）	0	2
	梅毒	7	18
	播種性クリプトコックス症	0	2
	破傷風	1	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0
	百日咳	1	3
	風しん	0	0

（令和4年3月5日現在 NESID）

4. 感染症発生動向調査状況

○週報告 ※管内医療機関定点（インフルエンザ13（内科5、小児科8）、小児科8、眼科2、基幹1）

＜実績＞（令和3年第1週～53週/令和3年12月31日実績）

（単位：件）

疾患名	報告件数	疾患名	報告件数
インフルエンザ	1	ヘルパンギーナ	5
RSウイルス感染症	359	流行性耳下腺炎	9
咽頭結膜熱	103	急性出血性結膜炎	0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	212	流行性角結膜炎	1
感染性胃腸炎	1,668	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	0
水痘	46	細菌性髄膜炎	6
手足口病	132	マイコプラズマ肺炎	0
伝染性紅斑	24	無菌性髄膜炎	5
突発性発疹	232	感染性胃腸炎（ロタウイルス）	0

（令和4年3月5日現在 NESID）

<実績>（令和3年第1週～53週/令和3年12月31日実績）

（単位：件）

STD 発生状況		薬剤耐性菌発生状況	
疾患名	報告件数	疾患名	報告件数
性器クラミジア	112	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	33
性器ヘルペスウイルス感染症	29	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4
尖圭コンジローム	26	薬剤耐性緑膿菌感染症	2
淋菌感染症	24		

（令和4年3月5日現在 NESID）

5. 集団発生施設指導状況

集団発生のあった施設に出向き、現地指導を実施した。

<実績>（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

実施年月日	施設の区分	指導対象疾病
令和4年1月24日	児童福祉施設	感染性胃腸炎
令和4年2月22日	児童福祉施設	感染性胃腸炎

6. 感染症診査協議会

感染症法第18条第6項（就業制限）の規定により、協議会に報告した。

<実績>（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：件）

実施年月日	就業制限対象疾病	件数
令和3年11月30日	腸管出血性大腸菌感染症 0-26 VT1	1
	腸管出血性大腸菌感染症 0-157 VT1、VT2	2
	腸管出血性大腸菌感染症 血清型不明 VT2	1

【15】結核予防事業

結核患者に対し、適正な医療を提供するとともに、患者の支援及び接触者等の健康診断等を実施し、結核のまん延予防と早期発見に努めた。

結核新登録患者数は、16人で前年より1人増加した。

1. 結核患者登録状況

＜実績＞（全登録者数）（令和3年12月31日時点）（単位：人）

年	総数	年齢階級									
		0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
R1	44	0	0	0	0	4	5	5	5	1	24
R2	30	0	0	0	0	4	2	5	3	1	15
R3	29	0	0	0	0	0	2	5	2	1	19

＜実績＞（全登録者の活動性分類）（令和3年12月31日時点）（単位：人）

年	総数	性別		活動性結核						不活動性結核	活動性不明	潜在性結核(別掲)	非結核性抗酸菌陽性(別掲)
				肺結核活動性					肺外結核活動性				
		登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他結核菌陽性	登録時菌陰性・その他							
		総数	初回治療	再治療									
R1	44	19	25	3	3	0	1	3	3	33	1	49	0
R2	30	13	17	3	3	0	2	0	0	22	3	39	0
R3	29	14	15	5	5	0	1	0	4	19	0	30	0

＜実績＞（新登録者数）（令和3年1月1日～令和3年12月31日）（単位：人）

年	総数	年齢階級									
		0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
R1	21 (17)	0	0	0	0 (1)	4 (4)	2 (5)	3 (3)	0 (1)	0 (1)	12 (2)
R2	15 (13)	0	0	0	0	0	1 (1)	3 (3)	1 (4)	1 (1)	9 (4)
R3	16 (12)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 (2)	1 (2)	0 (1)	1 (1)	14 (6)

※ 潜在性結核感染症は（ ）内に別掲

＜実績＞（新登録者の活動性分類）（令和３年１月１日～令和３年１２月３１日）（単位：人）

年	総数	性別		活動性結核						潜在性結核 (別掲)	非結核性抗酸菌陽性 (別掲)
				肺結核活動性				肺 外 結 核 活動性			
		登録時喀痰塗抹陽性			登録時 その他 の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 ・ その他					
		男	女	総数			初回 治療		再治療		
R1	21	8	13	9	8	1	3	4	5	17	2
R2	15	7	8	8	8	0	4	0	3	13	0
R3	16	6	10	10	10	0	2	1	4	12	0

＜実績＞（結核罹患率及び有病率）（令和３年１月１日～令和３年１２月３１日）

年	区分	各年 10月１日時点 総人口（人）	新登録者数 （人）	罹患率 （人口１０万対）	年末時活動性 全結核登録 患者数（人）	有病率 （人口１０万対）
R2	八戸市	226, 127	15	6. 6	5	2. 2
	青森県	1, 238, 730	120	9. 7	71	5. 7
	全国	126, 226, 568	12, 739	10. 1	8, 640	6. 8
R3	八戸市	223, 862	16	7. 1	10	4. 4

2. 結核健診

＜実績＞（接触者健診及び管理検診実施状況）

（単位：件）

区分		年度	接触者健診		管理検診
			家族	その他	その他
ツ反		R1	8	0	
		R2	4	0	
		R3	1	0	
I G R A（Q F T、T-spot）		R1	94	98	
		R2	74	195	
		R3	51	57	
X線	間接撮影	R1	0	0	0
		R2	0	0	0
		R3	0	0	0
	直接撮影	R1	6	98	116
		R2	5	56	117
		R3	13	30	91
精密	X線直接撮影等	R1	3	6	0
		R2	5	9	1
		R3	0	0	1
	菌検査	R1	0	2	0
		R2	0	0	1
		R3	0	0	1
被発見（潜在性を含む）		R1	3	5	0
		R2	4	4	0
		R3	4	3	0

【参考】

＜実績＞（結核定期健康診断実施状況）

（単位：人、％）

区分	間接撮影			精密検査				指導区分		ツ反			B C G
	対象数(A)	受診者数(B)	受診率(B)／(A)	対象数(C)	受診者数(D)	受診率(D)／(C)	菌検査	要医療	要観察	対象数(E)	受診者数(F)	受診率(F)／(E)	
事業所等	事業主	4,996	4,890	97.9	14	12	85.7	0	0	0			0
	学校長	2,479	2,463	99.3	12	12	100	0	0	0			0
	施設長	496	425	85.6	14	12	85.7	0	0	0			0
年度	R1	16,576	16,315	98.4	68	64	94.1	1	0	0			0
	R2	14,152	13,891	98.1	61	56	91.8	2	1	0			0
	R3	7,592	7,759	97.5	42	38	90.4	0	0	0			0

※（B）には間接撮影を省略し、直接撮影をした者を含む。

＜実績＞（一般住民結核健診状況）

（単位：人、％）

年度	間接撮影			精密検査				指導区分		ツ反			B C G
	対象数(A)	受診者数(B)	受診率(B)／(A)	対象数(C)	受診者数(D)	受診率(D)／(C)	菌検査	要医療	要観察	対象数(E)	受診者数(F)	受診率(F)／(E)	
R1	49,917	17,324	34.7	563	414	73.5	0	0	0				1,435
R2	51,361	14,750	28.7	499	422	84.5	0	0	0				1,402
R3	52,037	14,758	27.3	512	437	85.3	0	0	0				

※（B）には間接撮影を省略し、直接撮影をしたものを含む。

※（B）にはドック受診者が含まれていない。

※令和元年度から、肺がん・結核検診として40歳以上の方を対象に健診を実施している。

3. 訪問指導等実施状況

＜実績＞（訪問指導等実施状況）

（単位：件）

区分	件数	内容
相談	延 34	・接触者健診、管理検診の相談、来所でのDOTS面接等
	電話延 289	・接触者健診・管理検診受診勧奨、受療の勧奨、服薬等指導、家族への感染防止指導
家庭訪問	実 31 (延 194)	・新登録患者の調査（21件）、喀痰塗抹陽性者や服薬中断リスクが高い患者に重点をおき実施 ・喀痰塗抹陽性患者及び家族への対応状況（登録14日以内）：100%

4. 結核対策特別促進事業実施状況

(1) 特別対策事業

① 地域型DOTS推進事業

○退院DOTSカンファレンス

患者が退院後も服薬を継続し治療完遂するために、退院時、医師・薬剤師・看護師等の関係者とカンファレンス（青森病院5事例）を実施した。

○訪問DOTS

喀痰塗抹陽性患者や服薬中断リスクの高い患者に対し、服薬中断を防ぎ治療終了に導くために、22人に対し継続した服薬支援を行った。

1) DOTS 訪問看護師1名による DOTS 訪問指導

実人数 22人、延人数 126人

2) 保健師による DOTS 訪問指導

実人数 15人、延人数 47人

② 院内DOTS

患者及び家族に対して結核の正しい知識を提供し、早期から不安の軽減と治療への動機づけを図った。 実人数 5人、延人数 23人

(2) 一般対策事業

○結核予防技術者オンライン講習会に参加

○一般住民向け普及啓発活動

1) 9月24日～30日の結核予防週間について、広報や市ホームページにて周知、啓発

2) 結核予防のための講演会を開催

<実績> （結核予防のための講演会実施状況）

R3年度は講演会の実施なし。電話で個別対応した。

5. 感染症診査協議会の診査状況

<実績>

（単位：回、件）

年度	開催回数	感染症法第37条の2	感染症法第37条	計
R1	22	55	35	90
R2	19	26	26	52
R3	21	42	45	87

6. 結核読影会の実施状況

＜実績＞

(単位：回、件)

年度	開催回数	接触者健診	管理検診	計
R1	24	93	116	209
R2	24	60	112	172
R3	24	43	92	135

7. コホート検討会

結核患者の発見方法や治療成績の確認、DOTS 実施方法等について評価を行い、結核対策に役立てることを目的に実施している。

※R3年度は、新型コロナウイルス対応のため、実施なし。

【16】難病関係事業

難病患者やその家族からの日常生活及び療養相談に対し、医師、保健師または難病患者等訪問相談員が相談・指導・助言等を行い、在宅療養の推進を図った。

国では、指定難病にかかっている患者に対して、医療費の負担軽減を図るため、その治療に係る医療費の一部を助成している。平成27年1月1日から新たな指定難病医療費助成制度となり、対象疾病は令和3年11月から338疾病に拡大された。

指定難病医療費助成の申請窓口並びに特定医療受給者証新規交付は、三戸地方保健所が実施しており、指定難病医療費助成制度による八戸市の特定医療受給者数は1,577人（令和3年3月31日現在）であった。

1. 難病医療講演会

難病患者や家族が、専門の医師や看護師の講演により病気や日常生活の送り方に関する理解を深めると共に、個別相談を通して不安の解消を図り、住み慣れた地域で安心して療養できることを目的として毎年開催しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、開催を見合わせた。

2. 難病対策実務者連絡会

難病対策地域協議会の位置づけとして、難病患者の療養生活を支える関係者と本市が難病対策の課題について情報を共有することで連携体制の基盤を構築することを目的に毎年開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、開催を見合わせた。

3. 難病患者等相談

1) 所内相談 延8件

<実績>

(単位：件)

相談 実人員	相談内容（延件数）							
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労・就学	食事・栄養	その他	計
8	3	0	0	3	0	0	2	8

2) 電話相談 延71件

3) ケア会議（医療機関や訪問看護ステーション等とケア会議を実施） 延0件

4) 関係機関連絡 延10件

4. 家庭訪問

○難病患者等訪問相談員（2名）による訪問相談

在宅療養支援が必要と思われた難病患者に対して難病患者等訪問相談員が家庭訪問を実施
訪問相談：34延人（実人員23人）

○保健師による訪問相談

所内相談や療養生活アンケート等から、在宅療養支援が必要と思われた難病患者に対して保健師が家庭訪問を実施

訪問相談：延5人（実人員5人）

5. 療養生活に関するアンケート調査

難病患者の療養生活状況を把握し、今後の療養生活の支援を行うための基礎資料とすることを目的として「療養生活アンケート」を実施した。

- ・調査方法 三戸地方保健所での特定医療受給者証新規申請時に、アンケートを配布、返信用封筒を同封し、郵送で回収
- ・回答数 45 件
- ・事後支援 主に神経・筋疾患群の患者、医療機器装着者、不安の強い難病患者等へ電話や家庭訪問で相談支援を実施、継続支援者数は 41 名

6. 難病患者会活動支援

市内患者会は、八戸パーキンソン病友の会、みつばち会（全国膠原病友の会青森県支部）、青森 S C D・M S A 友の会八戸支部の 3 団体があり、窓口へのパンフレット設置を行う等の普及啓発を行った。また、医療講演会開催の周知について患者会を通して行った。

7. 青森県重症難病患者在宅療養支援事業の利用登録申請事業

青森県の事業の窓口として利用登録申請事務を実施、令和 3 年度時点の登録数は 3 件。

<実績>

(単位：件)

年度	R1	R2	R3
申請数	0	0	1

【17】精神保健福祉関係事業

精神保健福祉法に基づき、通報や精神科入院届出等の受理・進達、精神科医師による定期相談、保健師や精神保健福祉士による相談指導、措置症状消退後の患者や医療観察法対象者への地域生活支援、医療を必要とする精神障がい者に対しては医療施設の紹介または受診支援を実施した。

1. 精神障害に係る申請・通報・届出

法第23条警察官通報を12件受理し、三戸地方保健所へ進達した。

2. 精神科入院届出等受理・進達

精神科医療機関からの届出書・報告書を受理し、所管の保健所へ1,288件進達した。

3. 精神保健福祉相談

○定期相談：精神科医師による相談、月1回開催

○随時相談：保健師や精神保健福祉士による相談

<実績> (方法別相談件数)

(単位：件)

区分	定期相談	随時相談					計
		訪問	来所	電話	メール	その他	
延件数	9	68	42	421	2	375	917

※その他（ケア会議、連絡調整等）

<実績> (目的別相談件数)

(単位：件)

区分	相談内容															計
	受診・入院	通院・服薬	生活指導等	経済的問題	性格・行動上のこと	患者への接し方	アルコール	薬物	人間関係	施設入所	社会復帰	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他	自殺関連（再掲）	
延件数	247	18	75	18	7	28	8	3	10	0	4	6	4	114	37	542

※延件数は、ケア会議・連絡調整等を除いたもの

4. ケア会議・連絡調整等

<実績>

(単位：件)

区分	延件数	内容等
一般	375	退院時ケア会議、対応困難事例、連絡調整等
その他	20	医療観察法関係（うち合同訪問含む）

【18】自殺対策強化関係事業（令和4年4月1日 健康づくり推進課から移管）

1. 地域自殺対策強化事業（平成22年度から実施）

(1) 普及啓発事業

- ・ 目 的 自殺を防止するための相談機関の周知や心の健康に関する正しい知識の普及啓発を強化する。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター、公民館等
- ・ 対 象 一般市民、保健推進員
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 ①医師・保健師等による健康教室
②パンフレット等啓発グッズを利用した相談窓口の周知
③その他広報等を利用した知識の普及啓発
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」、「八戸市ホームページ」、「わが家の健康カレンダー」、ポスター、パンフレット、庁内キャンペーン
- ・ 従 事 者 医師、保健師等

<実績>

年度	自殺予防週間 キャンペーン	自殺対策強化月間 キャンペーン	自殺予防講演会等		
			回数	講師	参加者数
R1	パンフレット配布、 ポスター掲示等	・ 市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・ パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・ 広報はちのへ特集ページ掲載	※		
R2	パンフレット配布、 ポスター掲示、 八戸市総合保健セ ンターのライト アップ等	・ 市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・ パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・ 広報はちのへ特集ページ掲載 ・ 八戸市総合保健センターの ライトアップ等	1回	公認心理師	31人
R3	パンフレット配布、 ポスター掲示、 八戸市総合保健セ ンターのライト アップ等	・ 市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・ パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・ 広報はちのへ特集ページ掲載 ・ 八戸市総合保健センターの ライトアップ等	1回	精神保健福 祉士	22人

※ 令和元年度の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) 人材養成事業（令和2年度から実施）

- ・ 目 的 自殺予防対策を進めるため、身近にいるかもしれない、自殺を考えている人のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う市民をゲートキーパーとして養成し、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図る。
- ・ 場 所 八戸市総合保健センター
- ・ 対 象 一般市民、市職員
- ・ 回 数 随時
- ・ 内 容 講演及び演習
- ・ 周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」等
- ・ 従 事 者 公認心理師、保健師等

<実績>

(単位：回、人)

年度	回数	参加者数	内容
R2	2	30	ゲートキーパーの役割、悩んでいる人への声のかけ方等
R3	2	226	ゲートキーパーの役割、悩んでいる人への声のかけ方等

2. いのち支える八戸市自殺対策計画（令和元年11月策定）

- ・計画策定経過 平成28年の自殺対策基本法の改正により、全都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。

自殺対策を総合的に推進するため、全庁的な自殺対策関連事業の洗い出し後、令和元年5月に、自殺対策関連事業を所管する19課（部署）で構成する八戸市自殺対策庁内検討会議、さらには保健、医療、福祉、教育、商工・労働、警察・消防、学識経験者、民間団体等で構成する八戸市自殺対策ネットワーク会議を設置し、計画についての検討を行い、令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策計画」を策定した。また、令和2年11月に計画の進捗管理を行う「八戸市自殺対策推進本部」を設置した。
- ・計画の概要 基盤的な取組である基本施策と、本市の自殺者数の多いハイリスク群（高齢者、生活困窮者、勤務・経営）に対する重点施策、基本・重点施策以外の生きることの包括的な支援に対する生きる支援関連施策から構成され、すべての市民がかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市を目指す。

<実績>

実施時期	内容	
令和元年5月	第1回八戸市自殺対策庁内検討会議 第1回八戸市自殺対策ネットワーク会議	概要説明
8月	第2回八戸市自殺対策庁内検討会議 第2回八戸市自殺対策ネットワーク会議	素案検討・意見聴取
9月	パブリックコメント	
10月	第3回八戸市自殺対策庁内検討会議 第3回八戸市自殺対策ネットワーク会議	最終案検討・意見聴取
11月	八戸市自殺対策計画策定	
令和2年8月	第1回八戸市自殺対策庁内検討会議	計画進捗状況報告・意見聴取
11月	第1回八戸市自殺対策推進本部 第1回八戸市自殺対策ネットワーク会議	計画進捗状況報告・意見聴取 情報提供・意見交換
令和3年8月	第1回八戸市自殺対策庁内検討会議	計画進捗状況報告・意見聴取
10月	第1回八戸市自殺対策推進本部	計画進捗状況報告・意見聴取
11月	第1回八戸市自殺対策ネットワーク会議	情報提供・意見交換

【19】ひきこもり関係事業（令和4年4月1日 健康づくり推進課から移管）

1. ひきこもり講演会（平成19年度から実施）

- ・目的 ひきこもりについての正しい知識の普及・啓発を図る。
- ・場所 令和2年度 八戸市総合保健センター 1階大ホール
令和3年度 八戸市総合福祉会館 2階多目的大ホール
- ・対象 一般市民

<実績>

年度	回数	参加者数	演題
R1	1回	74人	ひきこもりを理解するために ～家族・支援者ができること～
R2	1回	35人	ひきこもりを理解するために ～当事者・家族への関わり方を学ぶ～
R3	1回	39名	ひきこもりの理解と対応

2. ひきこもり関係団体への支援

(1) ひきこもり対策ケース会議の開催

ひきこもり支援の充実を図るため、関係機関が相互に連携して取り組むことを目的に開催する。

- ・参集者 地域支援者、警察関係者、行政機関の職員、その他ひきこもりの相談に関係する者

<実績>

年度	実施回数	参集者数	内容
R1	1回	16人	・各関係機関・団体の取り組み状況の報告および意見交換 ・情報提供「高齢者支援センターの業務内容と役割について」 提供者：八戸市地域包括支援センター所長 ・事例提供、意見交換
R2	1回	13人	・各関係機関における取り組みについて ・意見交換「新型コロナウイルス感染症による相談支援等の影響について」
R3	1回	20人	・各関係機関における取組状況について ・情報提供「青森県ひきこもり地域支援センターの活動について」

(2) 民間団体への支援

民間団体主催の講演会、親の会等へ出席し、相談対応状況についての情報提供を行い、連携を図る。

・従事者 保健師

<実績>

年度	従事回数	参加人数	主催団体	場 所
R1	1回	34人	学習サークル「サンハウス」	八戸市障害者地域生活支援センター (ハピア)
R2	1回	12人	学習サークル「サンハウス」	八戸市障害者地域生活支援センター (ハピア)
R3	1回	11人	学習サークル「サンハウス」	八戸市障害者地域生活支援センター (ハピア)

【20】健康被害関係事業

1. 公害健康被害者救済事業

大気汚染の影響によると認められる健康被害者に対し、医療費の支給等の補償を行うことにより、被害者の救済を図った。

(1) 認定患者数

(単位：人)

区分	全認定者数	失効者内訳						現認定者数
		死亡	治癒	辞退	転出	取消	計	
R2 年度までの計	70	33	4	20	7	0	64	6
R3 年度中の変更	0	1	0	0	0	0	1	-1
累計	70	34	4	20	7	0	65	5

(2) 公害健康被害者認定審査会の実施

令和3年6月17日(木)八戸市庁会議室にて審査会委員5名による認定審査を実施し、認定患者6名は継続認定された。

2. 石綿健康被害の申請事務及び相談

独立行政法人環境再生保全機構から委託を受け、認定申請書等の書類受付、救済制度及び申請等手続きの説明・相談を行う。

申請及び相談件数 0件

【21】衛生関係事業

1. 食品衛生関係

(1)営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（旧法許可施設）

食品衛生法による営業許可は、申請に基づき施設を調査し、基準に適合すると認められたものに対して、期限を付して行っている。管内には、令和3年5月末までに許可を取得した施設は24業種3,758件あり、これらの施設に対する監視件数は延べ324件であった。

＜実績＞

（表中空欄の箇所は0件）（単位：施設、件）

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視指導 件数	行政処分件数				
		継続	新規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他
飲食店営業	2,739	36	61	412	176		1			
一般食堂・レストラン等	839	13	21	44	75		1			
仕出し屋・弁当屋	103	2		12	11					
旅館	44		1	2	2					
その他	1,753	21	39	354	88					
喫茶店営業	34	5	1	29	8					
菓子(パンを含む。)製造業	327	6	4	35	36					
あん類製造業	2			1	7					
アイスクリーム類製造業	49		1	9	2					
清涼飲料水製造業	7			1						
乳酸菌飲料製造業										
冰雪製造業	14				1					
食用油脂製造業	1									
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業	12		1		3					
しょうゆ製造業	2									
酒類製造業	6									
豆腐製造業	5			1	2					
納豆製造業				1						
麺類製造業	29	1			3					
そうざい製造業	129	1	1	4	13					
かん詰又はびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)	16			1	3					
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限り)製造業	3				3					
ソース類製造業	4				1					
乳処理業										
特別牛乳搾取処理業										
乳製品製造業										
集乳業										
食肉処理業	7				1					
食肉販売業	95	6	2	8	22					
食肉製品製造業	4			2	2					
魚介類販売業	220	7	25	65	34					
魚介類競り売り営業	6									
魚肉練り製品製造業	7			1	1					
食品の冷凍または冷蔵業	40	1		2	6					
食品の放射線照射業										
計	3,758	63	96	572	324	0	1	0	0	0

(2) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（新法許可施設）

令和３年６月１日から食品衛生法の一部が改正され、許可業種の見直しが行われた。旧法と同様に申請に基づき施設を調査し、新基準に適合すると認められたものに対して、期限を付して許可している。管内には、令和３年６月以降許可を取得した施設は１６業種４７６件あり、これらの施設に対する監視件数は延べ３２１件であった。

<実績>

（表中空欄の箇所は０件）（単位：施設、件）

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視指 導件数	行政処分件数				
		継続	新規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他
飲食店営業	371		372	2	242					
調理の機能を有する自動販売機										
食肉販売業	9		9		7					
魚介類販売業	26		26		14					
魚介類競り売り営業	1		1		1					
集乳業										
乳処理業										
特別牛乳搾取処理業										
食肉処理業	1		1		1					
食品の放射線照射業										
菓子製造業	31		31		26					
アイスクリーム類製造業										
乳製品製造業										
清涼飲料水製造業	1		1		2					
食肉製品製造業										
水産製品製造業	10		10		7					
氷雪製造業										
液卵製造業										
食用油脂製造業										
みそ又はしょうゆ製造業	3		3		3					
酒類製造業										
豆腐製造業										
納豆製造業	1		1		2					
麺類製造業	4		4		1					
そうざい製造業	8		8		5					
複合型そうざい製造業	3		3		2					
冷凍食品製造業										
複合型冷凍食品製造業										
漬物製造業	3		4	1	4					
密封包装食品製造業	3		3		3					
食品の小分け業	1		1		1					
添加物製造業										
計	476	0	478	3	321	0	0	0	0	0

(3) 営業届出を要する業種・施設・監視等の状況

給食施設等の許可を要しない施設が管内には1,808件あり、これらの施設に対する監視件数は、延べ65件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は0件) (単位:施設、件)

業種	施設数	監視指導 件数	行政処分件数				
			営業 禁止	営業 停止	改善 命令	物品 廃棄	その他
魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	208	5					
食肉販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	226	5					
乳類販売業	429	7					
氷雪販売業	1						
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	179	2					
弁当販売業	1	5					
野菜果物販売業	76	9					
米穀類販売業	13						
通信販売・訪問販売による販売業	3						
コンビニエンスストア	102	7					
百貨店、総合スーパー	37	3					
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	106						
その他の食料・飲料販売業	157	16					
添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	3						
いわゆる健康食品の製造・加工業							
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	4						
農産物保存食料品製造・加工業	12						
調味料製造・加工業	2						
糖類製造・加工業							
精穀・製粉業	1						
製茶業	4						
海藻製造・加工業							
卵選別包装業	4						
その他の食料品製造・加工業	29	1					
行商	2						
集団給食施設	144	4					
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6						
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの							
その他	59	1					
計	1,808	65	0	0	0	0	0

(4) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除、適正な表示を徹底させるため、製造所及び販売所の監視指導を行ったほか、必要に応じて食品を収去し、理化学、細菌学及び放射性物質検査を実施した。収去検体数は 21 検体であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は 0 件) (単位: 検体)

食品名		検査した 収去検体数	理化学検査 (延数)		細菌学検査 (延数)		放射性物質 検査 (延数)	
			良	不良	良	不良	良	不良
魚介類		1	1					
冷凍食品								
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)		2			2			
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		1			1			
乳製品								
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き マーガリンを含む)								
アイスクリーム類・氷菓								
穀物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		1	1					
野菜類・果物類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)		5	5					
菓子類		10	7		3			
清涼飲料水								
酒精飲料								
かん詰・びん詰食品								
その他の食品		1			1			
添加物	化学的合成品及び製剤							
	その他の添加物							
器具及び容器包装								
おもちゃ								
飲料水								
乳類								
計		21	14	0	7	0	0	0

(5) 不良食品等の発見及び措置状況

保健所による監視、消費者からの通報などにより発見された不良食品については、製造者に対し改善指導を行うとともに、必要な行政措置を講じるなど、再発の防止に努めた。不良食品発生件数は20件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は0件) (単位：件)

項目	不良食品発生件数	消費者の届出	保健所での発見	事業者等からの届出	発見場所		不良理由					行政措置の状況					
					県内	県外	表示違反	細菌	化学	カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	指導	他の保健所に移送	その他
食品	菓子類	4	4		4		2			2		1				3	
	乳及び乳製品																
	食肉及び食肉製品	1	1		1					1		1					
	魚介類及びその加工品	8	6	1	1	3	5	3		5		1			3		4
	冷凍食品																
	清涼飲料水	2		2		2		1			1	1			1		
	めん類																
	そうざい及びその半製品	4	2	2		4		3		1		1			3		
	漬物																
	アイスクリーム類																
	果実及び野菜	1	1			1				1					1		
	その他の食品																
食品添加物及びその他の製剤																	
器具及び容器包装																	
計		20	14	5	1	14	6	9	0	0	10	1	5	0	0	8	4

(6) 行政処分等の状況

食品衛生法違反事例については、八戸市食品衛生法関係行政処分等事務取扱要領に基づいて処理している。

令和3年度の行政処分等は1件であった。

(7) 食中毒発生状況

食中毒発生時には、迅速な調査を実施し、適切な措置を講じることにより、被害の拡大防止と再発防止に努めている。

令和3年度の食中毒事件の発生は1件であった。

(8) 食品衛生関係講習会の実施状況

食品衛生責任者講習会の他に、食品衛生指導員を対象として、食中毒予防や適正表示の講習会を実施した。衛生講習会は延べ14回実施し、受講者数は524人であった。

<実績>

(単位：回、人)

年度	食品衛生責任者等		その他		計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
R1	8	601	52	740	60	1,341
R2	13	511	6	213	19	724
R3	7	374	7	150	14	524

2. 化製場等関係

(1) 化製場の設置状況

獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革・油脂・にかわ・肥料・飼料・その他の物を製造するために設けられた施設であり、3施設が許可を受けている。

（令和4年3月31日現在）

名 称	所在地	許可年月日	製品の種目	取扱原料の種目
三共理化工業(株)八戸工場	八戸市大字市川町字下揚 45-60	S58. 6. 20	飼料	肉、皮、骨、臓器
青森県化製事業協同組合	八戸市大字市川町字下揚 45-60	H14. 12. 3	肉骨粉	へい獣（牛、豚）
青森県化製事業協同組合	八戸市大字市川町字下揚 45-93	H24. 7. 20	蒸製骨粉	豚の骨

(2) 化製場法第8条で規定される施設の設置状況

魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂・にかわ・肥料・飼料・その他の物の製造施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するための貯蔵施設であり、8施設が許可を受けている。

（令和4年3月31日現在）

名 称	所在地	許可年月日	製品の種目	取扱原料の種目
(有)島守水産加工場	八戸市大字市川町字下揚 49-9	S49. 12. 23	油脂・肥料 ・飼料	魚介類
(有)丸三 三浦商店	八戸市大字市川町字下揚 49-7	S54. 8. 30	油脂	魚介類
(株)丸昌 工藤商店	八戸市大字市川町字下揚 45-36	H17. 6. 16	皮革	豚・牛皮
(株)丸昌 工藤商店	八戸市大字市川町字下揚 45-71	S61. 4. 12	皮革	豚・牛皮
丸光水産(株)本社工場	八戸市諏訪二丁目 26-16	S45. 1. 12	飼料	魚介類 (仕入れ魚粉)
丸光水産(株)加工団地工場	八戸市大字市川町字下揚 45-64	S54. 9. 25	飼料	魚介類 (仕入れ魚粉)
日本化工(株)八戸工場	八戸市大字市川町字下揚 17-1	S50. 5. 29	魚油・魚粕	魚介類
(株)ダイニチ 八戸工場	八戸市大字白銀町字洲賀 端 75-1	R3. 11. 24	飼料	魚介類

(3) 死亡獣畜取扱場の設置状況

死亡獣畜の解体焼却埋却のために設けられた死亡獣畜取扱場は、1施設が認可を受けている。

(令和4年3月31日現在)

名 称	所在地	許可年月日	区分	処理能力
環境技術㈱	八戸市大字尻内町字下毛合清水 1-29	H6. 1. 11	焼却	めん羊3頭 / 3時間 牛豚処理実績なし

3. 生活衛生関係

(1) 生活衛生関係営業施設の状況

生活衛生関係営業施設の施設数は理容所 331 件、美容所 555 件、クリーニング所（一般）50 件、クリーニング所（取次）87 件、旅館業（旅館・ホテル）73 件、旅館業（簡易宿所）9 件、旅館業（下宿）2 件、公衆浴場（一般）27 件、公衆浴場（その他）21 件、興行場 11 件であった。

(2) 生活衛生関係営業施設の検査確認、許可等に関する状況

生活衛生関係営業施設における衛生を確保するため、理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場・興行場について、検査確認、許可に関する事務を行っている。

令和3年度の検査確認、許可等の件数は、理容所 7 件、美容所 22 件、クリーニング所（一般）1 件、クリーニング所（取次）2 件、旅館業（旅館・ホテル）1 件、旅館業（簡易宿所）1 件、公衆浴場（一般）1 件、公衆浴場（その他）3 件、興行場 1 件であった。

また、変更届を 132 件、承継届を 5 件、廃止届を 50 件受理した。

(3) 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

生活衛生関係営業施設に対しては定期的な監視・指導を行い衛生確保に努めている。

令和3年度に理容所 78 件、美容所 112 件、クリーニング所 38 件、旅館 22 件、公衆浴場 29 件、興行場 6 件の監視指導を行った。

4. 専用水道、簡易専用水道関係

専用水道、簡易専用水道の施設数は専用水道 7 件、簡易専用水道 225 件であり、令和3年度の設置届は簡易専用水道 3 件、変更届は専用水道 3 件、簡易専用水道 29 件、廃止届は簡易専用水道 4 件であった。また、令和3年度に専用水道 2 件、簡易専用水道 7 件の監視指導を行った。

5. 特定建築物衛生関係

八戸市内に特定建築物は 80 件あり、設置届を 1 件、変更届を 43 件、廃止届を 1 件受理した。また、令和3年度の監視指導件数は 27 件であった。

6. その他の施設関係

その他の生活衛生関係施設として、コインオペレーションクリーニング営業施設が 53 施設あり、令和 3 年度の開設届は 2 件、変更届は 2 件、廃止届は 3 件、監視指導件数は 2 件であった。

また、遊泳用プールは 8 施設あり、令和 3 年度の監視指導件数は 3 件であった。

7. 温泉利用許可関係

温泉利用施設は許可 62 件（23 施設）あり、温泉利用許可について、令和 3 年度の変更届は 1 件（許可 4 件 1 施設）、廃止届は 2 件（許可 2 件 1 施設）であった。また、温泉利用施設 1 施設の監視指導を行った。

8. 家庭用品関係

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では健康被害を起こすことが明らかになった家庭用品の中の化学物質を「有害物質」に指定し、家庭用品の種類に応じてその含有、溶出量等の基準を設けている。

市民の家庭用品による健康被害を防止するため、試買した繊維製品及び家庭用化学製品 12 検体のホルムアルデヒドについて検査を実施したが、基準値を超えるものはなかった。

【22】動物愛護関係事業

1. 飼い犬の登録、狂犬病予防関係

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき「犬の登録」、「毎年の狂犬病予防注射の接種」が義務付けられている。平成12年度から法改正に伴い登録・狂犬病予防注射済票交付は市町村長の事務となり、現在に至っている。

(1) 犬の登録

登録は衛生課、保健所分室及び集合注射会場で受付している。令和3年度の登録頭数は8,710頭で前年度より47頭増加した。

<実績>

(単位：頭)

年度		H29	H30	R1	R2	R3
年度末登録数		9,131	8,934	8,853	8,663	8,710
異動	新規登録	721	692	698	785	768
	転入	106	81	89	97	105
	転出	△75	△89	△140	△125	△100
	引取り	△2	△5	△2	△2	△2
	死亡等	△879	△876	△726	△945	△724

(2) 狂犬病予防注射

例年、狂犬病集合予防注射は春と秋の2回実施しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため秋の集合注射を中止した。

<実績>

区分	実施期間	実施会場
集合注射 春	4月下旬～5月下旬(19日間)	149会場

① 予防注射（注射済票交付）の推移

令和3年度の注射頭数は7,669頭で前年度より55頭増加、接種率は88.0%で前年度より0.1ポイント増加した。

<実績>

(単位：頭、%)

年度			H29	H30	R1	R2	R3
予 防 注 射 数	集合注射	春	4,075	3,782	3,514	0	2,946
		秋	748	718	685	2,327	0
		計	4,823	4,500	4,199	2,327	2,946
	個別注射 (うち窓口交付分)		3,579 (121)	3,809 (192)	3,911 (212)	5,287 (300)	4,723 (333)
	合 計		8,402	8,309	8,110	7,614	7,669
	登録数(年度末)		9,131	8,934	8,853	8,663	8,710
接種率		92.0%	93.0%	91.6%	87.9%	88.0%	

② 狂犬病予防事業及び手数料徴収事務委託

集合注射、個別注射（市内指定動物病院）における注射済票交付及び交付手数料徴収事務は、（公社）青森県獣医師会に委託している。

衛生課及び保健所分室では、市外またはペットショップ併設の動物病院接種分の注射済票の交付と再交付を実施した。

(3) 接種率向上の取り組み

① 未接種者への催告

平成 26 年度より、秋（臨時）集合注射終了後、未接種犬の飼い主を対象に、1 月末までの接種を促す通知を発送している。

催告通知による接種率は、令和 3 年度は 24.5%であった。

<実績>

（単位：件、頭、%）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
催告書発送件数	1,580	1,432	1,506	1,860	1,744
催告通知による接種数	307	309	344	404	428
接種率	19.4	21.6	22.8	21.7	24.5

② 飼い犬飼育指導員

未接種犬の飼い主に、注射の接種及び適正飼育について電話による指導等を実施した。なお、令和元年度までは飼い主宅に委託指導員が訪問し指導を行っていた。

<実績>

（単位：頭）

年度	H29	H30	R1	R2	R3
指導対象数	835	1,227	1,348	1,333	1,214

2. 動物愛護管理関係

平成28年度（平成29年1月）から狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、放浪犬の捕獲・抑留・返還、犬猫の引取り、負傷動物の収容・治療、犬による咬傷事故の対応、ペットの苦情相談等の業務を行っている。

(1) 捕獲・引取り・収容状況

青森県三戸地方保健所庁舎内に八戸市保健所分室を設置し、放浪犬の捕獲・抑留・返還、犬猫の引取り及び負傷動物の収容・治療等の業務を行っている。

なお、令和3年度の譲渡等の処分については青森県（青森県動物愛護センター）に、負傷動物の治療については（一社）青森県三八支部獣医師会に業務を委託した。

<実績>（犬についての処分等状況）

（単位：頭）

年度	区分	捕獲	引取り			負傷 収容	処分			
			所有者	所有者 以外	小計		返還	譲渡	殺処分	小計
R1	成犬	32	4	25	29	2	46	7	11	64
	子犬	4	0	0	0	0	0	0	4	4
	計	36	4	25	29	2	46	7	15	68
R2	成犬	33	2	31	33	2	54	5	9	68
	子犬	0	0	1	1	0	0	1	0	1
	計	33	2	32	34	2	54	6	9	69
R3	成犬	15	2	30	32	0	36	4	7	47
	子犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	2	30	32	0	36	4	7	47

<実績>（猫についての処分等状況）

（単位：頭）

年度	区分	引取り			負傷 収容	処分			
		所有者	所有者 以外	小計		返還	譲渡	殺処分	小計
R1	成猫	1	17	18	15	3	7	24	34
	子猫	5	112	117	29	0	10	136	146
	計	6	129	135	44	3	17	160	180
R2	成猫	3	18	21	22	4	2	39	45
	子猫	0	77	77	15	0	11	81	92
	計	3	95	98	37	4	13	120	137
R3	成猫	3	3	6	21	1	4	24	29
	子猫	0	68	68	25	6	3	84	93
	計	3	71	74	46	7	7	108	122

(2) 苦情・相談等処理状況

犬や猫に関する苦情や相談の受付を行い、適正飼育のための指導を行った。

<実績> (犬についての苦情等処理状況)

(単位：件)

年度	内容						計
	野犬※	吠え声	放し飼い	係留不適	汚損	その他	
R1	64	6	6	3	15	7	101
R2	68	12	8	5	18	3	114
R3	34	14	9	1	15	4	77

※所有者が判明しないもの

<実績> (猫についての苦情等処理状況)

(単位：件)

年度	内容					計
	野良猫※	鳴き声	放し飼い	汚損	その他	
R1	77	0	4	36	17	134
R2	80	2	2	41	19	144
R3	67	3	4	44	3	121

※所有者が判明しないもの

(3) 咬傷事故

犬による咬傷事故発生の際は、加害者及び被害者に保健所への届出を指導し、事故発生状況及び加害犬の確認、飼い主に対する再発防止指導等を行っている。

令和3年度の咬傷事故は16件発生し、再発防止指導を行った。

<実績> (咬傷事故の状況)

年度	件数	発生場所(件)			咬傷犬の登録状況等(頭)						被害者数(人)			
		犬舎等の周辺	公共の場所	その他	飼い犬			野犬	小計	死亡		その他		小計
					飼い主判明		飼い主不明			飼い主・家族	それ以外	飼い主・家族	それ以外	
					登録済	未登録								
R1	16	3	10	3	13	0	3	0	16	0	0	0	18	18
R2	9	3	3	3	8	1	0	0	9	0	0	0	9	9
R3	16	6	5	5	15	1	0	0	16	0	0	0	16	16

【23】 新型コロナウイルス感染症への対応状況

1. 八戸市保健所の動き

(1) 八戸市保健所の新型コロナウイルス感染症対策の経過（会議関係を除く）

年月日	内容
令和3年 4月21日	・新型コロナワクチンの住民接種開始（高齢者施設より順次） ※以下、ワクチン接種の実施経過は「7. ワクチン接種の実施状況」に整理
4月26日	・3度目の緊急事態宣言の発出を受け、市対策本部を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市対策本部に移行（任意→法定）
8月6日	・八戸市で自宅療養の運用開始。健康観察にHER-SYS利用 ※自宅療養者の希望により、医師のオンライン診療等に対応 ※療養期間中の生活支援物資の提供を外部委託により実施
8月29日	・飲食店営業時間短縮要請にあたり、県に対し「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」提出
8月30日	・全庁からの応援職員の受入（～10月1日）
9月1日	・市有施設を原則休館とする取扱い（～9月30日） ・飲食店営業時間短縮要請開始（～12日）。緊急対策チーム（営業時間短縮要請担当）が対象区域の協力状況を調査
9月24日	・【県】宿泊療養施設の体制強化（市内2施設体制の運用開始）
10月1日	・3度目の緊急事態宣言の解除を受け、市対策本部を八戸市健康危機管理対策実施要綱に基づく健康危機管理対策本部に移行（法定→任意）
10月11日	・株式会社木下グループとの連携により、YSアリーナ八戸内に「新型コロナPCR検査センター」を設置
12月17日	「新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアル」策定
令和4年 1月7日	・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたPCR集中検査事業の開始（～3月31日） ※小児が利用する施設、認証飲食店等対象
1月12日	・【県】感染不安を感じる無症状の県民を対象とした無料検査の開始（木下グループ新型コロナPCR検査センターほか、市内薬局等で実施）
1月14日	・市内で初のオミクロン株確認
1月24日	・【国】いわゆる「みなし陽性」の運用に係る方針を発出 ・市有施設を原則休館とする取扱い（～2月28日） ※期間はその後4月10日まで延長
1月27日	・全庁からの応援職員の受入（～令和4年6月現在継続中）
3月29日	・【県】濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係る新たな方針を発出

(2) 保健師等応援職員の受入・派遣状況

年月日	内容
令和3年8月26日	・青森県からの応援派遣を受入（～9月13日） 積極的疫学調査支援及び感染拡大防止対策の指導（県感染症対策アドバイザー・保健師等）
令和3年8月28日	・国立感染症研究所及び青森県からの応援派遣を受入 感染拡大防止に係る指導（医師）
令和3年9月1日	・八戸市立市民病院より入院調整チームの応援派遣を受入（～28日） 陽性者の入院調整を支援（医師・看護師・臨床検査技師等）
令和3年9月17日	・青森県からの応援派遣を受入（～20日） 医療機関クラスターに係る対策を支援（医師、県感染症対策アドバイザー）
	・県内の感染管理認定看護師（ICN）の応援派遣を受入（～30日） 医療機関クラスターに係る対策を支援（感染管理認定看護師）

2. 対策会議及び対策本部の運営状況

(1) 八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・設置日 令和2年3月16日
- ・設置根拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項及び八戸市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・構成員 本部長：市長
副本部長：副市長、保健所長
本部長：教育長、病院事業管理者、各部局長、消防長、水道企業団事務局長
- ・名称 当初の「八戸市新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）対策本部」の名称を令和2年5月27日開催の第8回市対策本部会議から「八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」に変更
- ・体制 緊急事態宣言時には特措法等に基づく市対策本部として設置し、緊急事態宣言解除時には特措法等に基づく市対策本部を廃止して、八戸市健康危機管理対策実施要綱に基づく市対策本部へ体制を移行
- ・その他 (1) 令和元年度から2年度まで計10回開催
(2) 令和4年2月18日開催の第14回市対策本部会議から事務局所管を保健総務課から防災危機管理課へ移管

第11回	日時・場所	令和3年8月28日（土） 16時30分から	市庁別館2階会議室C
	内容	(1) 各部局の対応状況等 （健康部、総合政策部、まちづくり文化スポーツ部、総務部、商工労働観光部、農林水産部、福祉部、市民防災部、建設部、都市整備部、教育委員会） (2) 本部長指示	

第12回	日時・場所	令和3年9月29日（水） 16時30分から	市庁別館2階会議室C
	内 容	(1) 各部局の対応状況等（健康部、教育委員会） (2) 本部長指示	
第13回	日時・場所	令和4年1月20日（木） 17時00分から	市庁別館2階会議室C
	内 容	(1) 各部局の対応状況等 （健康部、総合政策部、まちづくり文化スポーツ部、総務部、商工労働観光部、農林水産部、福祉部、市民防災部、建設部、都市整備部、教育委員会） (2) 本部長指示	
第14回	日時・場所	令和4年2月18日（金） 15時00分から	市庁別館2階会議室B C
	内 容	※事務局所管を防災危機管理課へ移管 (1) 感染状況等（健康部） (2) 各部局の対応状況等（市民防災部、教育委員会、福祉部、都市整備部） (3) 本部長指示	
第15回	日時・場所	令和4年3月4日（金） 18時30分から	市庁別館2階会議室B C
	内 容	(1) 感染状況等（健康部） (2) 各部局の対応状況等 （市民防災部、まちづくり文化スポーツ部、教育委員会、福祉部、都市整備部） (3) 本部長指示	
第16回	日時・場所	令和4年3月18日（金） 17時00分から	市庁別館2階会議室B C
	内 容	(1) 感染状況等（健康部） (2) 各部局の対応状況等 （市民防災部、福祉部、教育委員会、まちづくり文化スポーツ部、商工労働観光部、都市整備部） (3) 本部長指示	

(2) 感染症診査協議会

（単位：回、件）

年度	開催回数	新型コロナウイルス感染症
R1	0	0
R2	11	152
R3	23	6,059

3. 感染防止対策事業

はちのへ with コロナあんしん行動サービス (CODE 8)

- ・ 目 的 市民が自身の行動履歴を登録するためのサービスを運用することにより、市民や事業者等が社会・経済活動へ参加しやすい環境を整えるとともに、感染症発生時の迅速な連絡体制を整える。
- ・ 事業概要 店舗等に掲示されたQRコードを読み込んでメール送信画面を起動し、送信ボタンを押すことでメールアドレスを登録する。利用した店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、注意を促すメールを一斉配信する。
- ・ 対 象 不特定多数の来客がある施設又はイベント
(市内飲食店、市内でのイベント主催者、市内観光施設、市内公共施設など)
- ・ 開 始 日 令和2年6月6日 ※提供期間については定めていない
- ・ 申請方法 利用を希望する民間事業者等については、下記のいずれかの方法により申請
 - 1) 市ホームページから申請書をダウンロードし、メールまたは郵送する
 - 2) 市ホームページの申込フォームから申請する

<実績> (令和4年3月31日時点)

(単位：件)

年度	登録件数											延利用者数
	公共施設	民間事業者								イベント等	合計	
		小売業	飲食店	宿泊業	医療	理容・美容等 サービス業	娯楽業	その他施設 (屋内)	計			
R2	80	30	162	13	1	30	11	31	278	27	385	39,250
R3	82	32	166	13	1	33	11	33	289	40	411	68,097

4. 相談の状況

(1) 受診相談センター

- ・ 目 的 新型コロナウイルス感染が疑われる場合に、事前に電話相談を受けることで一般の医療機関等を受診しての感染拡大を防止するとともに、診療・検査医療機関への受診を調整する。
- ・ 場 所 八戸市保健所 保健予防課 八戸市田向三丁目 6-1
- ・ 従 事 者 保健師、看護師
- ・ 経 過 令和2年2月7日 「帰国者・接触者相談センター」設置
 令和2年12月1日 新型コロナウイルス感染症に対する相談体制が変更されたことに伴い、「受診相談センター」に名称変更

(2) 相談体制等

【発熱や息苦しさ等の症状がある場合】

1) かかりつけ医がいる場合

- かかりつけ医に電話で相談し、対応可能の場合：指定された時間に受診
- 対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

2) かかりつけ医がいない場合

青森県新型コロナウイルス感染症コールセンターに電話で相談

3) 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合

八戸市保健所 受診相談センターに電話で相談

【上記の症状がない場合】

健康に不安を感じる等一般的な健康相談については、健康づくり推進課の電話相談にて対応

<実績> (相談受付件数)

(単位：件)

年度	一般健康相談	帰国者・接触者相談センター			合計
	合計	受診相談	その他	合 計	
	※コロナ関連の相談				
R1	570	531	356	887	1,457
R2	1,544	4,400	3,319	7,719	9,263
R3	225	2,069	6,898	8,967	9,192

5. 検査の状況

(1)検査体制

<実績>

(単位：件)

年度	(保健所依頼分)				診療・検査 医療機関	(再掲) 医師会 PCRセンター	合 計
	青森県 環境保健 センター	外注	自院	医師会 臨床検査 センター			
R1	63	0	0	0	0	0	63
R2	1,768	0	0	0	5,168	149	6,936
R3	2,073	13,552	1,180	3,930	32,162	77	52,897

※外注 … 検体採取協力医療機関から、民間の検査機関へ検査分析業務を委託し実施したもの

※自院 … 検体採取協力医療機関が自院で検査分析を実施したもの

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた PCR 集中検査事業

- ・ 目 的 … 感染の連鎖が生じやすい集団に対して定期的なスクリーニング検査を集中的に実施し、集団感染を未然に防ぎ、感染者の早期発見や感染拡大防止を図る。
- ・ 実施期間 … 令和4年1月7日から令和4年3月31日まで
- ・ 対 象 者 … 次の施設の従事者のうち、検査を希望する無症状の者
 - ①小児（5歳以上11歳以下）が利用する市内施設
 - ②「あおもり飲食店感染防止対策認証制度」により認証された市内飲食店
 - ③新型コロナワクチン接種の優先対象となった団体のうち、3回目接種が未完了で、かつ社会機能を維持するために特に必要であると市が選定した施設や事業所

<実績>

対象施設数	検査数	陽性者数	陽性率
952 箇所	14,183 件	164 人	1.11 %

(3) 妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図るため、令和2年10月より実施。妊婦に対し分娩前に新型コロナウイルス感染症検査を実施し、それにかかる費用の一部を助成する。(上限20,000円)

<実績>

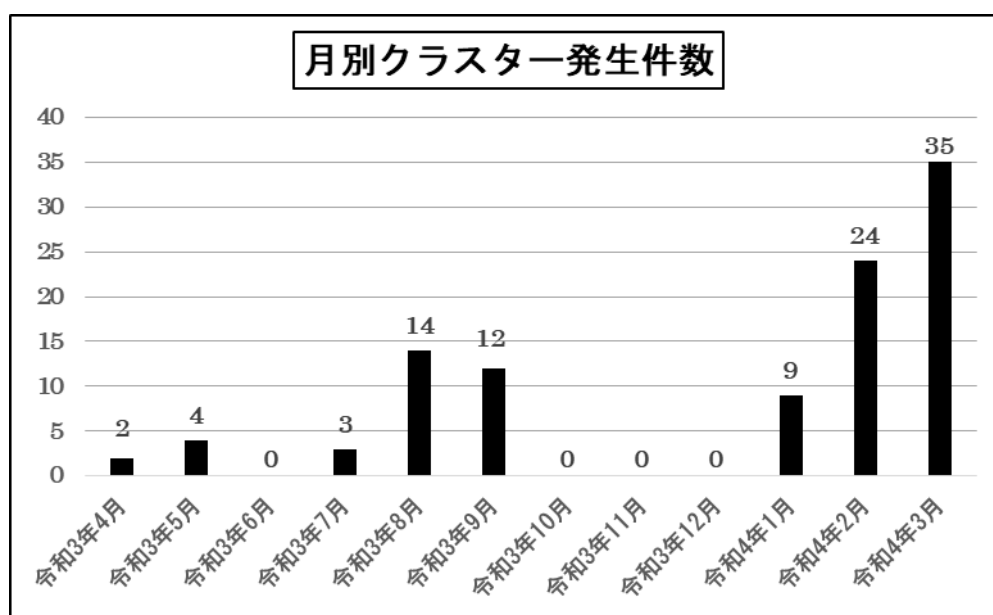
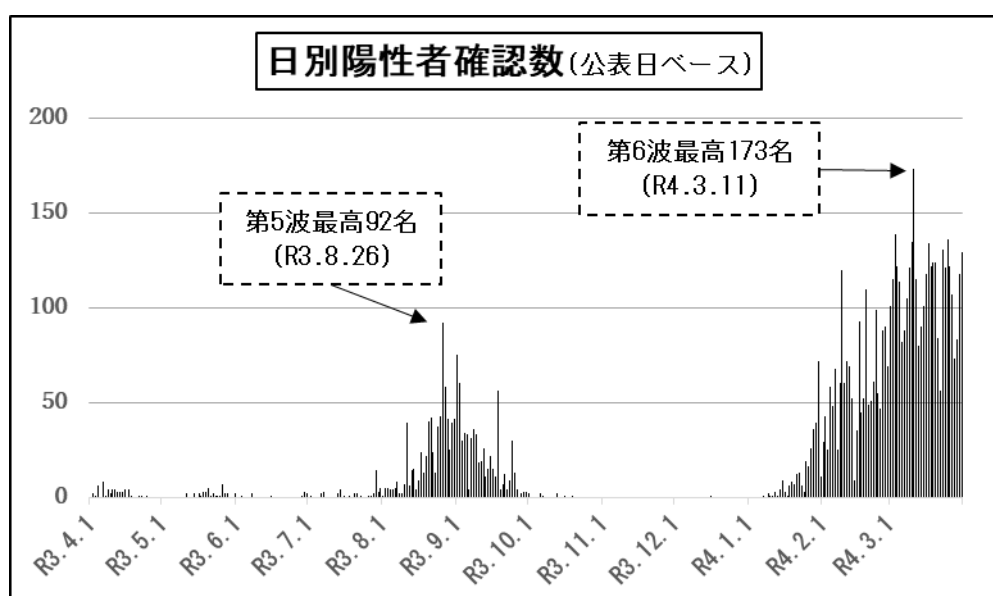
(単位：件)

年度	市民	県外からの里帰り	計
R2	123	22	145
R3	308	52	360

6. 陽性者の状況

(単位：人)

年度	患者総数	内訳						
		入院	宿泊療養	自宅療養	他管内 へ移管	既に療 養終了	死亡	(再掲) 死亡後確 定
R1	7	7	0	0	0	0	0	0
R2	151	101	49	0	0	0	2	1
R3	7,205	573	764	5,814	15	21	18	2



7. ワクチン接種の状況

年月日	実施経過
令和3年2月22日	医療従事者向け接種の開始 2/22～ 先行接種（国直轄）、3/8～ 優先接種（県主導）
4月21日	高齢者施設向け接種の開始（特別養護老人ホームから順次）
5月24日	個別接種の開始（約100医療機関で順次） 5/24～ 高齢者、8/23～ 64歳以下（基礎疾患を有する方は随時）
6月14日	集団接種の開始 6/14～ 高齢者、8/2～ 基礎疾患、9/13～ 64歳以下
8月2日	優先接種の開始（エッセンシャルワーカー対象）（～10/16）
8月30日	八戸版職域接種の開始（～10/16）
9月3日	妊婦及び配偶者（パートナー含む）向け優先接種 ※妊婦は産婦人科（随時）、配偶者等は優先接種会場（～9/20）
9月17日	こどもワクチンデー（～10/31） 9/17～ 個別接種、9/25～ 集団接種 ※小学6年生、中学生及び高校生対象の特別日程（土日に実施）
9月25日	青森県営広域接種の開始（～11/14）
12月1日	追加接種（3回目）の開始（18歳以上） 12/1～ 医療従事者等。以降、施設入所者及び入院患者等順次 個別接種：R4.2/1～、集団接種：2/21～
令和4年2月21日	優先接種（3回目）の開始（～4/30）（エッセンシャルワーカー対象） ※集団接種の一部枠を活用
3月1日	5～11歳（小児）向け接種の開始（個別接種のみ）
3月25日	追加接種（3回目）の開始（12～17歳） 個別接種：3/25～、集団接種：5/7～

発行年月 令和4年7月

保健所業務概要

発行 青森県八戸市
編集 健康部 保健総務課
(八戸市保健所)
